

ラムサール条約登録湿地関係市区町村における  
湿地教育の現状と課題

2025年3月

ラムサール条約登録湿地関係市区町村会議



## はじめに

2022年11月に開催されたラムサール条約第14回締約国会議（COP14）において、決議 XIV.11 「Wetland education in the formal education sector（学校を中心とする公教育部門における湿地教育）」が採択された。この決議は、学校教育における湿地教育を大きな流れとすること、そして、これを含む湿地教育の機会を充実させることを目指して、多様な取組を推進することを求めている。

湿地教育については、日本では長きにわたり地域や学校において、多様な人々の協力のもと多様な主体により実施されてきた。しかし、必ずしも「湿地教育」という纏まりで行われてきたとは限らない。

そこで、湿地教育をより豊かにしていくために、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議では、2023-25年度の3年間の学習・交流事業のテーマを「地域を支える湿地教育」とし、2023年度、24年度の「学習・交流会」において、「湿地教育」の基本的な考え方の共有、各地の事例報告、副読本の交流を踏まえた研修活動を実施してきた。

この報告書では、2023年度、2024年度の学習交流会においてコーディネーターをお勤めいただいた、法政大学名誉教授の笹川孝一先生と都留文科大学准教授の田開寛太郎先生にご協力いただき、これまでの発表事例以外にも広く、会員自治体の事例をとりまとめ、会員自治体に提供することで、各自自治体が学校現場との連携の際に参考となる資料とすることを目指した。

また、併せてこれらの事例を集計し、学校教育を中心とする公教育における湿地教育の推進にどのような課題があるのかについても、とりまとめを行った。

なお、2025年度は3年間のテーマの最終年となるため、アンケート結果を踏まえた報告書等を作り、2025年3月にジンバブエにて開催される、第15回ラムサール条約締約国会議（ラムサール条約 COP15）でのポスター展示のほか、11月に釧路市で開かれる第16回学習・交流会（市区町村研修会）での研修素材とするとともに、最終版は環境省に提供する予定となっている。



# 目 次

## はじめに

|  |          |
|--|----------|
| <b>I. 湿地教育の歴史</b> .....                                      | <b>1</b> |
| 1. ラムサール条約の前文・本文と湿地教育 .....                                  | 1        |
| 2. ラムサール条約の CEPA と「education」の変遷、および「湿地教育」決議の<br>受け止め方 ..... | 3        |
| 3. 日本における湿地教育の歴史 .....                                       | 5        |
| 4. ラムサール条約決議 X IV.11 「学校を中心とする公教育部門における湿地<br>教育」の受け止め方 ..... | 7        |
| <b>II. 湿地教育の現状と課題</b> .....                                  | <b>8</b> |
| 1. 湿地教育の実施状況 2023（令和5）年度のワークショップのまとめをベースに .....              | 8        |
| 2. 湿地教育に関するアンケート調査の実施 .....                                  | 10       |
| 1) 調査概要 .....  | 10       |
| 2) アンケート結果 .....   | 12       |
| （1）回答者の属性 .....  | 12       |
| （2）インフォーマル・エデュケーションについて .....                                | 12       |
| （3）ノンフォーマル・エデュケーションについて .....                                | 17       |
| （4）小中学生を対象としたフォーマル・エデュケーションについて .....                        | 23       |
| （5）教員の研修とラムサール条約担当部局とのかかわりについて .....                         | 27       |
| （6）高等学校における湿地に関わる教育について .....                                | 30       |
| （7）ラムサール条約担当部局と大学が連携して取り組む湿地の教育活動<br>について .....              | 33       |
| （8）ラムサール条約担当部局の人材について .....                                  | 36       |
| （9）湿地に関わる教育活動の予算について .....                                   | 40       |
| （10）ラムサール条約湿地を担当する部局と教育委員会との連携について .....                     | 44       |
| （11）湿地に関わる教育を行う際の課題について .....                                | 46       |
| （12）湿地の教育に関わる制度や計画などの裏付けについて .....                           | 48       |

|  |               |
|--|---------------|
| <b>Ⅲ. 各地の実践事例の紹介</b> .....   | <b>52</b>     |
| 1. 主体が広く国民・住民の間で行われている様々な教育プログラム .....   | 52            |
| 1) 地域の人々による清掃活動、調査活動 .....   | 52            |
| 2. 学校での教育への協力活動 .....  | 52            |
| 1) 夏休みの自由研究にもなる「いのち学」～鶴岡市の事例 .....   | 52            |
| 2) 学校への出前授業～鹿島市の事例 .....   | 53            |
| 3) 副読本への釧路湿原の記載を提案・実行～釧路市の事例 .....   | 55            |
| 4) ローカル&グローバル学習～豊岡市の事例 .....   | 55            |
| 5) ラムサール条約担当部局と高等学校、大学との連携～南三陸町の事例 .....   | 56            |
| 6) ラムサール条約担当部局による教員の研修～出水市の事例 .....  | 57            |
| 3. 計画や制度を活用した湿地教育 .....  | 57            |
| 1) 生物多様性基本計画への組み入れと国際交流 小山市 .....  | 57            |
| 2) 環境基本条例で「谷津干潟の日」「谷津干潟自然観察センター」を制定・設置し多様な教育活動を行っている 習志野市 .....                                | 58            |
| <br><b>Ⅳ. まとめ</b> .....  | <br><b>59</b> |
| <br><b>Ⅴ. 参考資料</b> .....   | <br><b>61</b> |
| 1. 決議 XIV.11 「Wetland education in the formal education sector (学校を中心とする公教育部門における湿地教育)」 日本語・英語 |               |
| 2. グループワークのための事例記入用紙における「インフォーマル・エデュケーション」「ノンフォーマル・エデュケーション」「フォーマル・エデュケーション」についての説明            |               |
| 3. 学校教育で〇〇教育を行うために (第 15 回学習・交流会での日置光久さんの言葉)   |               |
| 4. 学校教育法 一部抜粋<br>第二十一条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第四十五条、第四十六条、第五十条、第五十一条                                 |               |

## I. 湿地教育の歴史

### 1. ラムサール条約の前文・本文と湿地教育

#### 1) 「教育」と湿地

「湿地教育」は「湿地」と「教育」という2つのコトバから成るが、この2つのコトバは、次の3つのつなぎ方ができる。

1つは、「湿地」に関する教育であり、2つは「湿地」のための教育であり、3つは「湿地」における教育である。

漢字語としての「教育」とは、年長者が年少者の面倒を見ながら＝「教」、人間として育つことをサポートする営みである。また、ヨーロッパ語としての「education(英語、フランス語、イタリア語等)」は、ラテン語の「educare」＝引き出す、引き上げる、育てる＝を語源とする「educatio」＝能力を引き出すことに由来する。また、ドイツ語の「Erziehen」も「ziehen」＝引き出すことを語源とする言葉である。つまり、教育ということは、何か、学校っぽいことをやっていればよいということではなく、一人ひとりの人間の多様な能力を引き出し育むために主に年長者が年少者に働きかける行為を意味している。

それを前提として、大人などが自らを育てることを意味する自己教育 (self-education, selbsterziehung) や、互いに育て合うことを意味する相互教育という概念も作られてきている。

つまり、「湿地教育」は、「湿地」に関して、「湿地」のために、「湿地」において行われる、人間の能力を引き出し育てる、引き出し育て合う人間の行為を指すものだということができる。

#### 2) ラムサール条約の前文、本文における「湿地教育」

一方、「湿地」とはどういうものかということ、ラムサール条約では次のようなものとして扱っている。

##### ① 地球上の干潮時水深 6m以下の水のある所は、自然湿地と人工湿地に関わらず、全て「湿地」

まず、「湿地」を非常に広範なものとして定義している。地球は海洋と陸地から成り立つが、ラムサール条約第1条では、陸地にある水のある所は全て「湿地」として扱っている。自然湿地とは、コンブやワカメなどが生育する、干潮時に水深 6m以下の「浅海域」や干潟、藻場などを含む沿岸湿地と、河川、湖沼、湿原などを含む内陸性湿地の両方から成り、地下水系や地熱で温められた湿地としての温泉も含まれる。人工湿地とは、水田、廃水処理区域などを含み、廃水処理区域には下水道システムも含まれる。一方上水道システムは、自然湿地としての地下水系、湖沼や河川の延長でもある。

もともと wetland (湿地) というコトバは、ラムサール条約を作る際の造語である。それは、

人の生活に直接間接に関わる、水のある場所をすべて包括する言葉として作られたのである。したがって、湿地＝湿原でないことはもちろん、それぞれの自治体には、ラムサール条約登録湿地の他に、非常に多くの種類の湿地があることを知る必要がある。

#### ② 水文学、植物学、動物学、経済学、文化学を含む、水に関する総合的な視野が大事

ラムサール条約の「前文」は、湿地を保全・利活用する際の視点として、水の循環としての水文学的視点、ヒトを含む植物や動物の持続的な生育、生息の視点、人間の生活に関連する産業や経済、さらには生活様式としての文化の視点など、多様な視点を重視している。ラムサール条約は水鳥の保護のための条約であるという誤解は減ってきているが、複合的な視点が求められているということも、湿地教育を考える上で重要である。

#### ③ 登録湿地だけでなく全ての湿地が対象

ラムサール条約では、登録湿地だけではなく、全ての湿地を指している。したがって、地域において「湿地教育」を進めるためには、登録湿地を含むことはもちろんであるが、地域にある、あらゆる種類の全ての湿地を対象としている。これを理解することも、「湿地教育」を進める上でとても重要である。

#### ④ 水の循環と生命体の保全、人の営みについての総合的な条約

以上のことから、ラムサール条約は、地球上の水と植物・動物を含む多様な命、そしてその一部分であるヒト・人間の命の営みと暮らしに関わる事からの全てを視野に入れつつ、浅海域と陸地に焦点を当て、保全・再生、賢い利活用、それに関連する人の成長・発達・人格形成に関わる、総合的な条約だといえる。

#### ⑤ 条文における「湿地教育」の根拠条項

以上のことを前提に、「湿地教育」について考えるとき、条約本文についていえば、条約第4条が、その根拠となる条項だといえる。この条項は、湿地に関わる研究の促進やその国際的交流、湿地の保全等についてのモニタリング等をできる人の養成に論及している。つまり、湿地について、湿地のために、人々が保全・再生、利活用、研究、協力等をしていくために必要な能力を引き出し、自分自身で自分をコントロールできる人格を育てていく活動の重要性を述べている条項だと解することができる。

## 2. ラムサール条約の CEPA と「education」の変遷、および「湿地教育」決議の受け止め方

この、条約第4条を根拠条項として、ラムサール条約締約国会議では、広く教育に関する取り組みの指針を展開してきた。

### 1) EPA から CEPA へ

#### ① Education and Public Awareness (EPA)

その始まりは Education and Public Awareness で、直訳すれば、「教育」と「広く人々に対して認識を持ってもらう行為」を指すものといえる。教育の場としては、学校も、地域社会も、企業社会も含んでいる。より広く人々に知ってもらう手段としては、さまざまなキャンペーン、印刷物、放送、現場での直接的対話なども含んでいる。締約国は数が多く、経済発展の途上にある国々や高度に産業化された先進諸国までである。そこで、各国の状況に合わせて EPA を推進するということだったと考えられる。

#### ② Communication, Education Participation and Awareness (CEPA)

次の段階は、「Communication (対話)」と「Participation (参加)」が加わったことである。湿地の現場とは、具体的な地域であり、そこには具体的な人々の暮らしの営みがある。したがって、湿地の保全・再生、利活用、教育等の活動をする主体は、地域の人々であり、地方自治体や国家機関はそのサポートをする存在だという自覚の反映である。

### 2) 「Capacity Building」の積極的な意味

これをふまえて、2015年のウルグアイでの第12回締約国会議で「Capacity Building」が加えられ、「Communication, Capacity Building, Education Participation and Awareness」となった。「Capacity」というのは、能力一般のことではなく、何かを達成できる能力のことであり、しばしば「力量」と訳されることもある。つまり、湿地の保全・再生・利活用・計画策定やその実施を、自分たちで調査、検討して、多方面との協力連携をしながら、自らが主体になっていくという能力である。

そして、「Building」とは、そのような能力を自分自身で、また相互協力によって育てていく、育ち合っていく、ということの意味し、そのような意味を含めて「教養」＝教え養っていくと、訳されることもあるコトバである。

2015年にこれが入ったことは、最初の「Education and Public Awareness」というどちらかといえば政府主導、あるいは一部の目覚めた人たち主導から、住民・自治体主体のものへと転換させてきた歴史を、さらに発展させたものといえる。すなわち、「Communication,

Education Participation and Awareness」へと地域に暮らす人々が主体となった対話と参加が入って、いわば住民主体、地域主体へと移行していくという発想をさらに発展させ、国家はその支援の強化を行うという意思の表れとみることができる。そしてその目指すところは、湿地の現場の住民や地方自治体で働く人々が調査研究、計画・政策策定と実施を主体的に担えることを目指そうということ、いわば宣言したものともみなすことができる。

以上のような背景があって、「Capacity Building」が明確に位置づけられるようになったといえる。

### 3) ラムサール条約決議XIV.11「学校を中心とする公教育部門における湿地教育」

#### ① 近代学校制度としての「formal education system」と「近代教育学校」

さて、2022年の第14回締約国会議における決議「学校を中心とする公教育部門における湿地教育」は、このような文脈において、どのように理解されるべきだろうか？

それは、公教育学校という広い意味で国家が管轄する教育機関において、「湿地」に関連する教育活動を位置づけていこうという趣旨だといえる。

「学校」というものは、文字の教授を軸として「知識」の伝授や生産の方法を伝えるために成立したものである。それは、文字を使って現実を把握したり、過去や現在・未来を捉えたり、国家経営等に必要な文書の作成やそのやり取りなどを含む「知識」を教授・生産する場所であった。したがって、学校はそれぞれの社会の統治者を中心に発達したもので、その国家の領域に生活する人々の全てを対象とするものではなかった。それは、奴隷制を前提とする「市民」社会を基盤としていたり、寺院や教会などに付属していたりするものだった。

18世紀以降、近代のフランスを典型として、共和制もしくは立憲君主制の「国民国家」ができることによって、「国民」を育てるために、全ての「国民」を対象とする「普通国民学校」が成立した。具体的には様々な違いはあるものの、関連する制度、教育内容や方法、教員資格、卒業要件、卒業資格、学位、上級学校との接続条件などについて、国家が何ほどか関与する学校である。それは、伝統的なコミュニティや職人集団などの教育組織とは異なる制度を持つものである。

この制度を、国家の関与という視点から「フォーマル・エデュケーション」システムと呼ぶ呼び方がある。2022年の「湿地教育」決議は、このような意味での近代学校教育制度における「学校」やそれに準ずる「institute」=教育機関における「湿地教育」を盛んにしようという趣旨のものである。

## ② インフォーマル・エデュケーションとノンフォーマル・エデュケーション

ところで、近代学校教育制度ができて、すべての「国民」が学校に行くということになったものの、経済的事情、ジェンダーの問題、就学免除規定や就学猶予規定などがあり、障害の有無その他の諸事情によって、全ての人々が「学校」に行くということにはならなかった。それが、全ての人を平等に受け入れるようになったのは、現行憲法の下での教育基本法制定と、就学免除規定が基本的に撤廃されてからのことである。

また、「学校」というものが文字の教授とそれを使った「知識」の操作や生産、活用を軸としているので、人々の暮らしに関わる全てのことを学校が扱うことはできなかった。いわゆる「学校と社会との乖離」問題である。ここでは「学校に行けば行くほど、現実の暮らし、生産、社会の事がわからなくなる」という皮肉な現象もあちこちで起きた。

そこで、地域における多様な教育機会が、河川や湖沼、水田などを含む地域の自然や産業、神事、暮らしのルールなど、実際生活に関わる「技」「知識」「智慧」「社会的ルール」「教養」を伝える役割を担ってきた。そして、「学校」でも学校行事や一部の授業で、それらの機能を取り込んでいる。

つまり、「インフォーマル・エデュケーション」が独自の機能を持ち続け、かつ、それが学校などと連携する「ノンフォーマル・エデュケーション」を作り出してきた。

したがって、「フォーマル・エデュケーション」としての学校における教育の改善には、地域におけるインフォーマル・エデュケーションと両者の接点にあるノンフォーマル・エデュケーションが豊かであることが大事なのである。

そして、この三者の関係を押さえずに、学校の湿地教育だけを展開させようとする、無理が発生しかねないことに注意が必要である。

### 3. 日本における湿地教育の歴史

以上のことを日本に即していえば、おおよそ次のようにいえよう。

#### 1) 地域社会が行ってきた「水」の管理と湿地教育

日本という国家は、江戸時代 260 年を含めて、伝統的に地方分権的な社会だった。そこで、基幹産業としての水田を中心とする農業や、沿岸および内水面での漁業、さらには林業においても、必要な水を供給し、洪水と干ばつを防ぐことを中心とする水の管理は、地域社会が行ってきた。それは日本各地に今もある、「龍が窪」「九頭竜神社」「水分（みくまり）神社」「貴船神社」などの「龍神信仰」「天水分大神信仰」「高麗（たかおかみ）神信仰」にも見て取れる。ここでは、水を大切に使い汚さないこと、水争いをしないことなどが受け継がれて

おり、これは一種の「湿地教育」といえる。

## 2) 公権力が行ってきた「水」と湿地の管理と教育

江戸時代になると、地方政府としての各藩による新田開発や湖沼の管理が行われ、地域における水の管理や共同利用などは、藩の統制のもとに「村役人」などが管理責任者となって行われたが、そこでは多様な湿地教育を伴っていた。

## 3) 江戸時代の『農書』による湿地教育

この時代、本草学者、農学者が登場し、水の管理・活用等を含む各地の農業技術を取材して「農書」として出版し、『会津農書』の「田冬水」なども、地域を越えて読まれ、普及した。

## 4) 近代化による国民教育・学校による湿地関連の教育

### ① 国定教科書、検定教科書、学習指導要領における湿地教育としての実質

1872(明治5)年に、近代学校制度が始まるが、文部省が定めた教科書が使われる時代に、地理や理科の授業において、河川や湖沼、水田耕作を含む農業や漁業などの湿地利用の産業などが扱われた。また、「春の小川」や隅田川の春景色を歌った「花」などの音楽教材、文部省唱歌などによっても湿地に関する教育が行われた。また、各学校の「校歌」では、郷土の山や川が歌われてきた。また、1960年代後半から、水俣病、新潟水俣病を典型とする水の汚染が引き起こす魚類や人体への深刻な影響が社会問題化する中で、かつての足尾鉍毒事件なども含めた歴史的事柄や環境保全しようとする人々の闘いの他、環境庁の発足なども扱われた。

### ② 作文、綴り方、図画など教員の自由裁量による湿地教育としての実質

近代学校の教科には、必ずしも教科書が無かったり、教員の自由裁量が大きかったりする「綴り方」や「図画」などもあった。綴り方では生徒たちの日常生活が描かれることもあり、そこでは水のある地元の風景や、池や小川などの写生が行われることも多かった。

### ③ ラムサール条約についての論及があること

ラムサール条約の成立そのものが1971年であり、日本での批准は1980年なので、それ以前に、造語としての「湿地(wetland)」という語を使った「湿地教育」という概念は、基本的に日本では存在しなかった。しかし、実質的に、さまざまな「湿地」を取り扱った教材や

教育活動は学校においても行われてきた。そして近年は、国連の SDGs、ワシントン条約、生物多様性条約などと並んで、ラムサール条約が高校教科書でも扱われることとなった。ここに、実態としての湿地教育を基盤に、カテゴリーとしての「湿地教育」が学校においても成立しうる条件が生まれてきた。

#### 4. ラムサール条約決議XIV.11「学校を中心とする公教育部門における湿地教育」の受け止め方

1) 日本では、湿地教育の実質を積み重ね、「湿地教育」についての実質的な議論が始まった

以上のように、地域での湿地に関する、湿地のための、湿地における教育活動の歴史と広がりを基盤に、公教育としての社会教育と公教育としての学校において、湿地教育の実質が分厚く積み上げられてきた。そしてそれをふまえて、近年では教科書におけるラムサール条約への言及もあり、また 2019 年には、『湿地教育・海洋教育』（筑波書房）という書籍も刊行された。ここでは、地域と学校における「湿地教育」についての事例紹介と分析が行われている。

2) 決議を受け止める際に必要な諸課題

したがって、日本では、「湿地教育」決議を受け止め、日本なりの展開をしていく基盤が十分にあるといえるが、その進展のためには、次のような諸条件が必要だと考えられる。

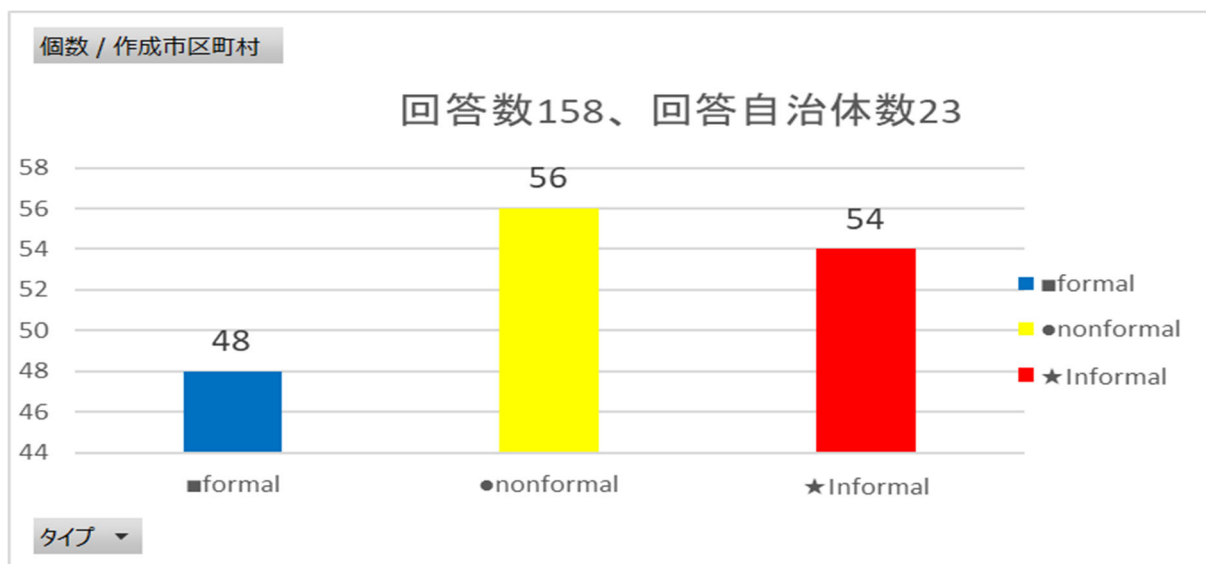
- ① 「湿地教育」という概念が成立するために不可欠な「湿地学」
- ② 「環境教育」における自然・人文・社会学、学問・芸術の総合的視野の課題
- ③ 湿地の保全・再生に不可欠な水、湿地の汚染による被害と再生の位置づけ
- ④ 教育基本法における「人格の完成」、学校教育法における育てるべき諸能力
- ⑤ 社会教育法における「実際生活に即する教養」
- ⑥ 教育振興基本計画、地域教育振興基本計画の策定義務付けという課題
- ⑦ その前提となる、各地域での「水といのちと人の営み・産業・文化・教育・社会に関する地域総合計画」やその一環としての条例の制定等。

## II. 湿地教育の現状と課題

### 1. 湿地教育の実施状況 2023（令和5）年度のワークショップのまとめをベースに

2023（令和5）年11月に開催した第14回学習・交流会では、参加市町村の方々に事前に依頼し、各市町村で行われている、フォーマル、インフォーマル、ノンフォーマルの湿地に関わる教育の事例を持ち寄り、グループワークを行った。グループワーク及びフォーマル・エデュケーション等の用語の詳細については、『第14回学習・交流事業の記録』にまとめ、会員市区町村へ配布し、市町村会議のHPでも公表しているため、そちらを参照いただきたい。

持ち寄られた湿地の教育に関わる事例を整理した。回答自治体数は23市町村で、回答総数は158件であった。



自治体を中心となって行われるノンフォーマル・エデュケーションは56件と最も多く、地域やNGOなどの人々によって自主的に行われるインフォーマル・エデュケーションが次いで54件と、この2つの事例が多く挙げられた。学校で行われているフォーマル・エデュケーションの事例が48件と少なかったのは、各市町村のラムサール条約を担当する課が学校と直接関係していないところが多く、情報が入っていないためと考えられる。

次にそれぞれの湿地に関わる教育の事例を行っている主体について、整理した。

|                  | 主体              |                   |       |                         |
|------------------|-----------------|-------------------|-------|-------------------------|
|                  | 小中学校<br>(市町村所管) | 高校、大学<br>(都道府県ほか) | 教育委員会 | その他(市長部局、環境<br>団体、企業など) |
| <b>fomal</b>     | 25              | 7                 | 10    | 6                       |
| <b>nonformal</b> | 2               | 0                 | 4     | 50                      |
| <b>infomal</b>   |                 |                   |       | 54                      |

フォーマルについては、主体が小中学校という回答が多く、これは小中学校の多くが市町村の所管であり、ラムサール条約を担当する市町村担当者にも事例が集まっていることが考えられる。高校や大学については都道府県や他などで所管となるため、市町村担当者の方で把握できないものと推測される。インフォーマルはすべて、ノンフォーマルの多くが、学校以外のラムサール条約に関する市長部局や環境団体、企業などが主体となっていた。

グループワーク後に、各班からの話し合いの中で得た気づきやまとめを報告し合った。その内容は、次の通りである。

- 地域団体（協議会、NPO など）が組織的に活動している地域は、教育委員会や市の施設を活用し、フォーマルとの連携がうまくいく可能性が高い。
- フォーマル、インフォーマル、ノンフォーマルの重なりが大切である。
- 拠点施設や組織があることで重なりが促進される。
- 日本全国に、地域自然や得意分野を活かした多様な湿地教育がある。湿地という言葉にとらわれず、産業や動物や外来種駆除など、多様な湿地教育の在り方。
- 決議の履行に向けて、決議の内容を具体的にわかりやすくすることが、実施主体にとって大切。（どう関係してくるのか？関係性の整理）
- 行政主体の湿地教育の難しさがある。幅広い裾野があつてこそ。
- 地元外の教員が増えている。教員向けの研修があれば、よりフォーマルの推進が進む。
- 学校教育の中で一括して取り組むことがフォーマルの推進において一番の近道。
- 学校からの提案は少なく、行政側からのアプローチが多い。

## 2. 湿地教育に関するアンケート調査の実施

会員市区町村の湿地教育の取り組み状況を把握するため、アンケートを実施した。

また、学校教育法との関係を意識して回答にあたってもらうため、次ページの通り、前文を付した。

### 1) 調査概要

令和4年11月に開催されたラムサール条約第14回締約国会議（COP14）において、学校教育における湿地教育の主流化やさらなる教育機会の創出を目的とし、各種取組を推進することを奨励する、決議XIV.11「Wetland education in the formal education sector（学校を中心とする公教育部門における湿地教育）」が採択された。

湿地教育については、日本では、長きにわたり、地域や学校において、多様な人々の協力といった多様な主体により実施されてきた。しかし、必ずしも「湿地教育」という纏まりで行われてきたとは限らない。

そこで、湿地教育をより豊かにしていくために、本会では、2023-25年度の3年間の学習・交流事業のテーマを「地域を支える湿地教育」とし、2023年度、24年度の「学習・交流会」において、「湿地教育」の基本的な考え方の共有、各地の事例報告、副読本の交流を踏まえた研修活動を実施した。（詳細は『第14回学習・交流事業の記録』（<https://ramsarsite.jp/koryukai/>）を参照）

今年度は、会員市区町村の湿地教育の取り組み状況を把握するため、アンケートを行うこととした。

#### (1) 対象者

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議の会員 71 市区町村の、ラムサール条約湿地を担当する課を対象とした

#### (2) 実施方法

依頼状、アンケート質問用紙、アンケート回答様式（Excel ファイル）を添付の上、メールによりアンケート調査を実施した。

アンケートの実施期間は、令和7年2月21日～3月14日としたが、一部の会員市町村からは令和7年3月26日まで回答があった。

#### (3) 項目（質問用紙）及び回答

アンケートの項目及び回答は、前文より以降の2つの通りである。

## 前文．湿地教育プログラムと育まれる能力

学校教育法では、学校教育を通じて育まれるべき能力等について次のように述べています。

「義務教育」の学校では、「自主、自律及び協同の精神」「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度」「生命及び自然を尊重する精神」「環境の保全に寄与する態度」「国と郷土の現状と歴史についての理解」に基づき、下記の項目を身につけることとなっています。（学校教育法第 21 条）

- ① 「国と郷土を愛する態度」
- ② 「外国の文化の理解」
- ③ 「生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能」
- ④ 「読書」「生活に必要な国語」
- ⑤ 「数量的な関係…処理する基礎的な能力」
- ⑥ 「生活にかかわる自然現象…観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力」
- ⑦ 「心身の調和的発達」
- ⑧ 「生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術」
- ⑨ 「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養う」こと など

そして小学校では、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」（同第 30 条）としています。また、その際、「体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動」が重要（同第 31 条）としています。

中学校では、それをさらに発展させること（同第 45 条）としています。

そして高等学校では、「豊かな人間性、創造性…健やかな身体」「国家及び社会の形成者として必要な資質を養う」こと。「社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定」し、「一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得」すること。「個性の確立に努め」「社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養う」こと、としています（同第 51 条）。

学校教育において湿地教育を推進していくためには、学校教育法における位置づけが大切になってきます。

これを受けて以下の質問にご回答をお願いします。

## 2) アンケート結果

### (1) 回答者の属性

令和7年3月27日までに回答があったのは、65市区町村で、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議の会員市区町村（全71）のうち、91.5%の回答率だった。

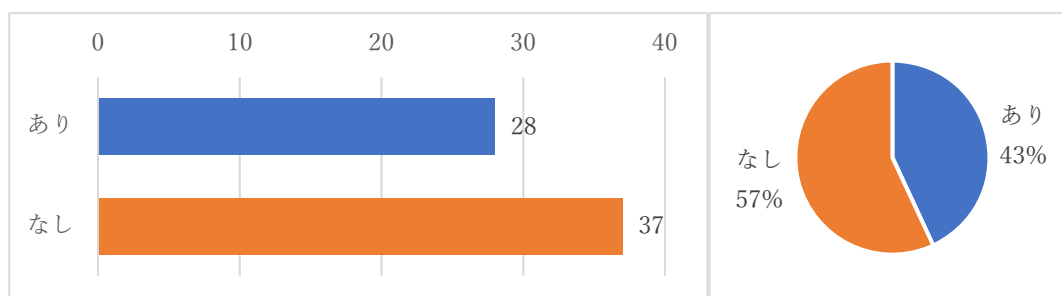
### (2) インフォーマル・エデュケーションについて

#### 1-1.

あなたの市区町村で行われている「インフォーマル・エデュケーション」の中で、特徴的な活動を1つ以上教えてください。

インフォーマル・エデュケーションについて、特徴的な活動を1件以上挙げた市区町村数は28件（43%）と、活動を挙げなかった市区町村数37件（57%）を下回った。市民やNGOが中心となって行うインフォーマル・エデュケーションの活動のため、市区町村のラムサール条約部局で把握できないものもあるものと考えられる。

(単一回答, n=65)



| 市町村名 | 回答数 | ①取り組み名                 | ②実施主体                              | ③実施場所              | ④参加者の対象            | ⑤参加人数                     | ⑥開催頻度                                     | ⑦主な活動内容   | ⑧連携先   |
|------|-----|------------------------|------------------------------------|--------------------|--------------------|---------------------------|---|---|--|
| 釧路市  | 5   | 釧路湿原等身近な自然に触れ合い環境を学ぶ活動 | こどもエコクラブくしろ                        | 釧路湿原及び地域の緑地帯       | 釧路市在住の小・中学生        | 8名(2024年度)                | 18~20回/年<br>(4月~9月:2~3回/月、<br>10~3月:1回/月) | 1996年クラブ発足当初から住宅地に囲まれた緑地帯で動・植物の観察調査を継続実施しています。その調査成果が評価されて平成12年度釧路市資源環境保全基礎調査各種地理地質情報・自然環境情報のデジタルデータベース化されています。<br>また、全国から訪れた方々に釧路湿原国立公園を気持ち良く利用していただきたくゴミ拾いを行ったり、釧路湿原の将来のあるべき姿について意見や要望を提言する為、唯一子ども達だけの団体として環境省や国土交通省、自然保護団体らの手で進められている「釧路湿原自然再生協議会構成メンバー」に参加すると共に、子どもにでも出来る環境保全活動の一環として、湿原丘陵地で自然保護団体 NPO 法人が実施する釧路湿原丘陵地の森林を再生させ失われた湿原環境を取り戻す植樹活動に 1998年から協力参加している他、近年、釧路湿原の貴重な湿原生態系に悪影響を与えると危惧されている特定外来生物ウチダザリガニやセイヨウオオマルハナバチの調査駆除を行い、環境省が実施する「ExTEND2005 身近な野生生物観察事業」に観察調査報告書を提出、全国の参加団体から選定され連続3回報告会に出席し発表しています。また、釧路湿原国立公園特別保護地区内へ流入している自然河川温根内川分流の水質調査を毎年度実施し、湿原の命である水環境を学んでいます。<br>この様に多様な環境活動から、自然環境に係わる事物現象を子ども達の視点でしっかり捉え、異年齢の壁を越えた環境実践学習活動を積極的且つ、継続的に取り組んでいます。 | 釧路市 市民環境部環境保全課 環境管理係 「こどもエコクラブ 地域事務局」              |
|      |     | 釧路湿原国立公園連絡協議会 こどもレンジャー | 釧路市市民環境部環境保全課自然保護係 釧路湿原国立公園連絡協議会   | 釧路市、阿寒町、鶴居村、厚岸町    | 小学校3年生から<br>小学校6年生 | R7.1月時点、登録者47名(各活動は15名程度) | 年に3回                                      | 令和6年度 実施イベント<br>「新発見！カヌーから見る釧路湿原」<br>「春採湖のウチダザリガニ捕獲体験教室」<br>「エゾシカ探検隊、数えて、学んで、作っちゃおう！」   | 釧路市市民環境部環境保全課自然保護係 釧路湿原国立公園連絡協議会<br>0154-31-4594   |
|      |     | 市民環境調査                 | 釧路市市民環境部環境保全課自然保護係 釧路国際ウェットランドセンター | 標茶町 ヌマオロ地区旧河川復元事業地 | 一般市民、専門家           | 15名                       | 年に一度                                      | ①カワシユガイ(説滅危惧種)の個体数計測<br>②河岸湿原域の土壌の水質測定<br>③川床の土砂の粒度測定   | 釧路市市民環境部環境保全課自然保護係 釧路国際ウェットランドセンター<br>0154-31-4594 |
|      |     | 世界湿地の日記念 エコツアー         | 釧路市市民環境部環境保全課自然保護係 釧路国際ウェットランドセンター | 釧路地域のラムサール条約登録湿地   | 一般市民               | 15名程度                     | 年に一度                                      | 2月2日の「世界湿地の日」前後に、地域の皆さんと一緒に釧路地域の湿地を訪れ、厳冬の自然を満喫する。   | 釧路市市民環境部環境保全課自然保護係 釧路国際ウェットランドセンター<br>0154-31-4594 |
|      |     | 国際協力機構(JICA)研修         | 釧路市市民環境部環境保全課自然保護係 釧路国際ウェットランドセンター | 釧路、帯広を中心として全国各地    | 開発途上国              | 研修プログラムによる                | 研修プログラムによる                                | 開発途上国を対象とした研修・ワークショップの開催および湿地の保全とワイズユース推進のための国際協力   | 釧路市市民環境部環境保全課自然保護係 釧路国際ウェットランドセンター<br>0154-31-4594 |
| 栗原市  | 1   | 栗駒山麓ジオパーク学習            | 栗原市 商工観光部 ジオパーク推進室                 | 荒砥沢地すべり、伊豆沼・内沼ほか   | 小・中学生              |                           |   | ふるさと栗原を学ぶジオパーク学習の一環として、伊豆沼・内沼の成り立ちや、動植物の生態系、環境について学習する。   | 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団                                    |
| 登米市  | 2   | 登米市クリーンアップ湖沼群          | 登米市、登米市環境市民会議                      | 長沼、長沼川、平筒沼         | 市民、関係団体等           | 130名程度                    | 年2回                                       | 登米市の重要な湖沼となっている長沼や平筒沼、身近な河川の一つである長沼川の自然環境の保全と環境美化のため、毎年3月及び9月に清掃活動を実施している。  | 登米市市民生活部環境課<br>(0220-58-5553)                      |

|           |   |                         |  |                          |                           |                 |                          |   |                               |
|-----------|---|-------------------------|--|--------------------------|---------------------------|-----------------|--------------------------|---|-------------------------------|
|           |   | 伊豆沼・内沼クリーンキャン<br>ペーン    | 伊豆沼・内沼クリーンキャン<br>ペーン実行委員会(事務局:<br>宮城県伊豆沼・内沼環境保<br>全財団) | 伊豆沼・内沼                   | 市民、関係団体<br>等              | 700名程度          | 年1回                      | ラムサール条約湿地である伊豆沼・内沼の自然環境を保全し、次世代に引き<br>継ぐため伊豆沼・内沼クリーンキャンペーン実行委員会を主体として、毎年3<br>月に清掃活動を実施している。 | 登米市市民生活部環境課<br>(0220-58-5553) |
| 浜中町       | 1 | きりたっぷ子ども自然クラブ           | NPO 法人霧多布湿原ナショ<br>ナルトラスト                               | 霧多布湿原センター                | 小学生                       | 5~15名程度         | 2カ月に1回程<br>度             | 浜中町の自然や産業に関連する体験プログラムを提供している。(例:氷上釣<br>り体験、薪窯を使用したピザ焼き体験、無人島探検等)                            | 霧多布湿原センター<br>(0153-65-2779)   |
| 習志野市      | 1 | 谷津干潟をキレイにしよう!           | 習志野市(共催:環境省)   | 谷津干潟                     | 4歳以上                      | 250名            | 年1回                      | 谷津干潟への漂着ゴミやアオサを回収するとともに、<br>生き物観察など干潟の自然とのふれあい活動  |                               |
| 近江八幡<br>市 | 1 | びわ湖水鳥観察会                | ちーむむべなるかな  | 近江八幡市沖島町宮ヶ浜              | 不問                        | 不明              | 年3回                      | 毎年2月2日の世界湿地の日に合わせて、宮ヶ浜のほつりを歩きながら、水鳥<br>を観察する。   | 0748-36-5593                  |
| 長浜市       | 1 | 湖北野鳥センター自然クラブ<br>“こぼたん” | 長浜市(湖北野鳥センター)  | 琵琶湖                      | 市内小中学生及<br>び保護者           | 100名程度          | 年5回                      | 琵琶湖の浅瀬を歩いて生き物観察をするなど、自然に直接触れ、感じる体験<br>を通して、琵琶湖の自然を誇りに思う気持ちをくむ                               | 0749-79-1289                  |
| 新潟市       | 2 | ちょ〜生き物発表会               | にいがたダイバーシティネット<br>ワーク                                  | 新潟県立自然科学館                | 対象は指定して<br>いない            | 約120人           | 年1回                      | 生き物の専門家や学生による発表会、自然の恵みを活用した体験コーナー<br>等を通して、環境保全や生物多様性への理解を深める。                              |                               |
|           |   | ジュニア学芸員養成講座             | にいがたダイバーシティネット<br>ワーク                                  | 潟をはじめとした新潟市内の<br>環境等教育施設 | 中学生・高校生                   | 約10人程度          | 年5回程度                    | 動物や植物、民族資料など各分野の学芸員の仕事や調査、研究について体<br>験しながら学ぶ。   |                               |
| 美唄市       | 1 | 自然戦隊マガレンジャー             | 宮島沼の会(任意団体)  | 宮島沼周辺                    | 小学3年生から<br>高校生            | 20名程度           | 月一回程度                    | 子ども達による自主的な活動   | 宮島沼水鳥・湿地センター                  |
| 名古屋市      | 2 | ガタレンジャーJr.プログラム         | NPO 法人藤前干潟を守る会   | 藤前干潟                     | 小学4年生~中<br>学生             | 15人(2024年<br>度) | 年6回<br>(全講座通して<br>受講)    | 藤前干潟での生きもの観察など  |                               |
|           |   | ガタレンジャー養成講座             | NPO 法人藤前干潟を守る会   | 藤前干潟                     | 一般                        |                 | 春2日間、秋2<br>日間の<br>計4日間   | 干潟のレンジャーを目指した養成講座。野外・案内とりまぜた実践的な講座  |                               |
| 豊富町       | 1 | サロベツ湿原センターインタ<br>ーンシップ  | NPO 法人サロベツ・エコ・ネッ<br>トワーク                               | サロベツ湿原センター周辺             | 高校生から大学<br>生(大学院生を<br>含む) | 1名~             | 周年<br>(希望があれば<br>随時)     | サロベツ湿原利用者への啓発、自然情報の発信   | 0162-82-3950                  |
| 幌延町       | 1 | 野鳥観察会                   | 公益財団法人 日本野鳥の<br>会                                      | 幌延町宇下沼                   | 地域住民                      | 15名程度           | 1回/年                     | 幌延ビジターセンター及びパンケ沼周辺のマガンやチュウヒを観察  | 幌延町                           |
| 根室市       | 1 | 春国岱環境保全活動               | 根室ワイズユースの会   | 根室市春国岱                   | 根室ワイズユース<br>の会会員及び<br>市民  | 30名程度           | 年2回                      | 清掃活動、外来種駆除活動、希少種保全活動  | 環境省釧路自然環境事務所                  |
| 三沢市       | 1 | オオセッカー斉調査               | NPO 法人 おおせっからん<br>ど                                    | 仏沼全域                     | 法人会員・大学・<br>野鳥の会 等        | 60名前後           | 年1回                      | 仏沼に置けるオオセッカーの羽数調査   | 単独                            |
| 大崎市       | 1 | 化女沼里地里山探検隊              | NPO 法人エコパル化女沼  | ラムサール条約湿地化女沼             | 市民一般                      | 約200人           | 10回/年                    | 化女沼での植物観察、外来魚捕獲等  | NPO 法人エコパル化女沼                 |
| 九重町       | 2 | 九重・自然観察会                | 九重の自然を守る会  | タデ原湿原                    | 希望者                       | 640(R5実績)       | 日曜・祝日、<br>その他予約があ<br>った日 | タデ原湿原を一周し、植生やラムサール条約、野焼きについてガイドを行う  | くじゅう地区管理運営協議会                 |
|           |   | タデ原レクチャー                | くじゅう地区管理運営協議会  | 長者原ビジターセンター              | 企業、学校、大<br>学など            | 514(R5実績)       | 希望日                      | 国立公園やタデ原について職員が解説を行う  |                               |

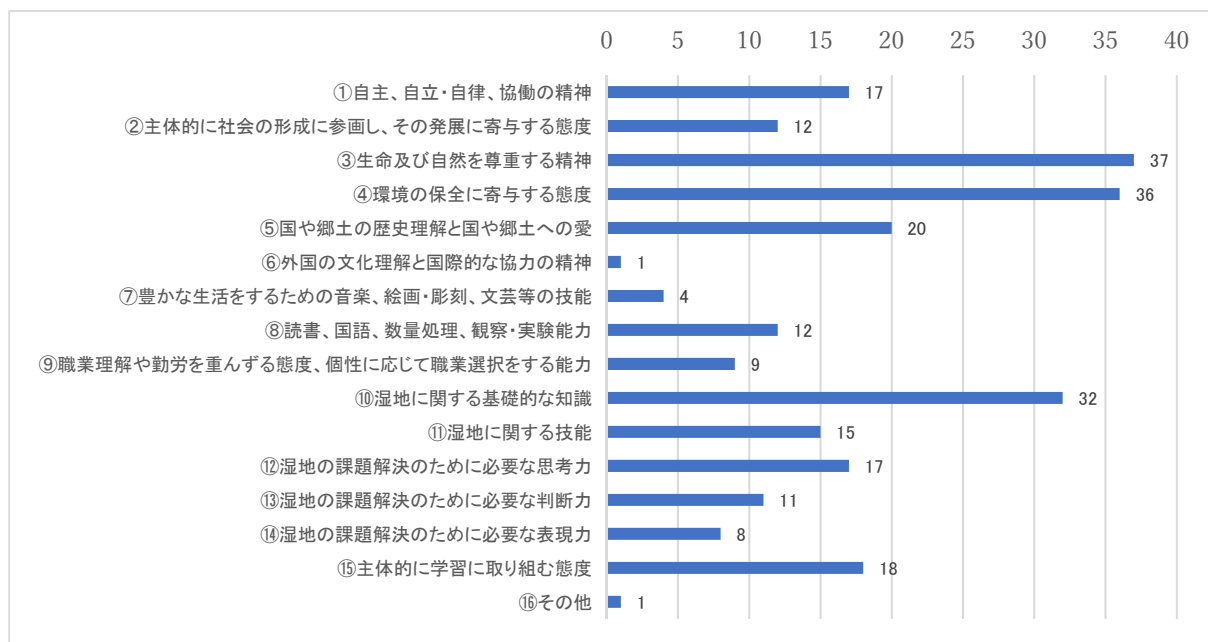
|       |      |                               |                            |                    |                           |                 |                       |  |   |
|-------|------|-------------------------------|----------------------------|--------------------|---------------------------|-----------------|-----------------------|--|---|
| 薩摩川内市 | 1    | 蘭牟田池外来魚駆除釣り体験                 | 祁答院生態系保存資料施設資料館アクアタイム指定管理者 | ラムサール条約登録湿地「蘭牟田池」  | 祁答院生態系保存資料施設資料館アクアタイムの入館者 | 年間約2千人          | 開館日                   | 指定管理者の自主事業として、釣り竿及びえさの無料貸し出しを行い、ブルーギルは一匹10円、雷魚及びブラックバスは一匹20円で買取っている。 | 薩摩川内市   |
| 屋久島町  | 1    | ウミガメの授業                       | 個人                         | 小学校                | 小学生、先生                    | 約30名            | 年3～5回                 | ウミガメの生態等を学び、ふ化から放流まで行う。  |   |
| 座間味村  | 1    | サンゴに係る教育                      | 学校                         | 慶良間海域              | 小中学生                      | 10名前後           | 年数回                   | サンゴの産卵を見るためのナイトダイビングの実施ならびにサンゴの移植体験                                  | ダイビング業者等  |
| 鶴岡市   | 1    |                               | 市内企業                       | 鶴岡市自然学習交流館ほとりあ 周辺  |                           |                 | 年1回                   | 外来生物駆除(アメリカザリガニ)体験等を通して湿地について学ぶ。(協力:鶴岡市自然学習交流館ほとりあ)                  |   |
| 小山市   | 1    | 各種エコツアー                       | わたらせ未来基金                   | 渡良瀬遊水地ほか           | 制限なし                      | 10～50名          | 年10回程度                | NPO 団体による渡良瀬遊水地を舞台にした各種エコツアーが開催されている。                                | 0285-22-9354  |
| 加須市   | 1    | 渡良瀬遊水地探鳥ハイキング                 | 物産観光協会北川辺支部                | 渡良瀬遊水地             | 希望者であればどなたでも              | 定員50名           | 毎年2月                  | 渡良瀬遊水地野鳥観察会の方の説明を受けながら谷中湖畔を約4キロハイキング                                 | 物産観光協会北川辺支部<br>(北川辺総合支所地域振興課)<br>0280-61-1205             |
| 敦賀市   | 1    | 中池見ジュニアレンジャー活動                | 特定非営利活動法人中池見ねっと            | 中池見湿地              | 小学校3年生以上                  | 不明              | 年間12日                 | 毎月中池見にいる様々な動植物について調査活動を行い、3月に報告会でその成果を発表する。                          |   |
| 荒尾市   | 2    | 荒尾干潟保全・賢明利活用協議会による観察会やワークショップ | 荒尾干潟保全・賢明利活用協議会            | 荒尾干潟水鳥・湿地センター、荒尾干潟 | 小中学生とその家族                 | 130人            | 年8回程度                 | 生きもの観察会、植物観察会、海苔の手すき体験、貝殻標本作り、ワークショップ等                               |   |
|       |      | TOYOTA SOCIAL FES             | 熊本日日新聞社                    | 荒尾干潟水鳥・湿地センター、荒尾干潟 | すべての人                     | 120人            | 年1回                   | ゴミ拾いと生き物観察や干潟の貝殻を使ったワークショップなどの体験活動                                   | 荒尾市   |
| 佐賀市   | 1    | 光る! がたどろだんご教室                 | 西九州大学短期大学部 幼児保育学科 春原ゼミ     | 西九州大学短期大学部         | 小学生親子                     | 20組<br>(1組3名まで) | 年1回                   | 有明海の干潟の泥を使い「がたどろだんご」を親子で作成。湯泥のろ過実験も行い、有明海の泥が持つ不思議な力を体験しながら、自然の魅力を学ぶ。 | 東よか干潟ビジターセンター ひがさす  |
| 鹿島市   | 3    | 干潟体験                          | 道の駅鹿島                      | 佐賀県鹿島市音成甲4427-6    | 全年齢                       | ～300人まで         | 4月中旬～10月              | 有明海の泥干潟を思う存分楽しむことができる。<br>修学旅行にも対応                                   | 鹿島市ラムサール条約推進協議会、干潟交流館「なな海」                                |
|       |      | むつかけ体験                        | 道の駅鹿島                      | 佐賀県鹿島市音成甲4427-6    | 18歳以上                     | 1名～5名           | 7月～10月                | 干潮時に干潟の上で活動するムツゴロウに針をかけて捕る伝統漁法「むつかけ」に挑戦できる。                          | 佐賀県有明海漁協  |
|       |      | すばかき体験                        | 道の駅鹿島                      | 佐賀県鹿島市音成甲4427-6    | 18歳以上                     | 1日3名まで          | 4月中旬～5月初旬(最漁期)・9月～10月 | “すばかき”と呼ばれる道具を使ってわらすぼを捕る伝統漁法に挑戦できる。                                  | 佐賀県有明海漁協  |
| 南三陸町  | 2    | 海の自然体験活動                      | 南三陸海のビジターセンター              | 南三陸海のビジターセンター      | 一般                        |                 | 2-3回/月程度              | 海岸清掃、未利用魚種の料理教室、シーカヤック、サップ、スノーケリング体験等の海に親しむプログラム                     | 0226-25-7622  |
|       |      | 自然史ワークショップ                    | 南三陸ネイチャーセンター友の会            | 不定(100人程度収容できる会場)  | 町内外の小学生                   | 150人程度          | 1回/年                  | 南三陸町の自然を題材とした様々なワークショップを実施。  | <a href="https://m-inuwashi.jp">https://m-inuwashi.jp</a> |
| 出水市   | 1    | 水産多面的事業発揮対策事業                 | 高尾野川をきれいにする会               | 高尾野川               | 小学生～一般                    | 20人～50人         | 3～4回/年                | ウナギのモニタリング、鮎とり体験、川体験   | 高尾野川をきれいにする会  |
| 28市町村 | 計40件 |                               |                            |                    |                           |                 |                       |  |   |

1 - 2.

この活動を通して育つと考えられる能力について教えてください。あてはまるものすべてに○をつけてください。

インフォーマル・エデュケーションの活動を通して育つと考えられる能力について、回答が1番目に多いのは、「生命及び自然を尊重する精神」で37件、次いで「環境の保全に寄与する態度」36件、3番目は「湿地に関する基礎的な知識」の32件だった。

(複数回答, n=40)



⑯ その他（具体的な内容を記入してください）

(回答内容 1 件)

・ 外来魚駆除釣り体験により、外来魚が在来動植物に与える影響を学び、楽しみながら環境保全活動を行うことにより、環境保全を考えるきっかけとなっている。

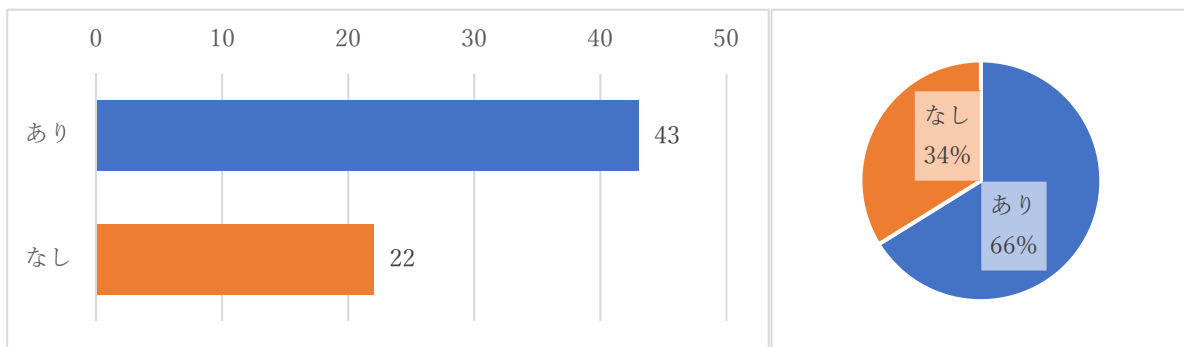
### (3) ノンフォーマル・エデュケーションについて

#### 2-1.

あなたの市区町村で行われている「ノンフォーマル・エデュケーション」の中で、特徴的な活動を1つ以上教えてください。

ノンフォーマル・エデュケーションについて、特徴的な活動を1件以上挙げた市区町村数は43件(66%)と、活動を挙げなかった市区町村数22件(34%)を上回った。市区町村が関わるインフォーマル・エデュケーションの活動についてだったので、多くの市区町村からの回答があった。活動を挙げていないところでも、実際には行われている可能性があるものと推測される。

(単一回答, n=65)



| 市町村名 | 回答数 | ①取り組み名                                       | ②実施主体                              | ③実施場所               | ④参加者の対象   | ⑤参加人数             | ⑥開催頻度  | ⑦主な活動内容   | ⑧連携先                             |
|------|-----|--|------------------------------------|---------------------|---|-------------------|--|---|----------------------------------|
| 釧路市  | 4   | 環境教育に対する教員研修講座                               | 釧路市教育委員会 学校教育<br>部 教育支援課 学校指<br>導係 | 釧路市内                | 釧路市幼稚園・<br>保育園・認定こ<br>ども園・小学校・<br>中学校・義務教<br>育学校・高等学<br>校                       | 各講座による            |  | 釧路教育研究センター 研修講座(令和6年度)<br>「環境教育について考えよう」<br>「地域への愛着をはぐくむ「ふるさと教育」の充実」  | 釧路市教育委員会 学校教育部 教育<br>支援課 学校指導係   |
|      |     | 市民学園講座「まなぼつと<br>わくわく探検隊」                     | 一般財団法人釧路市民文<br>化振興財団               | 釧路町達古武湖周辺           | 釧路市内小学4<br>年生～6年生   | 17名               | 年1回  | 野鼠の捕獲・生息場所調査、川虫・魚の採集、観察   | 一般財団法人釧路市民文化振興財団<br>0154-41-8181 |
|      |     | 釧路湿原サイエンスフェア                                 | NPO 法人こども遊学館市民<br>ステージ             | 釧路市こども遊学館           | 《発表者》小学校<br>児童を主な対象<br>とし、中学生から<br>大人まで《聴講<br>者》釧路市こども<br>遊学館に来館さ<br>れた全ての方     | 大人、子ども問<br>わず一般市民 | 年に一度   | 釧路湿原に関係する内容をテーマとした研究発表<br>(研究発表対象は、釧路湿原で見られる動植物、歴史を含め、釧路湿原を起<br>点とした幅広い研究、また湿原域だけでなく、川、丘陵地、湖など周辺の環<br>境)  | NPO 法人こども遊学館市民ステージ               |
|      |     | 釧路生涯学習まちづくり出前<br>講座                          | 釧路市教育委員会 市生涯<br>学習部 生涯学習課          | 釧路市内                | 釧路市内に在<br>住・在学・在勤し<br>ている方で、10<br>人以上で構成さ<br>れた団体<br>※団体メンバー<br>の学習会・研修<br>等が対象 | 各講座 10人以<br>上     | 依頼がある都度  | 講座名(令和7年度)<br>・「エゾシカやヒグマについて知ろう」<br>・「釧路湿原のあゆみと釧路国際ウェットランドセンターの活動について」  | 釧路市生涯学習部 生涯学習課<br>0154-31-4579   |
| 鶴居村  | 1   | 釧路湿原保全事業「外来植<br>物バスターズ」                      | 鶴居村教育委員会                           | キラコタン岬散策路周辺         | 村民  | 23名               | 年1回  | ・釧路湿原や外来植物についての説明<br>・外来植物(オオアワダチソウ)の駆除作業   | 0154-64-2050                     |
| 登米市  | 1   | 登米市環境出前講座                                    | 登米市市民生活部環境課                        | 市内                  | 市内小学校児童<br>(令和6年度は2<br>校)   | 20名程度(1回<br>あたり)  | 年2回程度(令<br>和6年度は全体<br>で31回、うち湿<br>地に係るテーマ<br>の講座は3回) | 市民の生物多様性や地球温暖化防止、水や緑の保全・再生といった環境問<br>題への理解を深めるために、市内の各小中学校または地域団体等を対象<br>に、環境出前講座を開催している。令和6年度は、ラムサール条約湿地屋や<br>んぼの生き物調査等とテーマとする湿地に係る講座について、市内小学校か<br>ら要望があり全2回開催した。 | 登米市市民生活部環境課(0220-58-<br>5553)    |
| 浜頓別町 | 1   | 浜頓別町ジュニアガイドアカ<br>デミー                         | 浜頓別町                               | 主に浜頓別町内             | 浜頓別町在住の<br>小学4-6年生  | 15名               | 17回/年  | クッチャロ湖・ベニヤ原生花園・ウソタンナイ砂金採掘公園における自然観察・<br>体験活動  | 浜頓別クッチャロ湖水鳥観察館                   |
| 苫小牧市 | 2   | こころの授業(出前授業)                                 | 苫小牧市                               | 市内小学校               | 市内小学生   | 1417名             | 24日/2024年度<br>(20校に対し、48<br>回の授業を実施)                 | 当センターで保護されたものの自然復帰できなかった鳥たちを実際に見てもら<br>うことで、身近な野鳥の生態や、人間社会の中で傷つく野生動物たちの現状<br>を学び、人も野生動物たちも住みよい環境づくりについて一緒に考える。  |                                  |
|      |     | 世界湿地の日記念イベント<br>in ウトナイ湖 ～考えよう湿<br>地と人のつながり～ | 環境省と苫小牧市共催                         | ウトナイ湖野生鳥獣保護セ<br>ンター | 一般市民  | 13人               | 年1回  | 木の実や種子、虫の卵、動物の足跡などを記録し、最後にお互いにどのよう<br>につながりを持っているのかをまとめ、そこから見えた湿地の価値を改めて知<br>り、湿地のために自分たちが何ができるのかを考える   |                                  |
| 習志野市 | 1   | ブリスベン市・習志野市湿地                                | 谷津干潟ワイズユース・パー                      | ブリスベン市：ブーンドル湿       | 市民  | 15名程度             | 年1回(毎年交  | ・ブーンドル湿地と谷津干潟の互いの湿地の保全への取り組みと渡り鳥の情  |                                  |

|      |   | 交流                    | トナーズ                 | 地、習志野市:谷津干潟         |                      |              | 互に訪問を行っ<br>ている) | 報交換  |  |
|------|---|-----------------------|----------------------|---------------------|----------------------|--------------|-----------------|--|--|
| 加賀市  | 1 | ふるさと学習                | 加賀市教育委員会             | 加賀市鴨池観察館            | 加賀市の小学校<br>5年生全員     | 475人         | 年1回             | 鴨池の坂網獵についてのお話<br>坂網獵体験<br>鴨池のバードウォッチング                                   | 加賀市鴨池観察館                                       |
| 高島市  | 1 | 特にございません。             |                      |                     |                      |              |                 |  |  |
| 新潟市  | 2 | ハス復活プロジェクト            | 地域団体                 | 佐潟                  | 地元小学生                | 約10人程度       | 年6回程度           | ・ハスの芽出し体験<br>・ペットボトル栽培(観察)、バケツ移植、潟への移植<br>・レンコンの収穫や試食<br>・生育環境についての調査 など |  |
|      |   | 水辺の生きもの観察教室           | 佐潟水鳥・湿地センター          | 佐潟                  | 小学生                  | 11名          | 1回              | 小学生を対象にボランティア解説員の案内で水辺の生きものを採集し観察する。                                     |  |
| 那覇市  | 1 | 漫湖チュラカーギ作戦 38         | 那覇市(環境保全課)、豊見城市      | 漫湖水鳥・湿地センター、漫湖公園    | 小学生以上                | 134名         | 年に1回            | ゴミ拾い、稚樹抜き、生き物観察会   | 環境省沖縄奄美自然環境事務所、沖縄県                             |
| 豊見城市 | 2 | 国場川水あしび               | 国場川水あしび実行委員会         | 漫湖水鳥・湿地センター及びセンター周辺 | 全年齢対象                | 198名         | 年1回             | 漫湖周辺のごみ拾い、生き物観察会、マングローブ探検、マングローブの稚樹抜き                                    | 豊見城市、南風原町、八重瀬町、南城市、与那原町、環境省沖縄奄美自然環境事務所、糸満市、那覇市 |
|      |   | 漫湖チュラカーギ作戦 38         | 豊見城市、那覇市             | 漫湖水鳥・湿地センター及びセンター周辺 | 小学生以上                | 134名         | 年1回             | 漫湖周辺のごみ拾い、生き物観察会、マイクロプラスチック拾い、マングローブの稚樹抜き                                | 沖縄自然環境ファンクラブ、環境省沖縄奄美自然環境事務所、沖縄県                |
| 名古屋市 | 1 | 藤前干潟ふれあい事業            | 名古屋市環境局              | 藤前干潟                | 未就学児～大人              | 1000人程度/年    | 15回/年           | 干潟体験や野鳥観察  | NPO 法人藤前干潟を守る会・名古屋市野鳥観察館・環境省                   |
| 豊富町  | 2 | なまら!!サロベツ∞クラブ         | NPO 法人サロベツ・エコ・ネットワーク | サロベツ地域周辺            | サロベツ地域の小学生           | 各回10～15名     | 年4～5回           | サロベツの豊かな自然について、観察やネイチャーゲームなどを通して知る活動                                     | 0162-82-3950                                   |
|      |   | サロベツの地域農業と自然再生事業の取り組み | 北海道開発局稚内開発建設部        | サロベツ湿原センター          | 豊富町立豊富中学校1年生         | 20人前後        | 年1回             | サロベツ湿原での湿原学習と豊富町の農業についての学習   | 0162-33-1187                                   |
| 雨竜町  | 1 | 北海道ふるさと教育・観光教育等推進事業   | 雨竜町立雨竜中学校            | 同上                  | 中学1年生                | 14人          | 10回             | ・外部講師による特設授業を行う。<br>・雨竜沼登山を通して、現状を体験する。(R6～実施しない)                        | 雨竜沼湿原を愛する会                                     |
| 網走市  | 1 | 水のいきもの観察会             | 濤沸湖水鳥・湿地センター         | 濤沸湖                 | 小学生以上                | 15名          | 1回/年            | 普段立ち入れない湖面において水生生物を採取し、生物への関心を高め、生物の多様性を知る                               | 0152-46-2400                                   |
| 根室市  | 1 | 子ども観光大使               | 根室市観光協会              | 根室市内                | 市内小中学校・高校の児童及び生徒     | 4名           | 年1回             | ねむろ半島周遊バス「のさつが号」に乗り、根室市の景観地や施設をめぐる、各所で説明員より解説を受ける。                       | 根室市観光協会、根室交通株式会社                               |
| 別海町  | 1 | 生きもの調査                | 釧路開発建設部              | 別海中央小学校             | 小学5年生                | 60人          | 年1回             | 水質調査、魚類調査  | 釧路開発建設部根室農業事務所 0153-79-5155                    |
| 大崎市  | 2 | おおさき生きものクラブ           | 大崎市                  | 大崎市全域               | 市内在住の小中学生とその保護者      | 小中学生の会員数187人 | 6回/年            | 生きもの調査   | 環境NPO  |
|      |   | おおさき GIAHS アカデミー      | 大崎地域世界農業遺産推進協議会      | 蕪栗沼                 | 高校生、おおさき生きものクラブ卒業生など | 15人          | 2回/年            | 座学とフィールドワークを組み合わせ、蕪栗沼の取組について学び、蕪栗沼ラムサール条約登録20周年記念シンポジウムで若者による提言を行う。      | 環境NPO  |
| 日光市  | 1 | 「奥日光の湿原」環境学習          | 日光市                  | 奥日光の湿原(中禅寺湖及        | 市内中学校に在              | 461名(令和6年    | 毎年              | 奥日光の湿原を解説員(ガイド)の案内とともに散策、観察することで自然環                                      | 0288-21-5152                                   |

|       |   |                    |                              | び湯ノ湖)                               | 籍する生徒(主に1年生)            | 度実績)                 |                           | 境を保全することの重要性を認識してもらう。  |  |
|-------|---|--------------------|------------------------------|-------------------------------------|-------------------------|----------------------|---------------------------|--|--|
| 串本町   | 1 | 串本の海出前講座           | 串本町・南紀熊野ジオパークセンター・串本海中公園     | 各学校                                 | 小学生                     | 22名                  | 2回(学校からの希望により増減あり)        | ラムサール条約や串本の海中環境についての講義及びサンゴの骨格標本観察                                     |  |
| 松江市   | 2 | 親子で楽しむ宍道湖での水遊び体験   | 宍道湖水環境改善協議会(事務局:松江市環境エネルギー課) | 日本シジミ研究所(松江市玉湯町林 1280-1)            | 松江市・出雲市在住の小学生と保護者       | 定員 30組               | 年 1回                      | 日本シジミ研究所による宍道湖の水環境や生き物についての講話、シジミ採り体験                                  | 共催:まつえ環境市民会議<br>協力:日本シジミ研究所              |
|       |   | 手長エビ採り体験           | 宍道湖水環境改善協議会(事務局:松江市環境エネルギー課) | 千鳥南公園(松江市千鳥町 2-1)                   | 松江市・出雲市在住の小学生と保護者       | 定員 30組               | 年 1回                      | 宍道湖でのエビ採り  | 共催:ミズベリング松江協議会、まつえ環境市民会議<br>協力:宍道湖漁業協同組合 |
| 美祢市   | 1 | ガイドツアー             | Mine 秋吉台ジオパーク推進協議会           | 秋芳洞                                 |                         |                      |                           |  |  |
| 九重町   | 1 | チームタデ原             | くじゅう地区管理運営協議会                | タデ原湿原                               | 町内小中学生                  | 12名                  | 1~2カ月に1回程度                | タデ原をはじめとしたくじゅうの自然について学習し、伝える。(タデ原観察、キッズガイド、草こづみづくり、動画作成等)              | 九重ふるさと自然学校、九重の自然を守る会、環境省、九重町             |
| 薩摩川内市 | 1 | 蘭牟田池外来魚駆除釣り大会      | 薩摩川内市                        | ラムサール条約登録湿地「蘭牟田池」                   | 希望者(小中学生は保護者同伴)         | 定員100名               | 毎年、1回                     | 小中学校の夏休みの思い出として、家族等で外来魚の釣りを競い一人当たりの重さで順位を決め表彰している。                     | 地元地区コミ、環境保全団体、指定管理者                      |
| 屋久島町  | 1 | ウミガメ産卵観察会          | 屋久島町エコツーリズム推進協議会             | 永田いなか浜                              | 特に制限無し                  | 約 2000人              | 5月 10 日から7月 15日まで毎日(荒天中止) | ウミガメの産卵を観察、生態についてのレクチャーも行う。  | 環境省、鹿児島県、屋久島町ほか                          |
| 座間味村  | 1 | シュノーケリング体験         | 教育委員会                        | 慶良間海域                               | 小中学生                    | 20名前後                | 年 1回                      | シュノーケリング体験を通して海域に生息するサンゴや魚を観察する。                                       | ダイビング業者等                                 |
| 鶴岡市   | 1 | 庄内自然博物館構想推進事業      | 庄内自然博物館構想推進協議会(事務局:市)        | 鶴岡市自然学習交流館ほとりあ 周辺                   | 市民                      |                      | 通年                        | 独自の講座や自然体験事業を実施しており、これには湿地に関する取り組みも含まれる。(活動フィールドに、大山上池・下池、やその周辺の湿地がある) |  |
| 阿賀野市  | 1 | 白鳥パトロール隊           | 水原小学校                        | 学校、瓢湖、瓢湖周辺                          | 水原小学校3年生から6年生の児童        | 20名程度                | 10月 から2月 1回/週 程度          | 瓢湖、瓢湖周辺でのハクチョウ、野鳥観察並びに自然観察。ボランティア活動の実施。                                | 水原小学校                                    |
| 栃木市   | 1 | 親子水辺教室             | 栃木市                          | 渡良瀬遊水地                              | 小学生の親子                  | 定員 32 参加 22 (11組の親子) | 年1回                       | 渡良瀬遊水地内谷中湖でカヌー教室<br>渡良瀬遊水地の成り立ちや希少植物動物を学ぶ座学<br>希少植物観察会<br>外来生物の説明      | カヌークラブ・環境課                               |
| 小山市   | 1 | ヤナギ・セイタカアワダチソウ除去作戦 | 小山市ほか                        | 渡良瀬遊水地                              | 制限なし                    | 約 500名               | 年 3回                      | 渡良瀬遊水地にてヤナギやセイタカアワダチソウの除去活動を行う。  | 0285-22-9354                             |
| 野木町   | 1 | ヤナギ・セイタカアワダチソウ除去作戦 | 栃木県 栃木市 小山市 野木町              | 渡良瀬遊水地環境フィールド                       | 一般市町民、企業・団体、関係機関、ボランティア | 年間延べ約 1,350人         | 年3回                       | 貴重な湿地環境を守るため希少植物の生育に悪影響を及ぼすヤナギセイタカアワダチソウの抜き取り作業を関係機関・ボランティアの協力のもと実施    | 栃木県 栃木市 小山市 野木町                          |
| 加須市   | 2 | 「浮野の里」水生生物観察会      | 市                            | 浮野の里(加須市北篠崎・多門寺地内)<br>※緑のトラスト保全10号地 | 小学生                     | 20組 40人              | 年一回                       | 水生生物の観察会   | 加須市環境政策課0480-62-1111                     |
|       |   | 「浮野の里」昆虫観察会        | 市                            | 浮野の里(加須市北篠崎・多門寺地内)                  | 小学生                     | 20組 40人              | 年一回                       | 昆虫の観察会   | 加須市環境政策課0480-62-1111                     |

|      |   |                 |                 |                        |                  |                   |               |  |   |
|------|---|-----------------|-----------------|------------------------|------------------|-------------------|---------------|--|---|
|      |   |                 |                 | 門寺地内)<br>※緑のトラスト保全10号地 |                  |                   |               |  |   |
| 豊田市  | 2 | 矢並湿地一般公開        | 豊田市自然観察の森       | 矢並湿地                   | 一般市民等            | 400人前後            | 年1回           | 通常非公開の矢並湿地を一般に開放し、連携団体や地元の小学生による生育植物等の解説を行う  | 矢並湿地保存会、豊田市自然愛護協会、矢並小学校   |
|      |   | ラムサール湿地観察会      | 豊田市自然観察の森       | 矢並湿地、上高湿地、恩真寺湿地        | 一般市民等            | 15人程度/1回          | 年7~8回         | 自然観察の森職員が参加者をラムサール湿地へ案内し、湿地の概要や生息する動植物について解説を行う  | 湿地保全団体、豊田市自然愛護協会  |
| 豊岡市  | 1 | コウノトリ KIDS クラブ  | 豊岡市             | コウノトリ文化館、市内の湿地等        | 市内小学校 4~6年生      | 20人(2024年度)       | 年間8回程度+特別活動2回 | 通常活動:コウノトリに関する学習、湿地の生きもの調査、湿地整備、水辺の野鳥観察 など<br>特別活動:南三陸町・むつ市との交流(環境DNA調査)   | NPO 法人コウノトリ市民研究所(市立コウノトリ文化館の指定管理者)、日本コウノトリの会(市立ハチゴロウの戸島湿地の指定管理者)、兵庫県立大学大学院、近畿大学附属高等学校・中学校(鶴部、自然科学部)、NextGreen 但馬、国土交通省豊岡河川国道事務所、環境省竹野保護官事務所、南三陸青少年少女自然調査隊、脇野沢小学校 など |
| 廿日市市 | 1 | ラムサール条約特別教室     | 廿日市市            | 市内小学校                  | 市内小学生            | 参加校次第(上限は設定していない) | 年1~2回         | 出前講座   | ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会  |
| 荒尾市  | 2 | 荒尾干潟ジュニアレンジャー   | 荒尾市             | 荒尾干潟水鳥・湿地センター、荒尾干潟     | 市内在住の小学4年生~6年生   | 15人               | 年10回程度        | 生きもの観察会やマジック釣り体験、鳥の巣箱作りなど体験活動を実施しながら荒尾干潟について学ぶ。  | 荒尾漁業協同組合、荒尾干潟保全・賢明利活用協議会  |
|      |   | テラー乗車体験         | 荒尾干潟保全・賢明利活用協議会 | 荒尾干潟                   | すべての人            | 355人(R6)          | 年10回程度(6月~9月) | テラーに乗って、干潮時の荒尾干潟を走る体験会・底生生物の観察   | 荒尾漁業協同組合  |
| 宮古島市 | 1 | 小学校出前講座         | 宮古島市            | 宮古島市立下地小学校、畑           | 小学5年生            | 40名               | 1回            | 赤土流出防止に関する活動   | (株)南西環境研究所  |
| 茨城町  | 1 | 涸沼環境学習会         | 茨城町             | 涸沼周辺                   | 町内在住小中学生         | 計300名程度           | 6回/年          | 涸沼流域(若宮川)での水生生物観察<br>涸沼でのハゼ釣り体験<br>涸沼に飛来する野鳥観察会  |   |
| 中之条町 | 1 | 芳ヶ平湿地群環境学習      | 六合中学校           | 芳ヶ平湿地群                 | 生徒・職員            | 生徒16人・職員9名        | 年1回           | 現地での環境学習   | 中之条町、自然環境ガイドボランティア  |
| 佐賀市  | 2 | ひがさず FieldScool | 佐賀市             | 東よか干潟ビジターセンター<br>ひがさず  | 主に小学生以上の親子       | 毎回20名程度           | 年10回程度        | ひがさずで実施する子ども向け親子体験講座。<br>がたどろだんご、干潟の生き物探し、星空観察、ムツゴロウ型の凧づくり、珪藻観察など  | -   |
|      |   | 東よか干潟ラムサールクラブ   | 佐賀市             | 東よか干潟ビジターセンター<br>ひがさず  | 市内の小学校4年生~中学校3年生 | 20名程度             | 年10回程度        | 東よか干潟の価値や魅力について学び、そのことを多くの人に伝え、活動の輪を広げていくための未来のリーダーを育成することを目的に、毎年参加者を募集し、年間を通して活動。<br>野鳥観察、干潟の生き物調査、漂着ごみの分析、干潟の食文化体験、他湿地との交流など |   |
| 鹿島市  | 3 | こどもラムサール観察隊     | 鹿島市ラムサール条約推進協議会 | 鹿島市内他                  | 市内小学生 4~6年生      | 令和6年度 28人         | 6月~3月 月に1回程度  | 干潟体験、清掃活動、自然物を使ったクラフト教室(クリスマスリース等)、植樹活動、他湿地との交流  | 佐賀市、荒尾市   |
|      |   | ガタを踏もうぜプロジェクト   | 鹿島市ラムサール条約推進協議会 | 肥前鹿島干潟                 | 一般市民(幼稚園児~高校生含む) | 30~50名            | 年1回           | 肥前鹿島干潟での市民協働型生物調査  | 佐賀大学  |

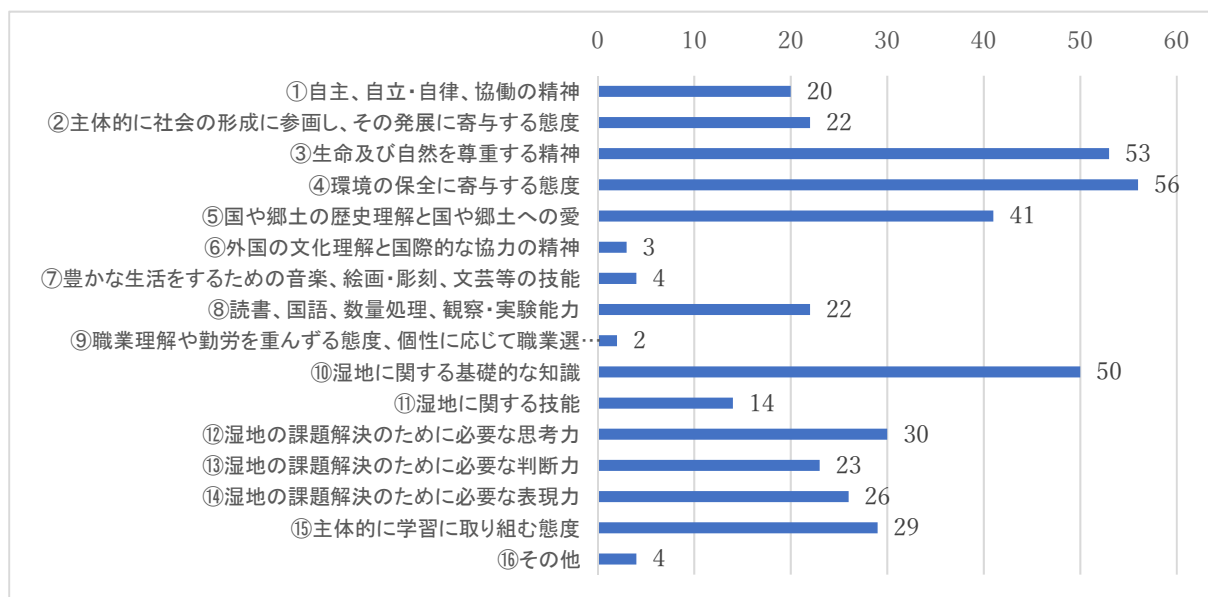
|       |      |                         |                     |                |                 |           |             |   |                             |
|-------|------|-------------------------|---------------------|----------------|-----------------|-----------|-------------|---|-----------------------------|
|       |      | ガタピカ                    | 鹿島市ラムサール条約推進協議会     | 肥前鹿島干潟周辺       | 一般市民(小学生～高校生含む) | ～180名     | 年1回         | 肥前鹿島干潟での清掃活動イベント<br>チーム制で拾ったゴミの重量を競う                                  | 環有明海観光連合                    |
| 江戸川区  | 3    | 東なぎさクリーン作戦              | 認定 NPO 法人えどがわエコセンター | 葛西海浜公園 東なぎさ    | 江戸川区民、事業者等      | 80名       | 年2回(春・秋)実施  | 東なぎさに船で渡り、漂着ごみの清掃活動及び生きもの等の自然観察会を行う。                                  | 葛西海浜公園パートナーズ 等              |
|       |      | 屋形船でラムサール条約湿地を観察する船上観察会 | 認定 NPO 法人えどがわエコセンター | 葛西海浜公園及び葛西沖    | 江戸川区民           | 50名       | 年1回         | 屋形船で葛西沖を遊覧し、ラムサール条約湿地や鳥類の観察を行い、船内でラムサール条約について解説を行う。                   | 日本野鳥の会東京                    |
|       |      | 葛西海浜・臨海公園 魅力発見・探検ツアー    | 認定 NPO 法人えどがわエコセンター | 葛西海浜公園及び葛西臨海公園 | 江戸川区民           | 30名       | 年1回         | 葛西海浜公園西なぎさにおける生きもの観察や歴史、ラムサール条約湿地の解説を行う。                              | NPO 法人生態教育センター、葛西海浜公園パートナーズ |
| 南三陸町  | 2    | 干潟の生きもの調査               | 南三陸町自然環境活用センター      | 折立海岸・松原海岸      | 小学生から高校生        | 一回当たり8人以上 | 5月から8月まで不定期 | 干潟やラムサール条約に関する事前授業、干潟での調査活動、海岸清掃、調査結果をまとめる事後授業、児童が興味を持ち設定した課題に関する探究学習 | 0226-25-9703                |
|       |      | 南三陸町青少年自然調査隊            | KODOMO ラムサール実行委員会   | 南三陸町内          | 町内小学4年生から中学3年生  | 20名程度     | 月1回程度       | 森・川・里・海・歴史・文化のすばらしさを、さまざまなプログラムを体験しながら学ぶ活動。一年の活動をまとめた壁新聞づくりと活動発表。     | 0226-25-9703                |
| 出水市   | 2    | ラムサールレンジャー              | 出水市ツル博物館クレインパーク     | クレインパーク及び市内の湿地 | 小学4年生～中学3年生     | 約20人      | 10回程度/年     | 田んぼの生物調査、干潟観察会、カスミサンショウウオプロジェクト、ウナギの学校                                | クレイパークいずみ                   |
|       |      | ツルガイド博士                 | 出水市教育委員会            | 荒崎ツル観察センター     | 市内小中学生          | 年20人程度    | 冬休み期間中の祝祭日  | 観光客の方にツルについての説明・案内をする   | 出水市教育委員会                    |
| 43市町村 | 計62件 |                         |                     |                |                 |           |             |   |                             |

## 2-2.

この活動を通して育つと考えられる能力について教えてください。あてはまるものすべてに○をつけてください。

ノンフォーマル・エデュケーションの活動を通して育つと考えられる能力について、回答が1番目に多いのは、「環境の保全に寄与する態度」で56件、次いで「生命及び自然を尊重する精神」53件、3番目は「湿地に関する基礎的な知識」の50件だった。

(複数回答, n=62)



⑯ その他（具体的な内容を記入してください）

(回答内容 4 件)

- ・異世代や地域住民と交流し、コミュニケーション能力の向上につながる。
- ・湿地の環境改善に関する取組
- ・外来魚駆除釣り体験により、外来魚が在来動植物に与える影響を学び、楽しみながら環境保全活動を行うことにより環境保全を考えるきっかけとなっている。
- ・自らが考え生きていく能力（渡良瀬遊水地が、学び、遊び、体験できる場所であることを改めて親子で認識できる）

### (4) 小中学生を対象としたフォーマル・エデュケーションについて

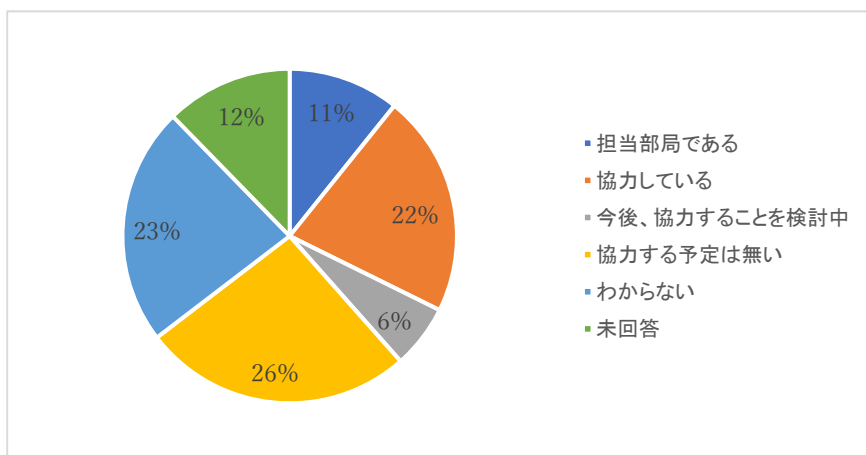
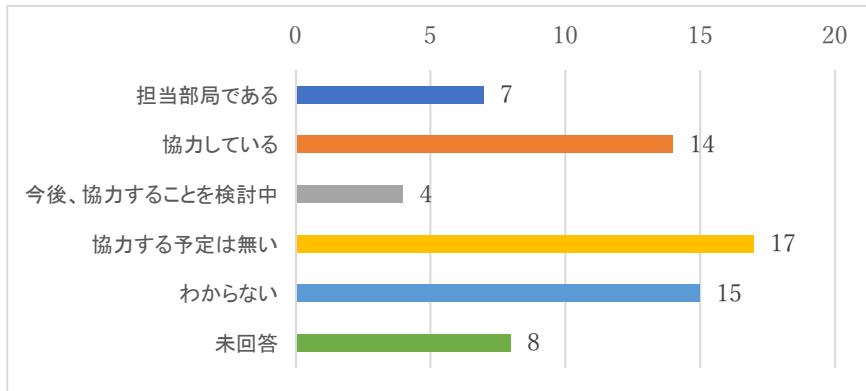
#### 3-1.

学校で使用する湿地に関わる副読本やそれに準ずる教材の作成に、ラムサール条約を担当する部局が協力していますか？いずれか1つを選んでください。

この問いへの未回答は8件(12%)、「わからない」と回答があったのは、15件(23%)と2つ合わせると約35%であった。その他の回答では、「協力する予定はない」が17件(26%)

と一番多く、次いで「協力している」14件（22%）、「担当部局である」が7件（11%）であった。

（単一回答, n=65）



### 3-2.

「担当部局である」「協力している」「今後協力する予定」と回答した市区町村に伺います。

#### 3-2-1. 作成・協力している、協力することを検討中の副読本やそれに準ずる教材の名称を教えてください。

副読本やそれに準ずる教材の名称について回答があったのは、次の23件であった。

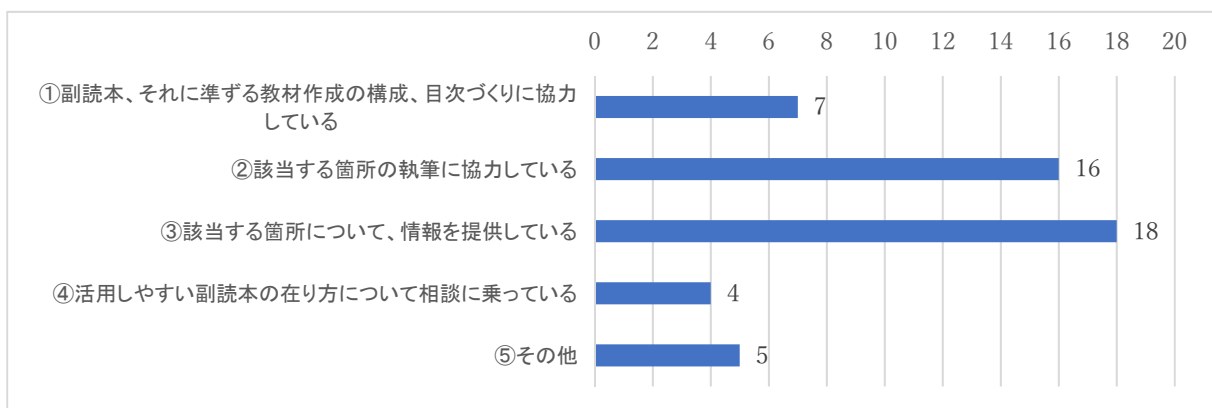
（複数回答, n=23）

| 市町村名 | 副読本やそれに準ずる教材の名称                               |
|------|---|
| 釧路市  | 小学校社会科釧路市郷土読本「くしろ」                            |
| 釧路町  | 社会科郷土読本                                       |
| 標茶町  | 厚岸霧多布昆布森国定公園子ども版ガイドブック                        |
| 浜頓別町 | 3・4年生社会科副読本 はまとんべつ                            |
| 苫小牧市 | 令和6年度(2024年度)版小学生(中学生)環境教育副読本「ゼロカーボンとゼロごみのまち」 |

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 習志野市 | 谷津干潟へようこそ                   |
| 加賀市  | のびゆく加賀市、ふるさとをはぐくむ道徳いしかわ     |
| 新潟市  | 私たちでつくる新潟の未来                |
| 美唄市  | 美唄市小学校農業科読本―地域に根ざし、暮らしに学ぶ―  |
| 名古屋市 | ごみと資源とわたしたち                 |
| 網走市  | 小学校社会科副読本 あばしり              |
| 日光市  | 「奥日光の湿原」環境学習ハンドブック          |
| 美祢市  | ふるさと美祢                      |
| 鶴岡市  | わたしたちの鶴岡市                   |
| 阿賀野市 | 私たちの阿賀野市                    |
| 栃木市  | 渡良瀬遊水地環境学習ガイドブック            |
| 小山市  | 渡良瀬遊水地環境教育副読本               |
| 豊田市  | はばたく豊田                      |
| 豊岡市  | 豊岡ふるさと学習ガイドブック              |
| 廿日市市 | わたしたちのくらしと環境                |
| 佐賀市  | わたしたちの佐賀市(小学校3～4年生向け社会科副読本) |
| 鹿島市  | かしまのしぜんわくわくブック、らむさーるだより     |
| 出水市  | 出水市とラムサール条約                 |

3-2-2. 協力の内容について教えてください。あてはまるものすべてに○をつけてください。

(複数回答, n=25)



副読本やそれに準ずる教材への協力内容としては、「該当する箇所について、情報を提供している」が一番多く18件、次いで「該当する箇所の執筆に協力している」が16件、3番目に「副読本、それに準ずる教材作成の構成、目次づくりに協力している」が7件だった。

⑤その他（具体的な内容を記入してください）

(回答内容5件)

・国立公園と国定公園の違いから始まり、国定公園の景観や地形、生息している動植物を学べる副読本となっている。子供向けの観点からクイズ形式を活用したりなど子供たちが楽し

く積極的に学べる工夫も取り入れている。

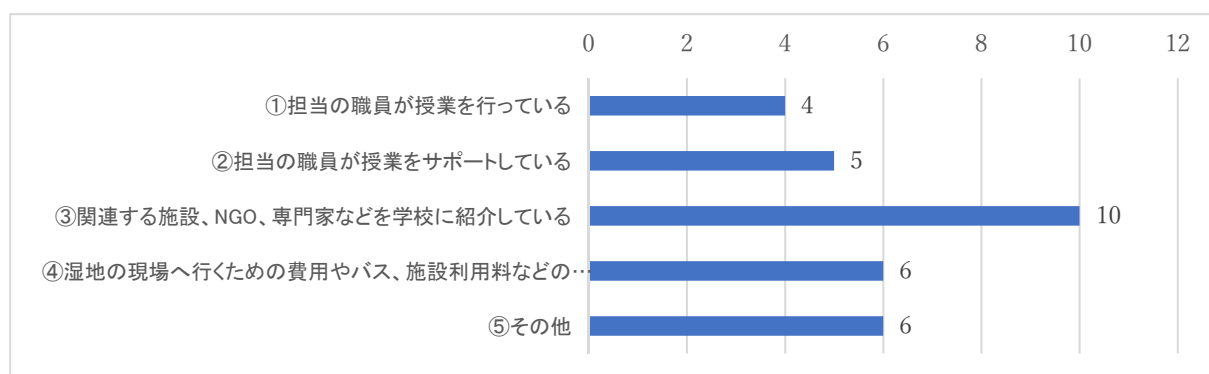
- ・検討中
- ・次回の改定時に検討する
- ・ラムサール担当部局が構成員である協議会で作ったガイドブックを市内全小学校にデータで配信。学校教育の場で使っていただくよう依頼。
- ・環境副読本を製作している

3-2-3. 副読本等の教材を使った授業が行われる際の、ラムサール条約を担当する部局の関わり方について教えてください。あてはまるものすべてに○をつけてください。

副読本等の教材を使った授業が行われる際の、ラムサール条約を担当する部局の関わり方についての回答で、最も多いのは「関連する施設、NGO、専門家などを学校に紹介している」で10件だった。次いで、6件の「湿地の現場へ行くための費用やバス、施設利用料などの予算を出している」であった。

ラムサール条約担当部局の職員が授業に関わっているのは、「担当の職員が授業を行っている」4件、「担当の職員が授業をサポートしている」5件と、合計9件あった。

(複数回答, n=24)



⑤その他（具体的な内容を記入してください）

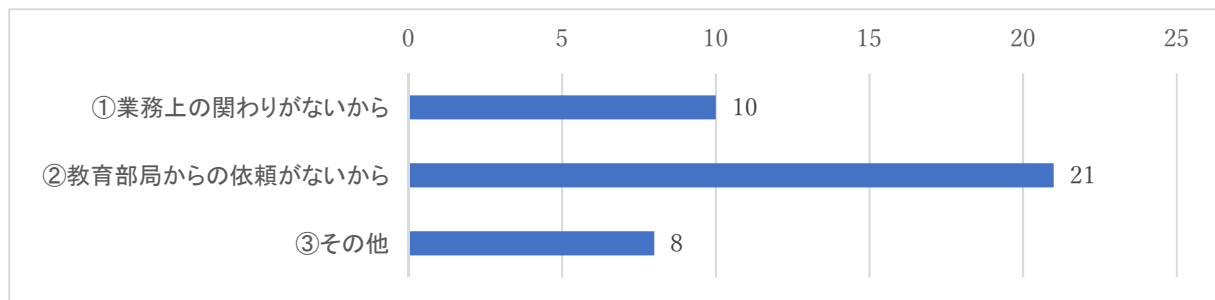
(回答内容 6 件)

- ・副読本の単元を使用した授業研修にオブザーバーとして参加し、授業後の小中学校教諭とのグループワークで意見交換を行った。
- ・授業等へは関わっていない
- ・検討中
- ・副読本利用の有無に関わらず、ESDに関連する授業を実施する小学校へ、バス代、講師代等の補助金を支給している。
- ・特にない
- ・担当教員に任せている

3-3. 3-1で「協力する予定は無い」、「わからない」と回答した市区町村に伺います。その理由について教えてください。あてはまるものすべてに○をつけてください。

副読本等の作成について「協力する予定は無い」、「わからない」と回答した理由について、一番多くの回答があったのは、「教育部局からの依頼がないから」の21件だった。その他の回答には、教材の作成予定はないが、別途、環境教育や自然観察会等を実施しているところがあった。また、湿地教育のための人員が避けられない、職員に専門的な知識を持ったものがないという回答もあった。

(複数回答, n=32)



③その他（具体的な内容を記入してください）

(回答内容 8 件)

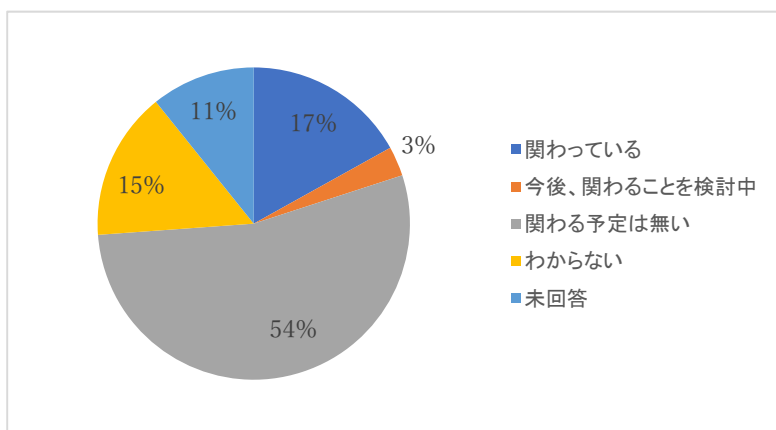
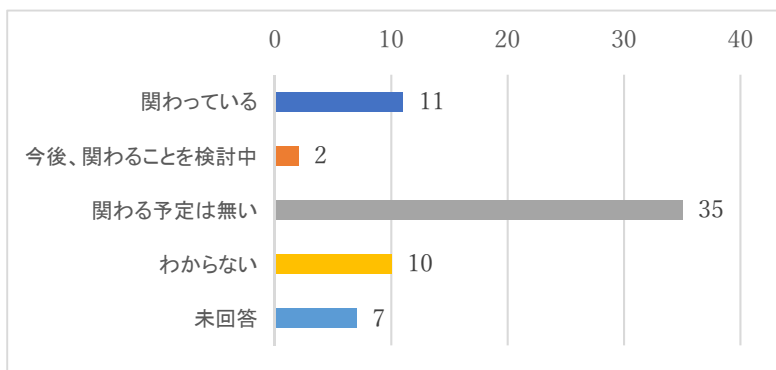
- ・教材の作成の予定はないが、市内小学校において、登米市環境出前講座の利用や地域団体等との協力により、湿地教育をはじめ市内の環境について環境教育が実施されている。
- ・湿地に関わる副読本やそれに準ずる教材がない
- ・業務上関わりが少ないことと、湿地教育のための人員が割けないため
- ・学校より協力依頼があった際は検討するものの、職員に専門的な知識をもった者がいないため副読本や教材の作成への協力は難しい。
- ・ラムサール条約担当課で作成したパンフレットを直接小学校側へ提供しているのみで、当該課への授業依頼は無い。
- ・小学校3・4年生社会科副読本「わたしたちの松江」の資料提供・協力者に「環境保全課」（環境エネルギー課の組織変更前の名称）という記載はあるが、副読本が作成された2013年当時はラムサールの担当部局ではなく、協力した部分の詳細も不明のため。
- ・薩摩川内市の郷土資料等には地元のラムサール条約登録湿地藪牟田池について若干掲載しているが、別途、自然観察会（雨の場合は生態系資料館見学）を行っており、副読本を作成する予定が無い。
- ・学校側の学習制度が確立されているため、担当部局の参加不要

#### （5）教員の研修とラムサール条約担当部局との関係について

3-4-1. 教員研修に関わっていますか？いずれか1つを選んでください。

教員研修に「関わっている」と回答があったのは11件（17%）、「今後、関わることを検討中」が2件（3%）で、一番多い回答は「関わる予定は無い」の35件（54%）で半数以上であった。

(単一回答, n=65)



3-4-2. 関わっている場合について、具体的に教えてください。

関わっている教員研修の具体的な内容については、次の通り 11 件の回答があった。

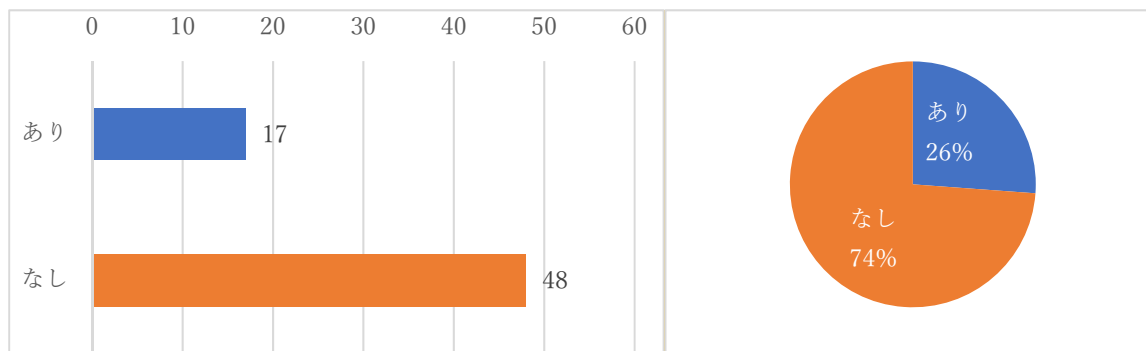
| 市町村名  | ①取り組み名                        | ②実施主体                        | ③実施場所                      | ④参加者の対象                      | ⑤参加人数             | ⑥開催頻度     | ⑦主な活動内容  | ⑧連携先  |
|-------|-------------------------------|------------------------------|----------------------------|------------------------------|-------------------|-----------|--|---|
| 釧路市   | 釧路教育研究センター 研修講座               | 釧路市教育委員会 学校教育 部 教育支援課 学校 指導係 | 釧路市内小学校、釧路市教 育研修センター       | 釧路市内小中学 校教諭                  | 24名               | 年に数回      | ・学習指導案作成会議への出席<br>・湿地学習(現地視察、座学)の機会の提供<br>・地保全の歴史、国立公園化にかかり尽力した人物の資料の提供<br>・対象児童(1~2クラス)に対し単元に沿った湿原視察の プログラムを構築、提供<br>・湿地保全のために活動している人々の生の声を知るた めのインタビュー動画の撮影、取り組み内容の取材、提供 | 釧路市教育委員会 学校教育部 教育 支援課 学校指導係<br>0154-23-5189 |
| 浜中町   | 浜中町初任者研修                      | 浜中町教育委員会                     | 霧多布湿原周辺のフィール ド             | 浜中町内の学校 に配属された 初任教員          | 5~10名程度           | 4カ月に1回程 度 | 浜中町の自然について、様々な季節にフィールドを散策して学ぶ。   | 霧多布湿原センター(0153-65-2779)                     |
| 加賀市   | 地域理解講座                        | 加賀市教育委員会                     | 加賀市鴨池観察館                   | 初めて加賀市に 赴任した教員               | 20人               | 年1回       | 加賀市の教育関係施設をバスで巡回する事業で コースの中に鴨池観察館が含まれている。  | 加賀市鴨池観察館                                    |
| 新潟市   | ESD 教員向け研修会                   | 新潟市環境部環境政策課                  | オンライン研修                    | ESD 担当職員                     | 約20名              | 年1回       | ESD 環境教育に詳しい講師を外から招き、こども達への効果的な授業のや り方の講義や各小学校の環境に関する授業等の情報共有を行い、先生達 のスキルアップをするための研修を行っている。  | 025-226-1363                                |
| 美唄市   | 不定期に理科教員研修会の 講義等を担当           | 教員                           | 宮島沼周辺                      | 教員                           | 時々によって違 うが数名~十 数名 | 年に一回程度    | 講義とフィールドワーク  | 教育委員会など                                     |
| 別海町   | 初任段階教員等研修                     | 別海町教育委員会                     | 野付半島                       | 新規採用初任段 階教員、その 他学校長が参 加を認める者 | 5~10人             | 年1回       | 野付半島散策及びクルーズ船に乗船し、別海町の教育資源(自然)を学ぶ  | 別海町産業振興部商工観光課、(株)別海 町観光開発公社                 |
| 大崎市   | 大崎耕土学習事例集の配布                  | 大崎地域世界農業遺産推 進協議会             | 大崎地域(大崎市・色麻町・ 加美町・涌谷町・美里町) | 地域内全域の小 学3年~6年               |                   |           | 各小学校え行った学習の事例をとりまとめ、各校に配布している。   | 各市町の教育委員会                                   |
| 鶴岡市   | 鶴岡市教育委員会・鶴岡市 小中学校事務職員部会 合同研修会 | 鶴岡市教育委員会                     |                            | 市内小中学校教 員                    |                   | これまで1回    | 研修会での講演<br>・ラムサール条約登録湿地(大山上池・下池)の魅力について<br>・日頃からの省エネの取組みについて   |   |
| 荒尾市   | 教育委員会新着任者研修                   | 荒尾市教育委員会                     | 荒尾干潟水鳥・湿地センター              | 新着任者                         | 16                | 年1回       | 荒尾干潟水鳥・湿地センター見学、海岸散策(有明海についての説明)   |   |
| 南三陸町  | 教員研修                          | 教員による研究部会(理科 部会や給食部会など)      | 南三陸町自然環境活用セン ター            | 教職員                          | 毎回10名程度           | 2回/年 程度   | プランクトン採集と観察や、カキやホタテの解剖を通して、海洋におけるエネル ギーと物質の循環を学ぶプログラムづくりを考える。  | 教員研修  |
| 出水市   | 研修受け入れ                        | 出水市ツル博物館クレイン パークいずみ          | クレイパークいずみ                  | 初年度、3年目 の教員研修                | 1~2人              | 1~2回/年    | 博物館業務、湿地とツルの学習、学習プログラムや展示の作成   | クレイパークいずみ                                   |
| 11市町村 |                               |                              |                            |                              |                   |           |  |   |

## (6) 高等学校における湿地に関わる教育について

あなたの市区町村及び周辺にある高等学校における湿地に関わる教育について教えてください。

高等学校における湿地に関わる教育の事例について、回答があったのは 17 件 (26%) で、なしの 48 件 (74%) の約 1/4 であった。

(単一回答, n=65)



具体的な取り組み内容の回答は、次の 17 市町村、24 事例だった。

| 市町村名 | 回答数 | 取り組み名                          | ②実施主体                    | ③実施場所                    | ④参加者の対象                  | ⑤参加人数              | ⑥開催頻度   | ⑦主な活動内容   | ⑧連携先  |
|------|-----|--------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------|---------|---|---|
| 釧路市  | 1   | 北海道釧路湖陵高校 スーパーサイエンスハイスクール      | 北海道釧路湖陵高等学校              | 北海道釧路湖陵高等学校、釧路湿原国立公園、温根内 | 釧路湖陵高等学校 理数探究科 生徒1年生、2年生 | 1学年40名 2学年40名 計80名 | 年間 授業時間 | 理数探究科1年「KCS基礎」 釧路湿原巡検 釧路湿原巡検発表会                           | 北海道釧路湖陵高等学校 0154-43-3131                                |
| 標茶町  | 1   | 授業の一環(湿原の科学)                   | 標茶高等学校                   | 標茶高等学校敷地内                | 生徒                       | 不明                 | 不明      | 高校の敷地内にある湿地で植物や生き物の生態など学び、ガイド活動にも取り組んでいる。                 |   |
| 習志野市 | 3   | 谷津干潟ユース                        | 谷津干潟ワイズユース・パートナーズ(指定管理者) | 谷津干潟自然観察センター             | 千葉県立津田沼高等学校理科部 生物班       | 12名                | 1か月に1回  | 底生生物調査、谷津干潟の日イベントでの企画運営                                   | 千葉県立津田沼高等学校   |
|      |     | 習志野市(谷津干潟)とプリズベン市(ブードル湿地)の湿地交流 | 習志野市・谷津干潟ワイズユース・パートナーズ   | 谷津干潟自然観察センター             | 東邦大学付属中高等学校中学生 高校生       | 100名               | 年1回     | 湿地交流の説明、谷津干潟の野鳥観察、谷津干潟の概要説明をレンジャーから受ける                    | 東邦大学付属中高等学校   |
|      |     | 東京湾の干潟の湿地教育                    | 谷津干潟ワイズユース・パートナーズ(指定管理者) | 谷津干潟自然観察センター             | 東京成徳大学高等学校               | 20名                | 年1回     | 谷津干潟の概要、生物観察、干潟の働きグループワーク等                                | 東京成徳大学高等学校  |
| 美唄市  | 1   | 湿地に関する講義と実習                    | 滝川高校など                   | 宮島沼周辺                    | 高校生                      | 20~30名程度           | 年に数回    | 外来種の調査など  | 高等学校  |
| 網走市  | 1   | オホーツク圏の自然環境学習                  | 北海道北見北斗高等学校              | 瀧沸湖水鳥・湿地センター             | 当該高等学校の生徒                | 30名                | 1回/年    | SSHオホーツク海調査の自然科学研究コースにおいて 科学的研究手法に関する講義や実習を通し調査研究のあり方を学ぶ。 |   |
| 大崎市  | 2   | 大崎耕土探究学習                       | 宮城県古川黎明中学・高校             | 蕪栗沼ほか地域内                 | 宮城県古川黎明中学3年生・高校1年生       | 300人               | 1回/年    | 地域内の農業関連の水に関連する施設や場所に訪れ、フィールドワークを実施                       | 酒造メーカー、土地改良区、歴史研究会、ダム管理事務所、環境NPO、大崎市                    |
|      |     | 大崎耕土を巡るバスツアーの開催                | 宮城県南郷高校                  | ため池、用水路、隧道               | 高校生                      | 30人                | 2回/年    | 高校生がコース企画、ガイド役を務めるバスツアーを開催                                | 大崎地域世界農業遺産推進協議会市、土地改良区                                  |
| 松江市  | 1   | まつえ学                           | 松江市立皆美が丘女子高等学校           | 大橋川                      | 1年生                      | 100人程度             | 年1回     | 環境保全のための取り組みや、水上交通の要衝としての「矢田の渡し」について学ぶ。                   | 有限会社 矢田渡船観光   |
| 七飯町  | 2   | 環境学習会                          | 七飯高校                     | 大沼                       | 選択授業「理科」を選択した高校3年生       | 10名程度              | 1年に1回   | 町内にあるラムサール条約登録湿地である大沼の自然について学ぶ                            | 七飯町環境生活課  |
|      |     | SSH学習会                         | 函館中部高校                   | 大沼                       | 函館中部高校1年生                | 240名ほど             | 1年に1回   | ラムサール条約登録湿地である大沼の自然について学び、課題を見つけ自身で解決策を探る                 | 七飯町   |
| 小山市  | 1   | ヤナギ・セイタカアワダチソウ除去作戦             | 小山市ほか                    | 渡良瀬遊水地                   | 栃木県立小山北桜高校               | 10~20名             | 年3回     | 上記活動に北桜高校の生徒が参加し、ヤナギやセイタカアワダチソウの除去活動を実施している。              | 0285-22-9354  |
| 敦賀市  | 1   | 敦賀中池見湿地の環境保全活動                 | 福井南高等学校                  | 中池見湿地                    | 不明                       | 不明                 | 45,597  | 外来種のセイタカアワダチソウの駆除、水路の整備                                   |   |
| 豊岡市  | 2   | 近畿大学附属豊岡高等学校 鶴部(とりぶ)           | 近畿大学附属豊岡高等学校             | 学校内及び市内の湿地など             | 近畿大学附属豊岡高等学校の在学生         |                    |         | 湿地整備、生物調査、イベントでの普及啓発 など                                   | 豊岡市、国土交通省豊岡河川国道事務所、NPO法人コウノトリ市民研究所、日本コウノトリの会、その他市民団体 など |

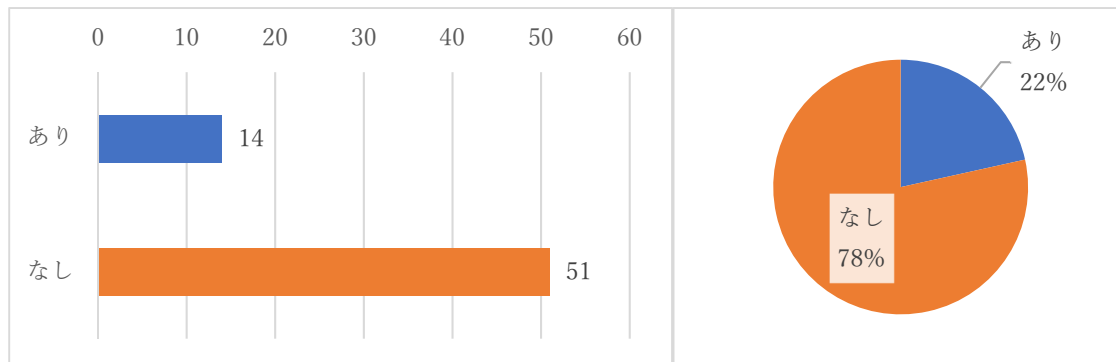
|       |      |                         |              |                   |               |             |           |   |                          |
|-------|------|-------------------------|--------------|-------------------|---------------|-------------|-----------|---|--------------------------|
|       |      | 戸牧川の生態調査及び周辺河川の生態調査     | 大岡学園高等専修学校   | 戸牧川、袴狭川           |               |             | 木曜日の授業内   | 『コウノトリ野生復帰プロジェクト』の一環として、戸牧川の生態調査と近隣の河川の生態調査や豊岡市内の清掃活動                   | 豊岡市(豊岡市高校生等地域研究支援補助金を活用) |
| 荒尾市   | 1    | 熊本県立荒尾岱志高等学校のクラブ活動      | 熊本県立荒尾岱志高等学校 | 荒尾干潟              |               |             | 年数回       | 野鳥・ベントス観察   |                          |
| 茨城町   | 1    | キャリアデザイン I 体験講座         | 茨城県立東高等学校    | 涸沼周辺              | 茨城県立東高等学校在学学生 | 40名程度       | 1回/年      | 茨城県立東高等学校において、早期に進路意識と職業観を養うことを目的とした体験学習として、涸沼周辺の自然環境に関する学習を行う。         |                          |
| 佐賀市   | 1    | 海洋プラスチックごみ問題学習          | 佐賀県立佐賀商業高校   | 佐賀商業高校、東与賀海岸      | 佐賀商業高校1年生     | 250人        | 1回(令和4年度) | 海洋プラスチックごみについての事前学習を行った後、東与賀海岸における清掃活動を実施。<br>事前学習については、本市職員による出前講座も含む。 |                          |
| 鹿島市   | 2    | かしまさいこうプロジェクト           | 鹿島高校         | 鹿島高校              | 1~2年生         | 学年あたり150人前後 | 年2回程度     | 市の抱える課題について情報提供を行い、高校生目線からの課題解決を図っていく調べ学習プログラム                          | 鹿島市役所                    |
|       |      | 太良高校有明海学                | 太良高校         | 干潟交流館「なな海」、肥前鹿島干潟 | 1年生           | 10名前後       | 年2~3回程度   | 有明海に関する座学、野鳥観察、干潟体験等  | 鹿島市ラムサール条約推進室、干潟交流館「なな海」 |
| 南三陸町  | 2    | 松原海岸の生きもの調査             | 南三陸高校自然科学部   | 松原海岸              | 南三陸高校自然科学部    | 10名程度       | 3回/年程度    | 干潟の生きもの調査(市民調査手法、定性調査および定量調査)   | 0226-46-3643(南三陸高校)      |
|       |      | 南三陸の故郷を学ぶ講座             | 南三陸高校        | 南三陸高校             | 南三陸高校の新入生     | 50人程度       | 1回/年      | ラムサール条約登録湿地志津川湾を中心とした南三陸町の自然環境と保全、ワイズユースの取り組みについての講義。                   | 0226-46-3643(南三陸高校)      |
| 県出水市  | 1    | 探求課題を探そう(地域の専門家による出前授業) | 市内高等学校       | 市内高等学校            | 高校生           | 約100人       | 年1回       | 出水の自然と生き物についてのレクチャー   |                          |
| 17市町村 | 計24件 |                         |              |                   |               |             |           |   |                          |

## (7) ラムサール条約担当部局と大学が連携して取り組む湿地の教育活動について

5. あなたの市区町村のラムサール条約担当部局と大学が連携して取り組む湿地の教育活動があれば教えてください。

ラムサール条約担当部局と大学が連携して取り組む湿地の教育活動について、回答があったのは 14 件（22%）で、8 割の市区町村から回答はなかった。

(単一回答, n=65)



具体的な取り組み内容の回答は、次の 14 市町村、22 事例だった。

| 市町村名 | 回答数 | ①取り組み名                     | ②実施主体                    | ③実施場所              | ④参加者の対象                               | ⑤参加人数                 | ⑥開催頻度                | ⑦主な活動内容  | ⑧連携先                    |
|------|-----|----------------------------|--------------------------|--------------------|---------------------------------------|-----------------------|----------------------|--|-------------------------|
| 釧路市  | 2   | 北海道教育大学釧路校 ESD 推進センター      | 北海道教育大学釧路校 ESD 推進センター    | 北海道内               | 学校教育関係者、社会教育関係者、NGO / NPO、地方公共団体、ユース  | 各活動による                | 年に数回                 | 学校教育を中心とした支援活動。教員養成系学生に対する指導                               | 北海道教育大学釧路校 0154-44-3213 |
|      |     | 教養科目 選択必修「地理・環境」           | 釧路公立大学                   | 釧路公立大学             | 釧路公立大学 学生                             | 定員なし                  | 選択必修科目 16 単位中 2 単位以上 | 経済学科経済コース 選択必修科目 地理・環境 講義                                  | 釧路公立大学 0154-37-3211     |
| 浜頓別町 | 1   | 環境キャンプ・酪農学園体験 入学           | 浜頓別町                     | 浜頓別町・酪農学園大学        | 浜頓別町ジュニアガイドアカデミー                      | 15 名                  | 2 回/年                | 環境キャンプ: 浜頓別町の環境について学習、サンプルの採取。酪農学園大学会体験入学: サンプルの分析・結果の考察。  | 浜頓別クッチャロ湖水鳥観察館          |
| 浜中町  | 2   | 浜中学選択授業「地域と自然」             | 北海道霧多布高等学校               | 湿原内の木道や霧多布湿原センター周辺 | 高校生                                   | 5~10 名程度              | 4 カ月に 1 回程度          | 湿原内に生育・生息している動植物について、実際にフィールドに出て調べる活動。                     | 霧多布湿原センター(0153-65-2779) |
|      |     | アマモウォッチ                    | 北海道霧多布高等学校               | 奥琵琶瀬地区のアマモ場        | 高校生                                   | 5~10 名程度              | 年 1 回                | 浜中町奥琵琶瀬地区に生育しているアマモの生育状況を調査し、調査結果をまとめている。                  | 霧多布湿原センター(0153-65-2779) |
| 習志野市 | 2   | 谷津干潟ユース                    | 谷津干潟ワイズユース・パートナーズ(指定管理者) | 谷津干潟自然観察センター       | 色々な大学                                 | 20 名                  | 1 か月に 1 回            | 底生生物調査、谷津干潟の日運営委員会の参加                                      | 谷津干潟自然観察センター            |
|      |     | 教職課程やゼミ、インターンでの湿地学習やキャリア教育 | 谷津干潟ワイズユース・パートナーズ(指定管理者) | 谷津干潟自然観察センター       | 江戸川大学、日大生産工学部、東京理科大、東京農大、上智大学、聖学院大学など | 各学校 20 名程度            | 各学校年 1 回             | 谷津干潟に関する湿地教育全般、湿地施設の取り組みや役割、キャリア教育など                       | 各大学                     |
| 美唄市  | 1   | 学生の受け入れや講義                 | 大学、大学の研究室、学生グループなど       | 宮島沼周辺              | 大学生                                   | 数名から10数名              | 年数回程度                | 講義とフィールドワーク  | 大学、大学の研究室、学生グループなど      |
| 網走市  | 1   | 鳥類実習(水域の鳥類観察とガン類の購入実習)     | 東京農業大学生物産業学部北方圏農学科       | 濤沸湖水鳥・湿地センター及び平和橋  | 北方圏農学科の学生                             | 40名                   | 1回/年                 | ガン類の購入調査   |                         |
| 大崎市  | 2   | 居久根と水田の生物多様性の定量化           | 大崎市・中央大学                 | 大崎市内               |                                       | 3 人                   | 6 回/年                | 卒論研究・修論研究の一環として、大崎市の水田をフィールドとして活用                          | 地域住民、環境 NPO             |
|      |     | 大崎耕土をめぐるエコツアー              | 武蔵野大学                    | 大崎地域内のため池、化女沼      | 武蔵野大学 1 年生                            | 40 人                  | 2 回/年                | 大崎地域をめぐるフィールドワーク   | 環境 NPO、大崎市              |
| 七飯町  | 2   | 大沼研究発表会                    | 大沼ラムサール協議会               | 大沼国際セミナーハウス        | 湿地をはじめとする環境に興味のある方                    | 30 人                  | 年 1 回                | 大沼や他の湿地などで研究や活動を報告する                                       | ウェットランドセミナー、渡島総合振興局     |
|      |     | 七飯高校科学同好会によるアオコ回収と利活用      | 七飯高校科学部、大沼ラムサール協議会       | 大沼                 | 七飯高校科学部員                              | 3 年生 1 人、2 年生 5 人、1 年 | 4 月から 11 月まで月 1 回程度  | ロボットボートを使ったアオコ回収と回収したアオコの利活用を進める。回収したアオコは、染物や着火剤などで利用している。 | 北海道大学、七飯町               |

|        |        |                            |                     |                       |                         |         |              |   |                           |
|--------|--------|----------------------------|---------------------|-----------------------|-------------------------|---------|--------------|---|---------------------------|
|        |        |                            |                     |                       |                         | 生 1 人   |              |   |                           |
| 小山市    | 1      | 新潟大学大学院学外実習                | 関東エコロジカルネットワーク推進協議会 | 渡良瀬遊水地ほか              | 新潟大学教授および大学院生           | 約 25 名  | 年 1 回        | 新潟大学の教授等と大学院生が学外学習の一環で、コウノトリ等の生息環境整備に向けた堤内外の各主体による取り組みを視察する。  | 0285-22-9354              |
| 豊岡市    | 2      | 兵庫県立大学地域資源マネジメント研究科との連携    | 豊岡市、兵庫県立大学          | 市内の湿地等                |                         |         |              | ・豊岡市事業への大学の協力<br>湿地整備や外来種駆除などの活動のサポート(知識、人的支援)<br>コウノトリ KIDS クラブやビオトープ管理受託者への講義<br>・研究への豊岡市の協力<br>ビオトープ管理委託契約地での生物調査やアンケート調査等への協力 |                           |
|        |        | 創造性開発演習                    | 兵庫県立芸術文化観光専門職大学     | 市内の湿地等                |                         |         |              | ・自然に関するフィールドワーク<br>コウノトリ野生復帰に関する講義、コウノトリの人工巣塔や水田魚道などの見学、ビオトープ体験   |                           |
| 佐賀市    | 2      | ひがさす FieldScool 干潟の珪藻観察    | 佐賀市                 | 東よか干潟ビジターセンター<br>ひがさす | 主に小学生以上の親子              | 毎回20名程度 | 年1回          | 濁泥や葉からクロロフィルを抽出し、光合成を行っていることを確認。顕微鏡で濁泥表面の珪藻を観察。<br>講師は佐賀大学農学部の学生。   | 佐賀大学農学部                   |
|        |        | 東よか干潟ラムサールクラブ<br>(漂着ごみの分析) | 佐賀市                 | 東よか干潟ビジターセンター<br>ひがさす | ラムサールクラブ員               | 15 名    | 年1回          | 東与賀海岸でゴミ拾いを行い、回収したごみの種類を分析。佐賀大学教養教育科目のインターフェイス科目(佐賀の環境Ⅱ)履修者が授業の一環として、指導役を担っている。   | 佐賀大学                      |
| 鹿島市    | 1      | 佐賀大学農学部との連携                | 鹿島市ラムサール条約推進協議会     | 肥前鹿島干潟周辺、干潟交流館「なな海」   | 一般市民                    | 10~50 名 | 年1回          | 肥前鹿島干潟での市民協働型生物調査<br>環境分析体験会  | 佐賀大学                      |
| 南三陸町   | 2      | 環境政策論                      | 岩手大学                | 岩手大学                  | 岩手大学農学部<br>3年生          | 40 名程度  | 2 回/年 (集中講義) | ラムサール条約に関する講義と、湿地の迅速な評価(RAWES)による構内の湿地の評価およびグループワーク。  | 019-621-6006(岩手大学)        |
|        |        | 地域環境政策                     | 宮城大学                | 宮城大学                  | 宮城大学 事業<br>構想学群 3<br>年生 | 70 名程度  | 1 回/年        | ラムサール条約登録湿地志津川湾における保全とワイズユースに関する取り組み事例の紹介。  | 022-377-8205(宮城大学大和キャンパス) |
| 出水市    | 1      | 地域貢献事業                     | 九州産業大学              | クレイパークいずみ             | 幼児~中学生                  | 約 150 人 | 年 1 回        | 生物多様性や湿地に関わる展示や工作   |                           |
| 14 市町村 | 計 22 件 |                            |                     |                       |                         |         |              |   |                           |

## II. 人材、予算、連携

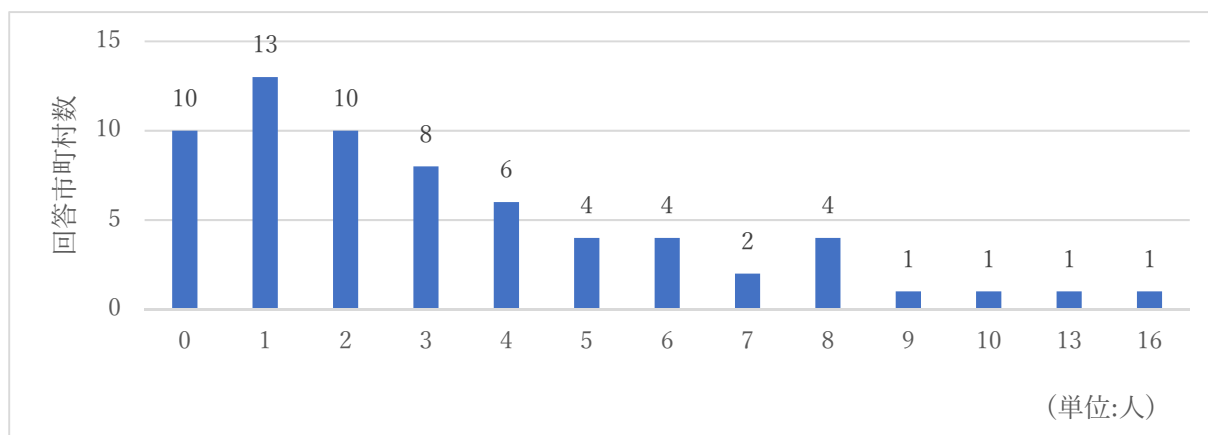
### (8) ラムサール条約担当部局の人材について

1. あなたの市区町村で湿地に関わる教育を進める際の、ラムサール条約担当部局の人材について教えてください。あてはまるところに人数を入れてください。該当しないところは、0人としてください。

① ラムサール条約を担当する部局の正規職員（      人）

ラムサール条約を担当する部局の正規職員の数で最も多い回答は、1人で13件だった。次いで、0人と2人が共に10件だった。

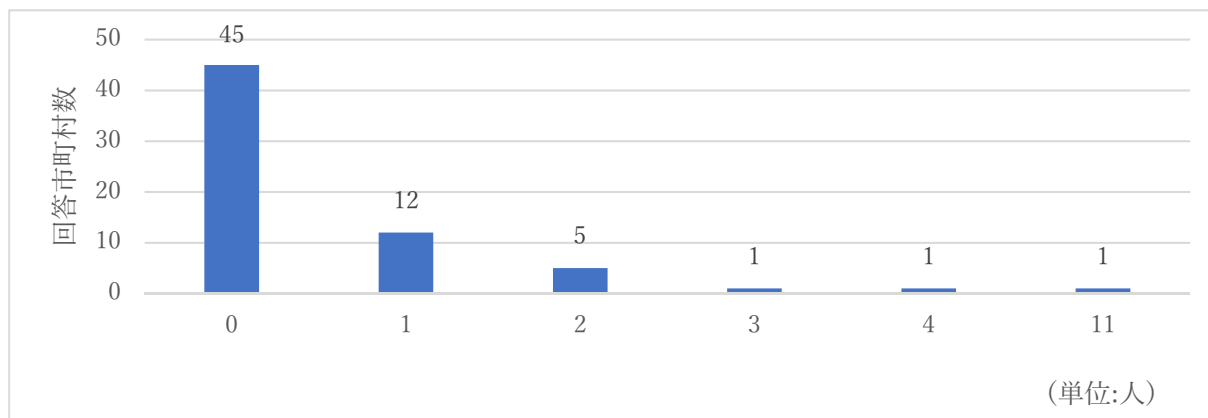
(単一回答, n=65)



② ラムサール条約を担当する部局の非正規職員（      人）

ラムサール条約を担当する部局の非正規職員の数で最も多い回答は、0人で45件、次いで1人が12件だった。

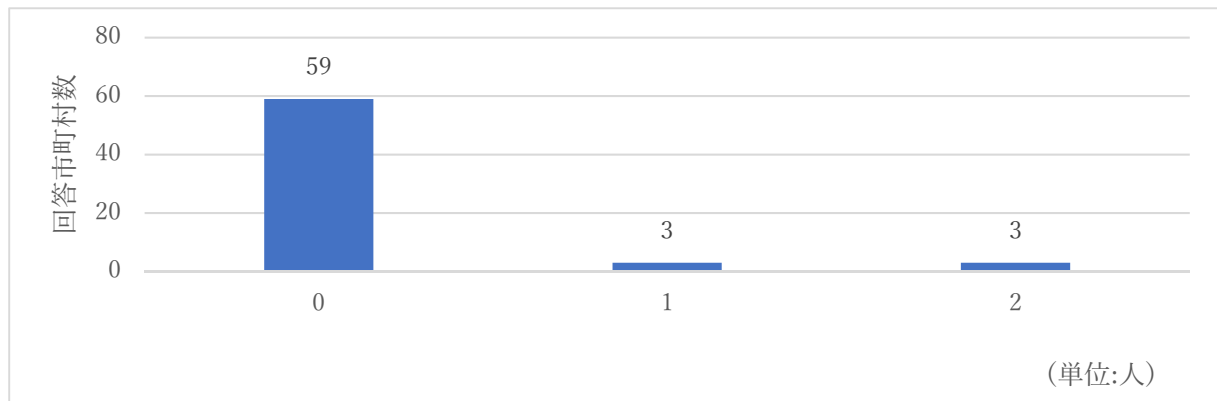
(単一回答, n=65)



③ ラムサール条約を担当する部局の専門職の正規職員（        人）

ラムサール条約を担当する部局の専門職の正規職員の数で最も多い回答は、0人で59件、1人と2人との回答が共に3件だった。

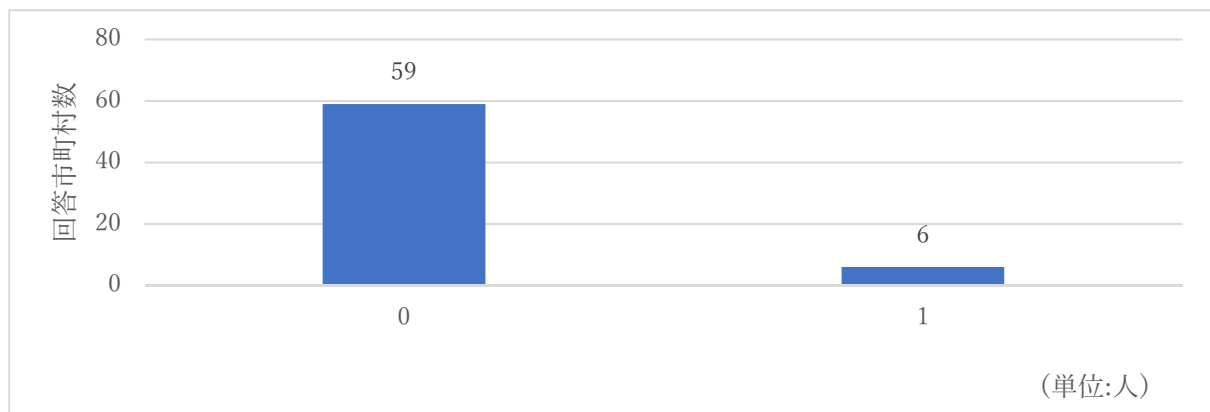
（単一回答, n=65）



④ ラムサール条約を担当する部局の専門職の非正規職員（        人）

ラムサール条約を担当する部局の専門職の非正規職員の数で最も多い回答は、0人で59件、次いで1人の6件だった。

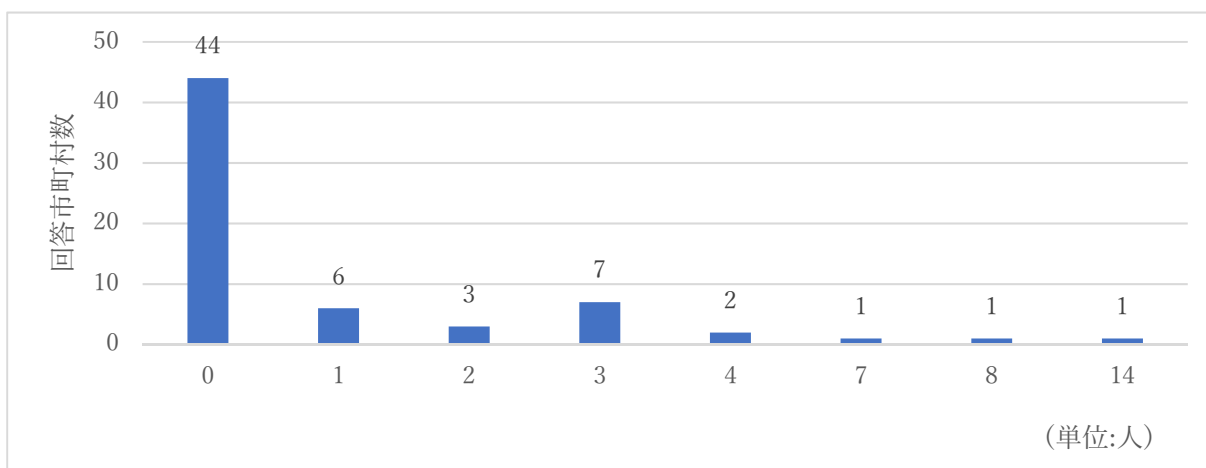
（単一回答, n=65）



⑤ 関連する施設の正規職員（        人）

関連する施設の正規職員の数で最も多い回答は、0人で44件、次いで3人が7件、1人が6件だった。

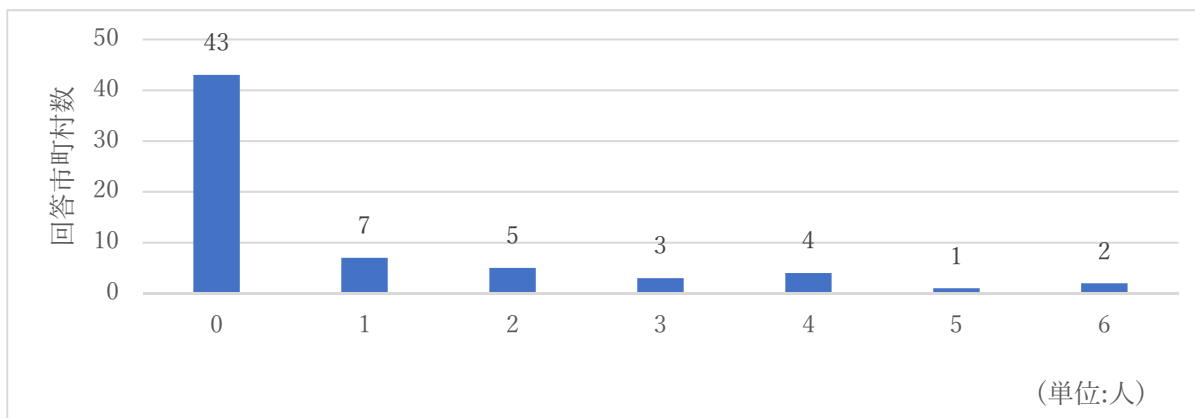
(単一回答, n=65)



⑥ 関連する施設の非正規職員 ( 人)

関連する施設の非正規職員の数で最も多い回答は、0人で43件、次いで1名が7件、2人が5件だった。

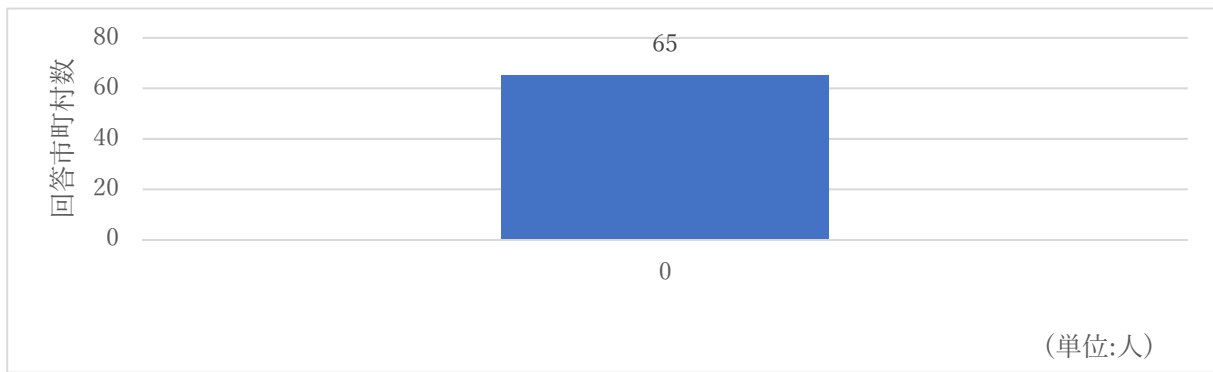
(単一回答, n=65)



⑦ 市区町村の外郭団体の職員 ( 人)

市区町村の外郭団体の職員については、すべて0人だった。

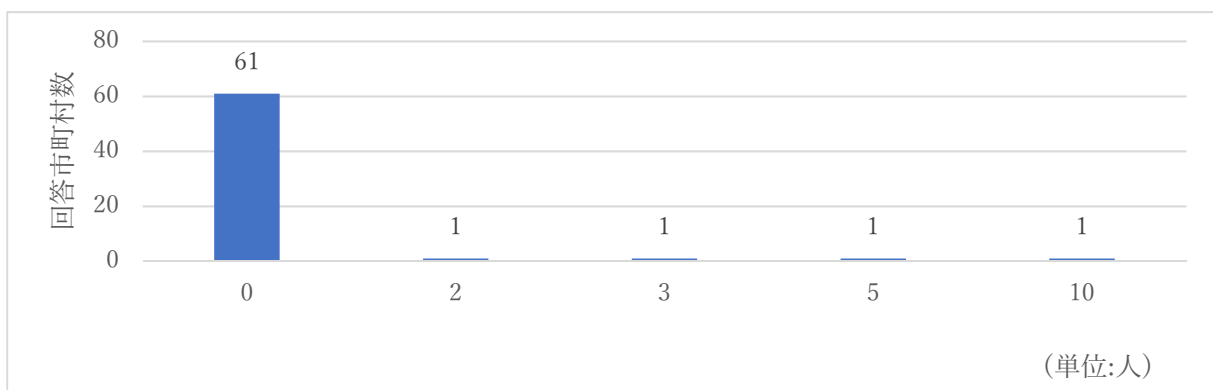
(単一回答, n=65)



⑧ 大学等の専門家 ( 人)

大学等の専門家の人数については、0人が61件と圧倒的に多く、2人、3人、5人、10人がそれぞれ1件だった。

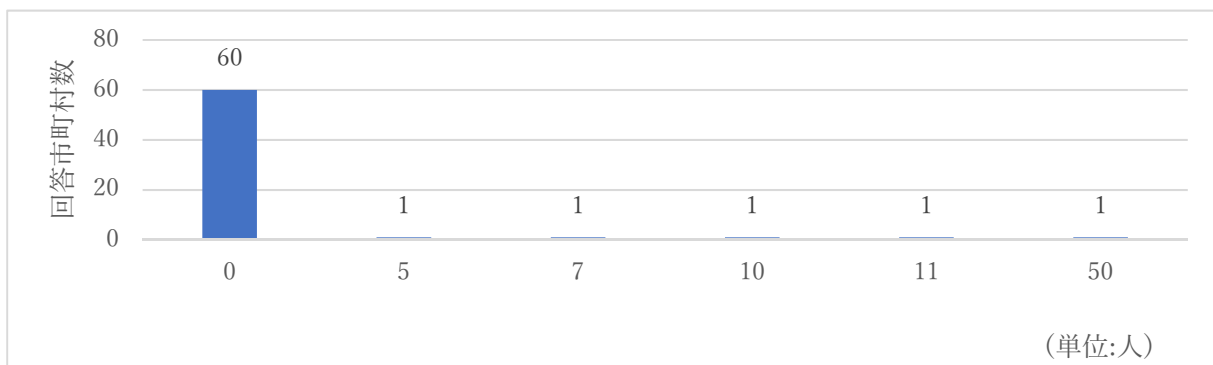
(単一回答, n=65)



⑨ NGO・NPO法人等の法人の職員 ( 人)

NGO・NPO法人等の法人の職員の人数については、0人との回答が60件と非常に多く、5人、7人、10人、11人、50人がそれぞれ1件あった。

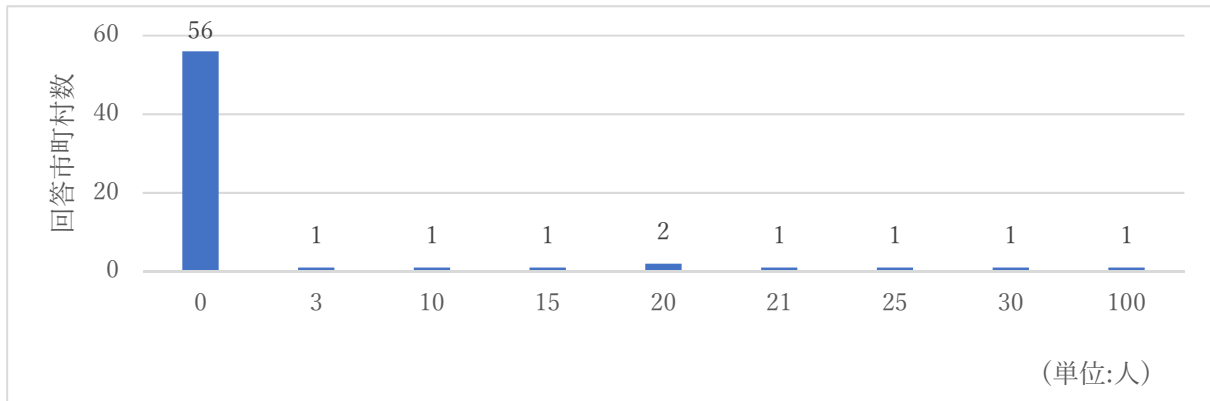
(単一回答, n=65)



⑩ 市民のボランティア（ 人）

市民ボランティアの人数については、0人との回答が56件と多く、次いで20人が2件だった。

（単一回答，n=65）



⑪ その他（記述）（人材の名称： 、人数： 人）

その他で回答があったのは、次の4件だった。

（回答内容4件）

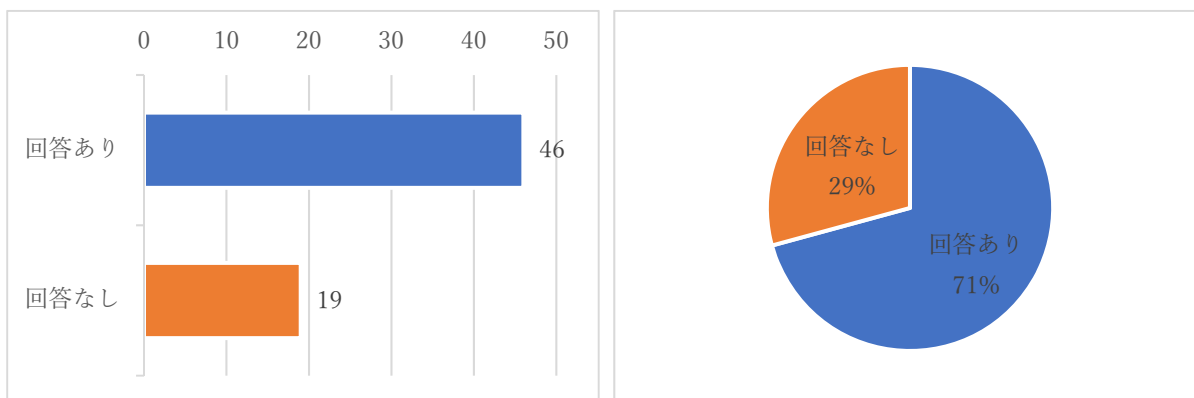
| 市町村名 | 回答内容                       |
|------|----------------------------|
| 幌延町  | 人材の名称： 地域住民<br>人数： 1人      |
| 阿賀野市 | 人材の名称： 瓢湖の白鳥を守る会<br>人数： 5人 |
| 豊岡市  | 人材の名称： 地域おこし協力隊<br>人数： 1人  |
| 中之条町 | 人材の名称： 指定管理者<br>人数： 6人     |

（9）湿地に関わる教育活動の予算について

2-1. 学校で行う場合の予算。あてはまるものすべてに○をつけてください。

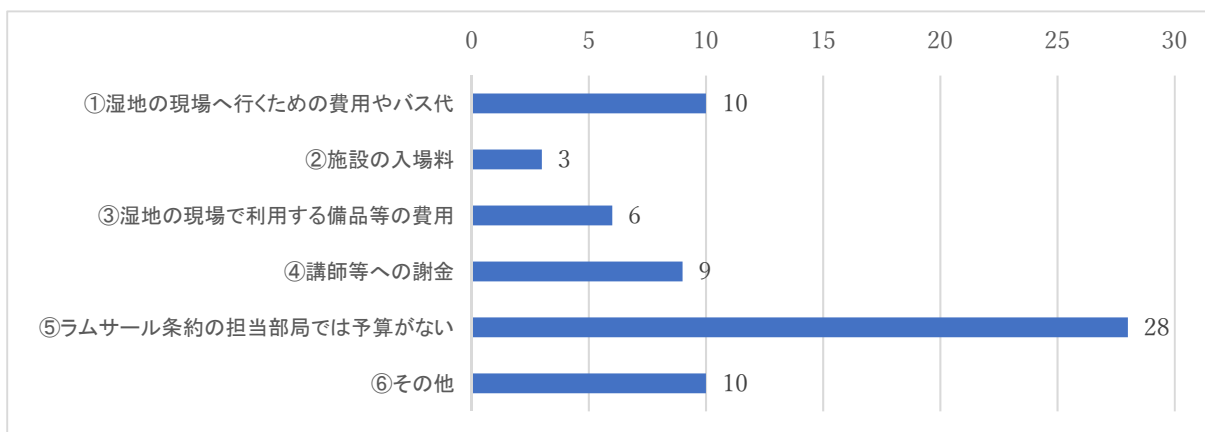
湿地に関わる教育活動の予算の中で、学校で行う場合の予算について、回答があったのは46件だった。

(単一回答, n=65)



予算の内訳について最も多い回答は、「ラムサール条約の担当部局では予算がない」が 28 件であった。次いで「湿地の現場へ行くための費用やバス代」及び「その他」が 10 件、「講師等への謝金」9 件だった。

(複数回答, n=46)



⑥その他（それ以外の予算がある場合には、ご記入ください）

(回答内容 12 件)

- ・環境保全課管理係 エコ教室 令和7年度 480,000円(仮)
- ・釧路湿原国立公園こどもレンジャー 令和6年度 350,000円
- ・負担金4万円
- ・湿地のみに関わる予算ではなく、ESDに関連する事業で、バス代、施設の入場料、講師への謝金の費用を学校へ支給している。
- ・漫湖水鳥・湿地センターへの負担金
- ・保全協議会運営のための補助金支出（協議会内で補助金の中から必要に応じて支出する）
- ・教育委員会で、年に1回、地元の祁答院小学校3年生（約20名）を対象としてふるさとコミュニケーション科として実施する自然観察会のバス代を支出している。
- ・学校の総合学習として、鶴岡市自然学習交流館ほとりあ（庄内自然博物館構想推進協議会）で行う体験や学びの中に湿地教育が含まれる。
- ・小さな自然再生活動支援助成金：市民団体や3人以上の市民で構成されたグループ等が行

う、生物多様性の保全やコウノトリ野生復帰や生物多様性をテーマとした自然環境体験学習活動を対象とした補助事業（対象経費に上記③④含む）

- ・高校生等地域研究支援補助金：豊岡市内の学校に在籍する高校生等で構成された3人以上のグループ（部活動、授業等も含む）が行うコウノトリ野生復帰に関連したふるさと豊岡に関する研究、調査および活動を対象とした補助事業（対象経費に上記①③④含む）
- ・湿地のモニタリング調査業務の中で、近隣小学校へ教育を実施している。
- ・予算として計上していないが、小中学校の干潟学習を実施するさいに、用具の貸出や人員の提供を行っている。

2-2. ラムサール条約担当部局の予算の内、学校で行う湿地に関わる教育活動の予算額を教えてください。

予算額：

回答があったのは、次の通りであり、算出不可という回答が3件あった。

<回答件数7件>

15,000円

20,000円

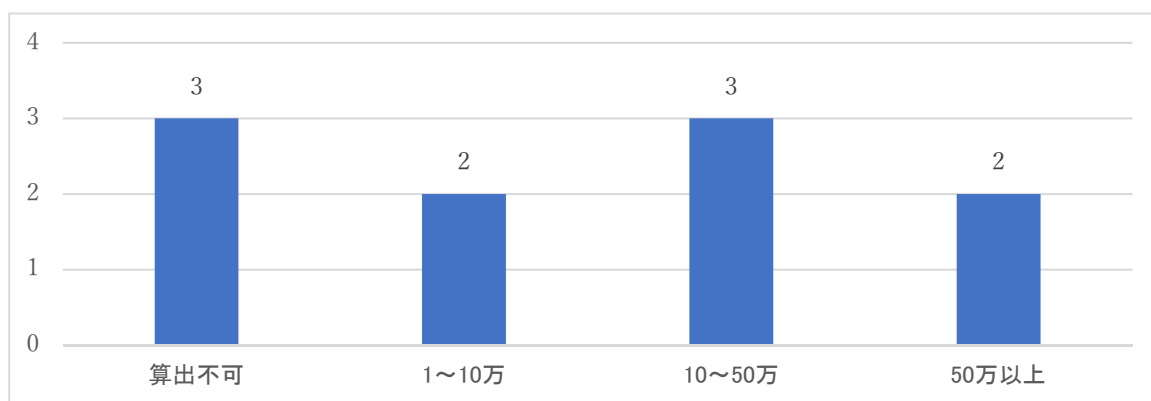
156,200円

170,000円

371,000円

820,000円

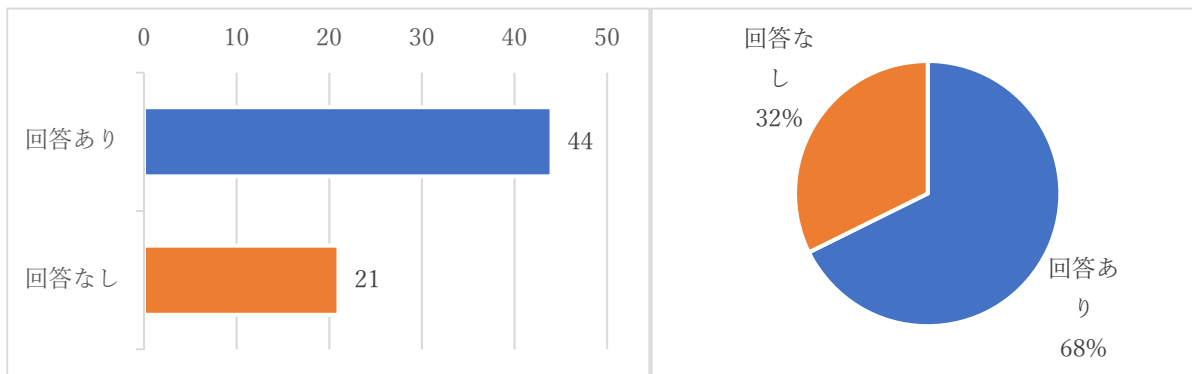
1,290,000円



2-3. 学校以外で行う場合の予算 あてはまるものすべてに○をつけてください。

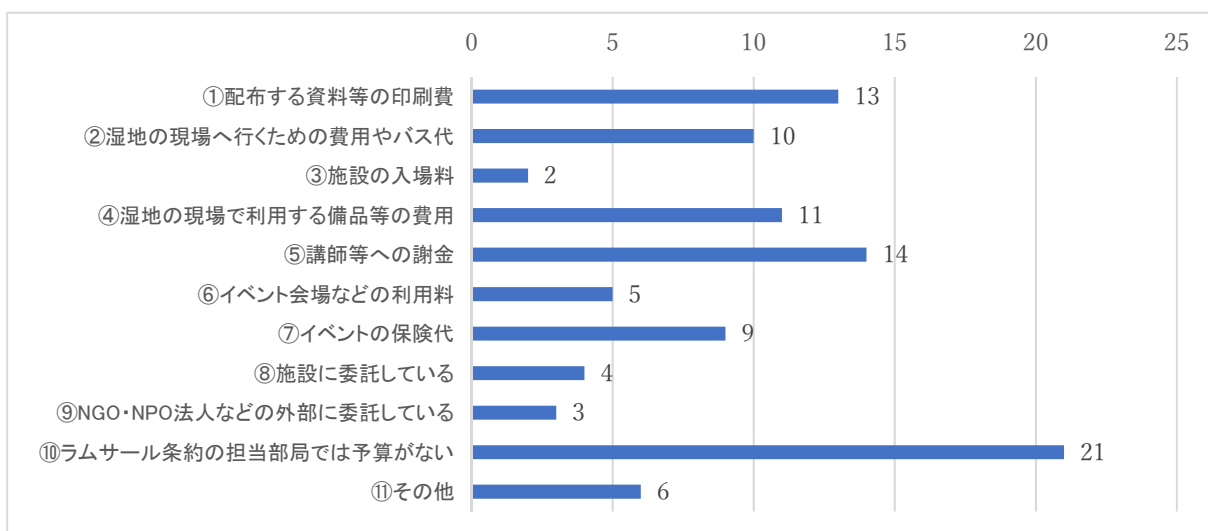
湿地に関わる教育活動の予算の中で、学校以外で行う場合の予算について、回答があったのは44件だった。

(単一回答, n=65)



予算の内訳について最も多い回答は、「ラムサール条約の担当部局では予算がない」が 21 件であった。次いで「講師等への謝金」14 件、「配布する資料等の印刷費」13 件だった。

(複数回答, n=44)



⑪ その他（それ以外の予算がある場合には、ご記入ください）

(回答内容 6 件)

- ・ 保全協議会運営補助金の中に講師謝礼が含まれる
- ・ 市では、庄内自博物館構想推進協議会に補助金を交付し、同団体による自然環境教育の普及を図っており、その中に湿地教育も含まれている。
- ・ 小さな自然再生活動支援助成金：市民団体や 3 人以上の市民で構成されたグループ等が行う、生物多様性の保全やコウノトリ野生復帰や生物多様性をテーマとした自然環境体験学習活動を対象とした補助事業（対象経費に上記①③④含む）
- ・ 高校生等地域研究支援補助金：豊岡市内の学校に在籍する高校生等で構成された 3 人以上のグループ（部活動、授業等も含む）が行うコウノトリ野生復帰に関連したふるさと豊岡に関する研究、調査および活動を対象とした補助事業（対象経費に上記①③④含む）
- ・ 荒尾干潟ジュニアレンジャー活動におけるユニフォーム、消耗品
- ・ 湿地のモニタリング調査業務の中で講演会を実施している。

2-4. ラムサール条約担当部局の予算の内、学校以外で行う湿地に関わる教育活動の予算額を教えてください。

予算額：

回答があったのは、次の通りであり、算出不可という回答が1件あった。

<回答件数7件>

1校あたり45,000円（小学校4校、中学校3校、高等学校1校）100,000円

132,000円 R6 予算額（2年に1回ガイドブック作成）

約750,000円

900,000円

1,000,000円

2,002,000円

3,000,000円

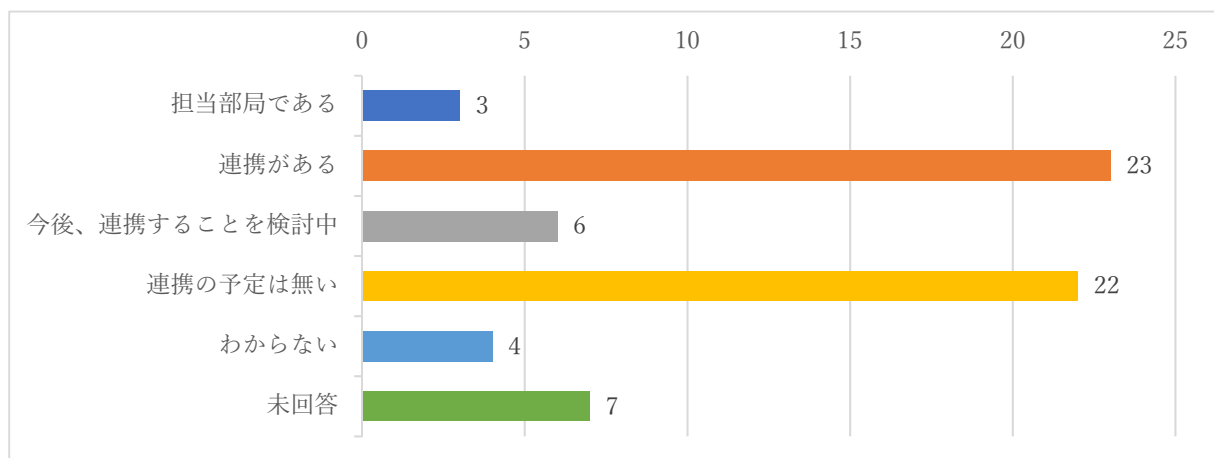
### (10) ラムサール条約湿地を担当する部局と教育委員会との連携について

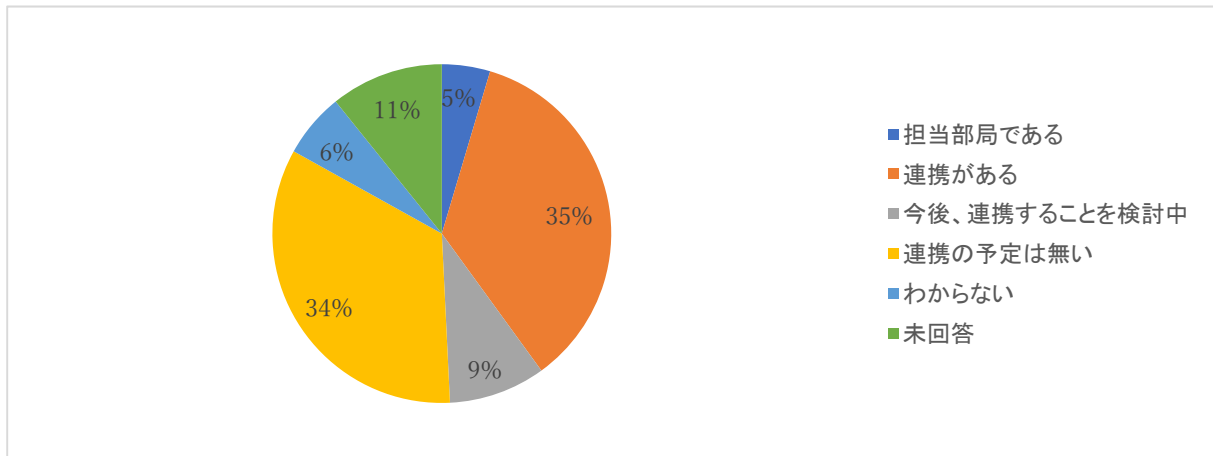
3. あなたが所属するラムサール条約湿地を担当する部局と教育委員会との連携について教えてください

3-1. あなたの部局では、日頃、教育委員会との連携はありますか？いずれか1つを選んでください。

ラムサール条約湿地を担当する部局と教育委員会との連携について、未回答7件（11%）、「わからない」との回答が4件（6%）あった。「連携がある」との回答が23件（35%）と最も多く、次いで「連携の予定は無い」が22件だった。

(単一回答, n=65)





3-2. 「連携がある」と回答した自治体に伺います。どのような連携があるのか教えてください。

どのような連携があるか具体的な内容について回答があったのは、次の23件だった。

(複数回答, n=23)

| 市町村名 | 連携の内容   |
|------|---|
| 鶴居村  | タンチョウ保護活動に関する情報共有や会議への出席等を行っている。  |
| 浜中町  | 担当が管理する施設(霧多布湿原センター)の指定管理者(NPO法人霧多布湿原ナショナルトラスト)が、教育委員会からの依頼により「自然体験学習」の講師を受託している。 |
| 新潟市  | ・ESD<br>・ラムサールプロジェクトチーム 等   |
| 美呗市  | 宮島沼保全活用計画の推進  |
| 名古屋市 | 学習用資料の提供  |
| 雨竜町  | 雨竜沼湿原等に関する情報の提供   |
| 別海町  | 情報の共有、関係機関との調整  |
| 標津町  | 湿地以外の分野においては教育委員会生涯学習課と連携のもと、地元学校との生涯教育に関わっている。                                   |
| 大崎市  | 資料の配布、学習内容のとりまとめ  |
| 檜枝岐村 | (未回答)   |
| 魚沼市  | 質問が不正確ですので回答できません。<br>前提として「湿地教育」についての連携ですか？                                      |
| 日光市  | 前述した「奥日光の湿原」環境学習に参加する学校の取りまとめを教育委員会へ依頼している。                                       |
| 県串本町 | (未回答)   |
| 松江市  | 宍道湖水環境改善協議会の実施イベントにかかるチラシ配布に協力してもらっている。   |
| 栃木市  | 依頼があれば担当部局が湿地教育を行う事もある。常にではない。  |
| 小山市  | 下生井小学校と共同して行う事業についての相談および報告。  |
| 板倉町  | 業務の連絡調整。  |

|      |   |
|------|---|
| 豊岡市  | ・ふるさと教育<br>2017年度から、市内の全小中学校で開始した「ふるさと教育」で、コウノトリを軸に、生物多様性やラムサール条約湿地の重要性、コウノトリ育む農法について学習。ビオトープや河川等をフィールドにした生きもの調査やコウノトリ育む農法に関する学習を行っている。<br>学校からの依頼に基づき、講師派遣を行っている |
| 中之条町 | 自然観察会の後援  |
| 佐賀市  | 佐賀市学校版環境ISO認定制度の運用  |
| 鹿島市  | 小学校の総合の時間で行う環境教育プログラムについて学校側との調整  |
| 南三陸町 | 教材作成、教育プログラムの実施、およびイベント開催などでの協力。しかし、十分とは言えないため、今後の連携強化が課題。  |
| 出水市  | ラムサール条約湿地に関する資料の配布、ツルガイド博士検定、教材開発   |

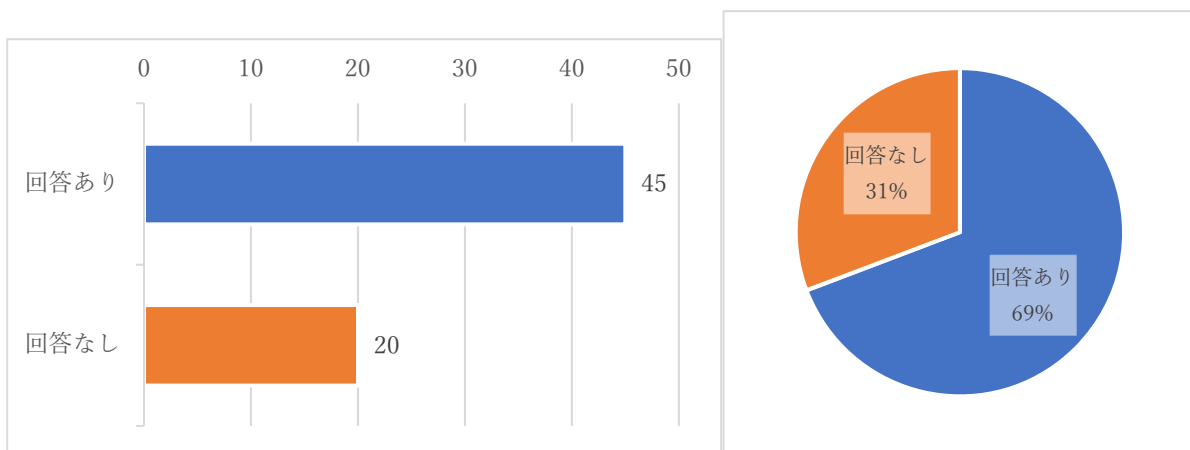
### (11) 湿地に関わる教育を行う際の課題について

4. ラムサール条約を担当する部局で湿地に関わる教育を行う際の課題について伺います。

4-1. 次の中から、あてはまるものすべてに○をつけてください。

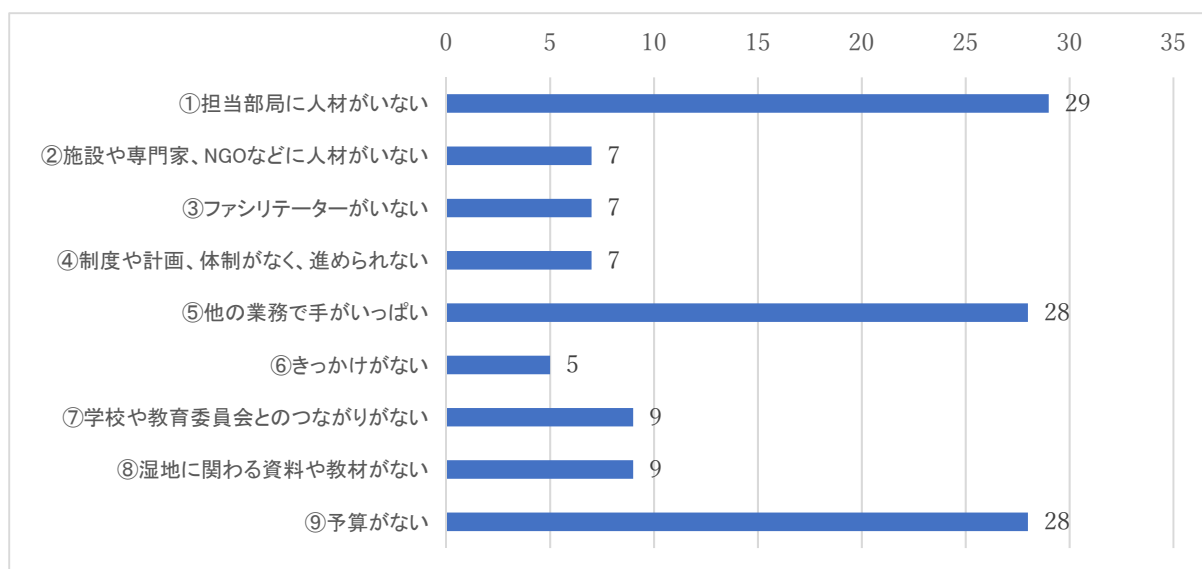
湿地に関わる教育を行う際の課題について、45の市区町村から回答があった。

(単一回答, n=65)



課題の内容については、「担当部局に人材がない」との回答が29件で最も多く、次に「予算がない」、「他の業務で手がいっぱい」の回答が28件で多かった。

(複数回答, n=45)



#### 4-2. 具体的な内容を教えてください。

課題の具体的な内容について回答があったのは、次の8件であった。

(複数回答, n=19)

| 市町村名  | 課題の内容  |
|-------|--|
| 新潟市   | 4-1⑦補足<br>県教育委員会【高等教育】とのつながりが弱い。   |
| 那覇市   | ラムサール条約を専門とした担当職員はおらず、他の業務と兼務のため、湿地教育のため人員を割くことが難しい。                               |
| 幌延町   | 専門的な知識を持っている人材がない  |
| 根室市   | 市職員の中には専門知識を持った者がおらず、湿地に関わる教育を行うとした際は外部に講師を依頼する必要がある。                              |
| 標津町   | 湿地が主ではなく自然環境全般を内容で教育を行う機会がある。  |
| 魚沼市   | 市の事務分掌で公教育は教育委員会事務局が主管し、ラムサール条約湿地(尾瀬国立公園)の自然保護は当課が所管しているため特段の課題は無い。                |
| 日光市   | 予算的にも人員的にも現在行っている以外の学習事業を計画する余裕がない。  |
| 美祢市   | 文化財保護を主に、市域内の歴史、地質、古生物等の広範な分野を担当しており、①湿地若しくはそれに関する分野の専門家がおらず、②人的余裕もなく、③予算も確保されていない |
| 薩摩川内市 | 湿地教育で教員の協力を頂く場合、教員の仕事が増えることになる。  |
| 鶴岡市   | ラムサール条約や湿地教育に関する事項が、市の施策の中核となる要素とはなっていない。  |
| 栃木市   | 渡良瀬遊水地の湿地教育については主にアクリメーション振興財団が行っている。アクリメーション振興財団はラムサール担当部局ではない。                   |

|      |  |
|------|--|
| 豊田市  | 予算上、湿地学習事業を拡充することが難しい  |
| 豊岡市  | 一定程度の人材と予算はあるが、十分とは言えない  |
| 廿日市市 | ・海域からしか湿地にアクセス出来ず教材として不適<br>・現地へ行く際は湿地を管理している県の団体(ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会)の監督が必要<br>・宮島のラムサール条約湿地には宮島のみで生息するミヤジマトンボがいるが、保全の観点から生息地を明らかにしておらず、直にふれあう機会を設けることが困難である(ミヤジマトンボの扱いが難しい) |
| 宮古島市 | これまで教育が進んでいなかったため、各所との関わりが乏しいと感じる。今後、徐々に体制の構築をしていく必要がある。   |
| 中之条町 | 外部ボランティアの方等が協力してくれるが、人員不足と経験不足により、具体的に何をしたら良いかわからない。   |
| 佐賀市  | ラムサール条約湿地以外の湿地(水田、水路等)で行われる教育活動にまで関わるのが難しい。  |
| 鹿島市  | 人手不足、業務の個人への依存が感じられる   |
| 南三陸町 | 慢性的なマンパワー不足と、役場内での他部署との連携が弱い点が課題。  |

### Ⅲ. 制度・計画

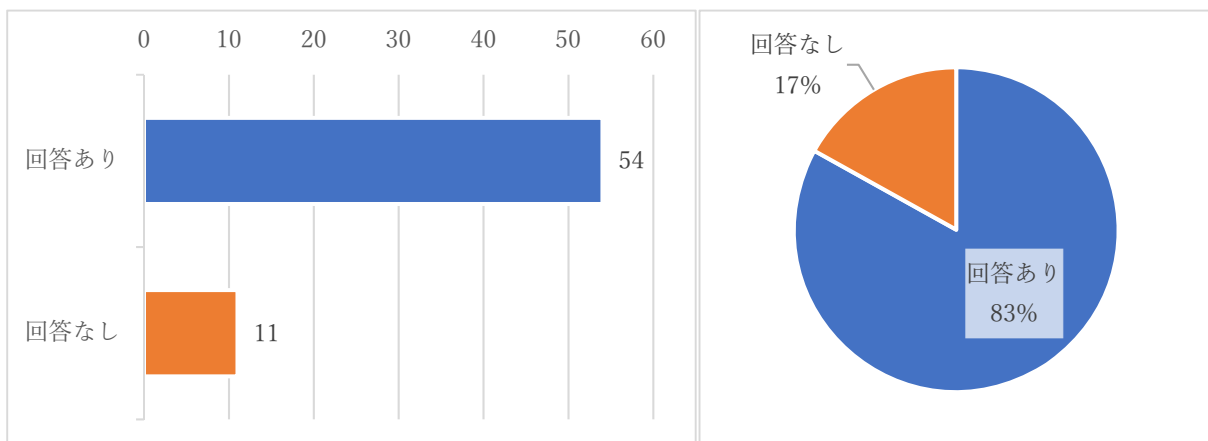
1. 湿地に関わる教育の実施にあたって、市区町村の制度や計画などの裏付けにはどのようなものがありますか？

#### (12) 湿地の教育に関わる制度や計画などの裏付けについて

1-1. 次の中から、あてはまるものすべてに○をつけてください。

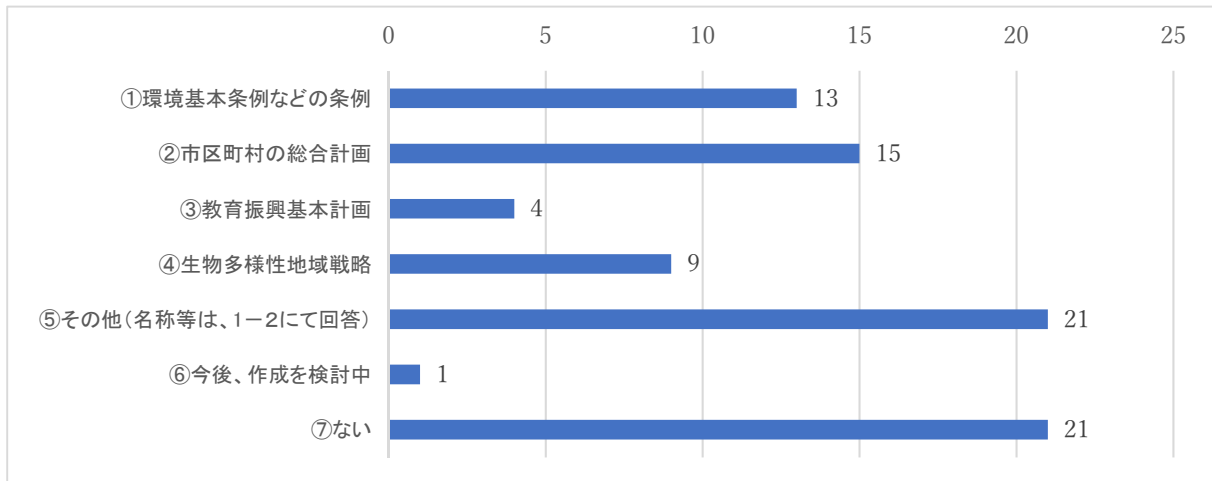
湿地に関わる教育の実施にあたって、市区町村の制度や計画などの裏付けがあるかについて、54の市区町村から回答があった。

(単一回答, n=65)



裏付けの内容については、「ない」が 21 件で最も多く、「その他」を除き、次いで「市区町村の総合計画」15 件、「環境基本条例などの条例」13 件であった。

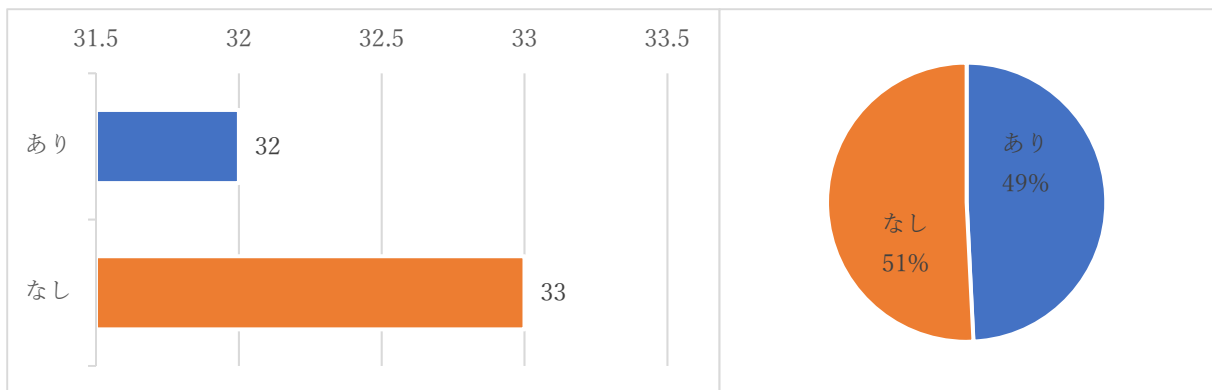
(複数回答, n=54)



1-2. ある場合は、その名称等を教えてください。

裏付けとなる市区町村の制度や計画などの名称について回答があったのは、32 市区町村だった。

(単一回答, n=65)



32 市区町村から 52 件の制度や計画の名称等の回答があった。詳細は、次の通りである。

(複数回答, n=32)

| 市町村名 | 回答数 | ①名称等                             | ②制定年             | ③計画期間           |
|------|-----|----------------------------------|------------------|-----------------|
| 釧路市  | 3   | 釧路市環境基本条例<br>第 16 条(環境教育及び学習の推進) | 2005 年 10 月 11 日 |                 |
|      |     | 第 2 次釧路市環境基本計画【改定版】              | 令和 6 年 3 月改定     | 2021 年度(令和 3 年) |

|           |   |                                    |                               |  |
|-----------|---|------------------------------------|-------------------------------|--|
|           |   |                                    |                               | 度)から 2030 年度<br>(令和 12 年度)までの<br>10 年間 |
|           |   | 釧路市教育推進基本計画                        | 2023年                         | 2023 年から 2027 年<br>の5年間                |
| 登米市       | 3 | 登米市環境基本条例                          | 2007 年 4 月 1 日                |  |
|           |   | 第二次登米市環境基本計画                       | 平成 28 年 3 月                   | 平成 28 年度から令和<br>7年度まで                  |
|           |   | とめ生きもの多様性プラン                       | 平成 27 年 3 月                   | 平成 26 年度から令和<br>32 年度まで                |
| 浜頓別町      | 1 | 第6次浜頓別町まちづくり実施計画                   | 令和元年度                         | 令和10年度                                 |
| 習志野市      | 3 | 習志野市環境基本計画                         | 平成 19 年度                      | 令和 3 年度～令和 7<br>年度                     |
|           |   | 習志野市後期基本計画                         | 平成 26 年度                      | 令和 2 年度～令和 7<br>年度                     |
|           |   | 習志野市子ども・子育て支援事業計画                  | 平成 27 年度                      | 令和 2 年度～令和 7<br>年度                     |
| 高島市       | 1 | 第 2 次高島市環境基本計画                     | 平成 29 年                       | 平成 29 年                                |
| 長浜市       | 1 | 第 2 次長浜市環境基本計画                     | 平成 31 年                       | 10 年                                   |
| 那覇市       | 1 | 那覇市環境基本条例                          | 2004 年 3 月 29 日               |  |
| 美唄市       | 1 | 宮島沼保全活用計画                          | 1900 年 1 月 0 日                |  |
| 名古屋市      | 2 | 名古屋市総合計画 2028                      | 2024 年度                       | 2024 年度～2028 年度                        |
|           |   | 生物多様なごや戦略実行計画 2030                 | 2023 年度                       | 2023 年度～2030 年度                        |
| 網走市       | 1 | 濤沸湖環境保全活用ビジョン                      | R6                            | R7～R16                                 |
| 大崎市       | 2 | 大崎市教育の振興に関する大綱                     | 平成 29 年 10 月(令和<br>5 年 3 月改訂) | 5 年間                                   |
|           |   | 大崎市ラムサール条約湿地保全活用計画                 | 令和 5 年 5 月                    | 10 年間                                  |
| 魚沼市       | 1 | 第二次魚沼市環境基本計画                       | 2016 年                        | 2016 年から 2025 年ま<br>で(10 年間)           |
| 松江市       | 2 | 松江市環境基本計画                          | 令和 3 年 3 月                    | 令和 3 年度～令和 7<br>年度                     |
|           |   | 松江市教育大綱                            | 令和 4 年 3 月                    | 令和 4 年度～令和 11<br>年度                    |
| 九重町       | 1 | 生物多様性ここのえ戦略                        | 1905 年 7 月 9 日                | 100 年                                  |
| 薩摩川内<br>市 | 2 | 蘭牟田池環境保全基本計画                       | 令和6年                          | 令和7年度～令和17<br>年度                       |
|           |   | 蘭牟田池環境保全グリーンインフラアクションプ<br>ラン(行動計画) | 令和7年                          | 令和7年度～令和11<br>年度                       |

|       |      |                               |         |                                   |
|-------|------|-------------------------------|---------|-----------------------------------|
| 屋久島町  | 1    | 屋久島町エコツーリズム推進全体構想             | 令和5年5月  | 10年間                              |
| 鶴岡市   | 1    | 庄内自然博物館構想                     | 平成21年   |                                   |
| 七飯町   | 1    | 大沼環境保全計画                      | 平成9年    | 10年                               |
| 栃木市   | 1    | 渡良瀬遊水地ハートランドプラン               | 平成27年   | 平成27年～令和6年                        |
| 小山市   | 2    | 生物多様性おやま戦略                    | 令和6年2月  | 約30年                              |
|       |      | おやまわたらせワイズユースビジョン             | 令和7年3月  | 10年                               |
| 加須市   | 1    | 第2次生物多様性かぞ戦略                  | 令和3年3月  | 令和3年～令和年度                         |
| 敦賀市   | 1    | 敦賀市中池見湿地保全活用計画                | 平成28年3月 | 中長期計画                             |
| 豊田市   | 3    | 第8次豊田市総合計画                    | 2017年   | 2017年度～2024年度                     |
|       |      | 豊田市環境基本計画                     | 2018年   | 2018年度～2025年度                     |
|       |      | 豊田市の生物多様性に関わる行動目標～生物多様性とよた戦略～ | 2014年   | 2014年～2050年                       |
| 豊岡市   | 4    | 豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例         | 2012年   |                                   |
|       |      | 豊岡市基本構想                       | 2017年   | 2018～2029年度(12年間)                 |
|       |      | 豊岡市生物多様性地域戦略                  | 2013年   | 2013～2027年度(15年間)                 |
|       |      | 豊岡市環境基本計画                     | 2007年   | 2007～2016年度(第1次)、2017～2026年度(第2次) |
| 廿日市市  | 1    | 第2次廿日市市環境基本計画                 | 令和2年    | 令和2年～令和11年                        |
| 荒尾市   | 1    | 荒尾干潟ワイズユース基本計画                | 2014年   |                                   |
| 宮古島市  | 1    | 与那覇湾及び周辺利活用基本計画               | 平成26年3月 | 特になし                              |
| 中之条町  | 1    | 中之条町総合計画 第6次構想                | 平成28年   | 2016年～2025年                       |
| 佐賀市   | 1    | 東よか干潟環境保全及びワイズユース計画           | 平成30年3月 | 令和7年3月まで                          |
| 鹿島市   | 4    | 鹿島市環境基本条例                     | 平成20年   |                                   |
|       |      | 第七次鹿島市総合計画                    | 令和3年度   | 5年間                               |
|       |      | 第2期鹿島市子ども教育大綱                 | 令和3年度   | 5年間                               |
|       |      | 第4次鹿島市環境基本計画                  | 令和6年    | 5年間                               |
| 南三陸町  | 2    | 南三陸町第3次総合計画                   | 2024年   | 10年                               |
|       |      | 志津川湾保全活用計画                    | 2022年   | 10年                               |
| 出水市   | 1    | 出水市ラムサール条約湿地保全・利活用計画          | 令和4年    | 4年                                |
| 32市町村 | 計52件 |                               |         |                                   |

アンケート調査の集計結果は、以上である。

### Ⅲ. 各地の実践事例の紹介

#### 1. 主体が広く国民・住民の間で行われている様々な教育プログラム

##### 1) 地域の人々による清掃活動、調査活動

各地域で最も広く行われているものの1つは、清掃活動である。

漫湖に流れ込む河川である「国場川」は那覇市、豊見城市などの市町村の区域を流れている。そこで、「漫湖チュラカーギ作戦」として、「ゴミ拾い」「マングローブの稚樹抜き」「生き物観察会」などとしての取り組みとともに、清掃活動と子どもたちを含む住民が水に親しむ機会として「国場川みずあしび」に取り組んでいる。地域によっては、その際に採れた魚を食べる取り組みをしているところもある。

同様の取り組みは、名古屋市の藤前干潟でも行われ、ここでは、どのようなゴミが多いかについて調査も行っている。

新潟市の佐潟では、漁業協同組合が主体となり近隣の人々や佐潟水鳥・湿地センターが協力して、伝統的な潟の清掃をふまえた、現代の祭りとして「潟普請」が行われてきた。漁協の漁業権を取得した潟主が地引網を仕掛けて鯉や鰻、雷魚などをとり、皆で食事をするイベントであるが、その際に潟の底にたまった菱や蓮の枯れはなどを掬い、潟の条件を整える。

東京都江戸川区の三枚洲では、地域のボランティア団体が主体となって、調査活動を行っている。また、東京都の海上公園の一角であり伝統的な海水浴場なので、海水浴場を維持するための清掃活動も行っている。

#### 2. 学校での教育への協力活動

##### 1) 夏休みの自由研究にもなる「いのち学」～鶴岡市の事例

ユネスコの「食文化創造都市」である山形県鶴岡市では、地元の食材を活かした地域づくりがさかんである。その大山地区では、良質の地下水を使った酒作りと「麦切」作りが盛んである。そこにある「大山上池・下池」は、約400年前から水田に水を供給しているため池である。上池では、蓮などの水生植物の管理・収穫権をもつ「浮草組合」による盆花やれんこんの収穫などが、行われてきた。そして下池のほとりに、2016年、「鶴岡市自然学習交流館 ほとりあ」がオープンした。これは、「庄内自然博物館構想」に基づいて設置されたものであるが、自然との一体感を享受するための、子ども・市民の自然学習にとって、上池・下池と高館山周辺をフィールドとして設定している。

構想段階から、地元にある山形大学農学部が積極的に関与し、大山地区の住民も参画して作られたものなので、地元地域に密着した施設運営が行われている。

施設に隣接する「都沢湿地」には、アメリカザリガニとウシガエルが多く生息している  
ので、「ほとりあ」では、職員や施設に来る子どもたちが、駆除を目的にそれらを捕獲してい  
る。そして、毎年夏休みに小学生以上を対象に、「いのち学」を開催している。これは、子ども  
と大人と一緒に、外来生物のウシガエルやアメリカザリガニを取り巻く保安全管理、解剖、調  
理・試食により、いのちについて考える講座である。

また、以前ほとりあでは、捕獲したアメリカザリガニとウシガエルを市内のフレンチレスト  
ランに無償提供していた。レストランでは、「カエルはフランスから輸入するほどの高級食材」  
なので大変喜んでおり、無償提供されているので、「ワンコインから食べられる」料理も出して  
いた。これまでの捕獲の結果、アメリカザリガニが小型化したため、現在はザリガニを粉末に  
した「ざりっ粉」を開発し、ラーメン店などに提供されている。

## 2) 学校への出前授業～鹿島市の事例

鹿島市では2016年からすべての小学校において環境教育プログラムを導入している。目的  
は、児童が有明海の干潟の価値や重要性について学び、ふるさとへの誇りを育むことにある。  
また、将来大人になって鹿島を離れることがあっても、地球環境について考え、行動できる人  
間に成長してほしいとの願いが込められている。具体的には、7つのプログラムが用意されて  
おり、その中には必修授業と選択授業がある。

必修授業には、「干潟体験」「渡り鳥を学ぶ」「野鳥観察」の3つがある。

選択授業は4つで、「有明海の生態系」「干潟の働きの実験」「海のプラスチック汚染」「水生  
生物調査」である。各学校は、この中から1つまたは2つのプログラムを選んで実施する。

その際、鹿島市独自の副読本『かしまのしぜんわくわくブック』を使用して行われる。この  
副読本は、すべて市職員の手作りで、毎年4月、小学校4年生全員に配布されている。そこ  
には、子供たちの興味を引きやすい登場人物の設定があり、毎月配布される漫画形式のお便り  
「らむさーるだより」のキャラクターともリンクしている。つまり、登場人物のストーリーを  
通じて自然と学びを深められる工夫がされている。

また、漫画を多く用いることで、自然や環境にあまり関心がない子供でもつい読みたくなる  
構成になっている。さらに、写真ではなくイラストを中心に行っている点で、親しみやすさがあ  
り、子供たちが楽しく学べる内容となっている。

座学とともに、実際に体験することを特に重視している。何よりも「楽しい!」と感じて  
もらうことが、この環境教育の成功において重要であると考えている。

ここでは、具体的な授業である「干潟体験」の場合、「道の駅鹿島」の前にある干潟がフィー

ルドである。干潟に入ると全身が泥だらけになるため、シャワー設備のある体験施設を利用して実施している。利用料は一人 700 円だが、市が全額負担しているため、子どもたちは無料で体験できる。行き帰りには市が所有するマイクロバスを利用するため、交通費もかからない。

選択授業のひとつとして行われる「水生生物調査」は、子どもたちに大変人気がある。市内の川で水生昆虫などの生き物を班ごとに採集し、集めた生物をバケツに入れて学校に持ち帰り、理科室で詳しく調べる活動である。

野外での活動は、安全面の確保や準備がたいへんだが、子どもたちはこの活動を毎回楽しみにしている。川に入って行う学習は特に危険が伴うため、細心の注意を払って実施している。移動は、市が所有するマイクロバスを使用するため学校の負担もない。

ラムサール条約登録地「肥前鹿島干潟」で行う野鳥観察の授業時期は、冬カモなどが観察しやすく、初心者向けの時期である。双眼鏡は 1 人 1 台ずつ貸し出し、野鳥観察の前に、事前授業として干潟に来る野鳥の種類について学ぶ授業（1 コマ）を実施する。双眼鏡の使い方の練習は、観察の直前に小学校で行う。

現地での活動として、「ひがたのビンゴ」ゲームを実施する。見つけたものに○をつけ、たくさんビンゴを揃えることを目指す。ビンゴゲームを取り入れることで、子供たちが飽きにくく、楽しみながら観察ができる。野鳥観察のビンゴゲームは専門知識があまり必要ないため、他のラムサール登録地でも導入しやすいプログラムである。環境教育を始めたいと考えている自治体にとって、第一歩にお勧めの取り組みといえる。

環境教育プログラムは、まず暖かい時期に干潟体験から始まり、冬の野鳥観察で 1 年の学びを締めくくる。

プログラムを通じて学ぶことで、自分たちの故郷の素晴らしさに気づき、誇りを持つことができるようになる。このような子供たちの感想を聞くと、「児童が干潟の価値や環境保護の重要性を理解し、ふるさとを愛し、誇りを持つ」という目標は 1 年という限られた環境教育の中ではあるが、達成されつつあると考えられる。

以上をまとめると、市内にある 7 つの小学校すべてで、野鳥観察や干潟の生き物観察など、年間 50 回にわたる 7 つのプログラムが実施されており、8 年前に始まり、これまでに延べ 5,000 人の子どもたちが参加した。

この環境教育を通じて、子どもたちは自然や生き物への関心を深め、故郷への誇りを育ててきた。成長した彼らが有明海の未来を担い、環境への理解と愛着を持ち続けてくれることを期待している。

### 3) 副読本への釧路湿原の記載を提案・実行～釧路市の事例

釧路市では、環境部局と教育委員会との関連が弱かったと感じていたところ、釧路市で開催した2023年度第14回学習・交流会が、連携を深める糸口となった。釧路市環境保全課から釧路市教育委員会に、学習・交流会への参加を呼びかけ、参加がきっかけとなり、他の自治体の事例や現状を共有することができた。

また、現行の学習指導要領に沿った形で、環境部局から情報を提供できてない、学校教育の現場が求める支援が不十分ということがわかった。

そこで、釧路市では、副読本の記載内容の充実を図り、2023年度釧路教育研修センター「社会科」研究授業の構築を行った。

副読本の記載内容の充実は、第14回学習・交流会の際に副読本を改めて見直し、教育委員会に更なるアプローチを行い、改訂原稿作成に向けてページ追加の2025年度予算を確保し、2025年度改定作業、2026年度完成版配布を、教育委員会と一緒に進めて行った。訂正箇所については、環境保全課の担当者が副読本に書かれている内容を書き出し、修正案を書き入れ、教育委員会の総括指導主事や指導主事に提案している。この見直しを通じて、教育委員会では、副読本の改訂は2年前から計画していることがわかった。

さらに、教育委員会から社会科のモデル授業を作らないかという提案があり、「地域社会への愛着をはぐくむ『ふるさと教育』の充実」というモデル授業で、単元全13時間程度のうち1回を、全釧路地域の小・中学校の教員が参観できる公開授業とし、1学校において実施した。この授業を一から組み立てるために、環境保全課からいろいろな情報提供を行い、資料等を教育委員会に渡し、結構な時間を費やしてカリキュラム作りを行った。

これまでの湿原学習は、総合学習と理科の観点が非常に強かったが、社会科の「昔から今へとつづくまちづくり」というテーマで、市内の小・中学校の児童・生徒の全員何を学ぶべきかを考えて、湿原の成り立ち、歴史、どういった人間が関わり守ってきたかという歴史を伝えていくことが一番大事であるとして、カリキュラムを組んでいる。

現地視察や公開授業に対して、環境保全課も意見を述べている。先生方は実際湿原に行ったことがない人が多く、なかなか詳しいことまでわからないということがあった。そのため、環境保全課として、学習指導案の作成や先生方をまず湿原に連れて行くという協力を行った。指導案は、環境保全課と先生方が一緒に、作成した。

### 4) ローカル&グローバル学習～豊岡市の事例

豊岡市では2017年度より、「ふるさと豊岡を愛し、夢の実現に向け挑戦する子どもの育成」

を実現するという、とよおか教育プランの基本理念に基づいて、ローカル&グローバル学習を実施することになっている。

この中のカリキュラムが3つあり、「ふるさと教育」「英語教育」「コミュニケーション教育」である。ここでは、「ふるさと教育」の中の「コウノトリの分野での学習」である。

ふるさと教育の標準カリキュラム、豊岡市の教育委員会が作成したものなかで、「目指す子どもの姿像」が描かれており、豊岡の「ひと・もの・こと」のつながりと未来を世界基準で考え、ふるさと豊岡を自分の言葉で語れる子ということを目指して実施をされている。

コウノトリの分野については、小学校3年生、それから小学校5年生で学ばれている。その他の学年では、産業文化、それからジオパークについて学んで、中学3年生で全体的な総括をするというような流れになっている。

コウノトリの分野については、大体標準で各年15時間ずつ学習時間を使うということになっていて、おおむね14時間から17時間ぐらいの中で学習をされている。

その中で、副読本として『ふるさと学習のハンドブック』が作成された。コウノトリ、ジオパークと産業と文化という3つは、豊岡市の暮らしの全てに関連し、また相互に関連し合っているからである。コウノトリとジオの部分と、それから発展して産業・文化、主にかばん産業などを中心にやって学習を進めるということになっている。

具体的な授業の展開としては、コウノトリの分野についていうと、調べ学習を中心に行っている。小学校やコウノトリの郷公園、コウノトリ文化館などを使って、まずはゲストスピーカーから話を聞いて「知る」。それから体験をする。小学校3年生では必ず生き物調査をするが、学校によっては田植えから稲刈りまでを体験するところもある。アウトプットの方法としては、オンラインでの交流もある。昨年、小山市立下生井小学校とオンラインで、ラムサール条約湿地をテーマにして交流をした。

知ること、体験すること、理解することを繰り返しながら理解を深めてもらうことを中心に進めている。

その中では、「もっと体験したい」という生徒が出てくる。その場合、地域で、豊岡市が運営をしている、「コウノトリ KIDS クラブ」などの関連施設が受け皿になって、さらに学びを深めている。

##### 5) ラムサール条約担当部局と高等学校、大学との連携～南三陸町の事例

宮城県南三陸町では、高校のクラブ活動での調査活動に、町の専門職員が協力している。

また、豊岡市では、兵庫県立大学地域資源マネジメント研究科と連携している。内容として

は、湿地整備や外来種駆除などの活動のサポート（知識、人的支援）、コウノトリ KIDS クラブやビオトープ管理受託者への講義、ビオトープ管理委託契約地での生物調査やアンケート調査等への協力がある。また、兵庫県立芸術文化観光専門職大学との協力関係において、「自然に関するフィールドワーク」「コウノトリ野生復帰に関する講義」「コウノトリの人工巣塔や水田魚道などの見学」「ビオトープ体験」等を行っている。

#### 6) ラムサール条約担当部局による教員の研修～出水市の事例

出水市では、「ツル博物館 クレインパークいずみ」において、定期的にある学校の一般的な初年度、3年目の教員研修を行っている。主な活動内容としては、「湿地とツルの学習、学習プログラムや展示の作成」である。

このような教員研修や、出水市内でのツルや環境学習を体験した先生たちが、出水市を離れた後、鹿児島県の理科大会などをコーディネートする立場になった際に、ぜひ出水市でラムサール湿地やツルのことについて研修したいと、クレインパークで大会を開催したこともある。

また、研修やツル学習・環境学習に参加した先生たちが自分たちの学校に帰って、せっかくだからツルとラムサール条約についてもっと勉強しようと、今度は学校の方でツルやラムサール条約に関わるプログラムを作るなど、面白い循環も生まれてきている。

### 3. 計画や制度を活用した湿地教育

#### 1) 生物多様性基本計画への組み入れと国際交流～小山市の事例

小山市では、2024年に「生物多様性おやま戦略～たくさんの生命輝くまち おやま」を策定し、その中で、「自然と生きる人づくり～自然を守り、暮らしにつなげる人を増やします」（第4章第3節）を掲げている。具体的には、「地域資源を活用した生物多様性に関する教育活動の推進」「あらゆる世代への生物多様性に関する学習・実践の推進」「生物多様性を守り・伝える人材の育成・活用」「生物多様性に関する活動の情報交換・人材交流の機会・場の創出」等の施策を挙げている。

その中で、小中学校を1つの重点として、『渡良瀬遊水地学習ガイドブック』『渡良瀬遊水地学習DVD』などを使った学習、「田んぼをフィールドにした」「田んぼの学校」なども位置付けている。

この小中学校での取り組みは、公民館、図書館、博物館等における「おやま市民大学」「おやま・まちづくり出前講座」などと密接にリンクしている。

また、渡良瀬遊水地に隣接する、下生井小学校では、韓国仁川市の小学校との交流も行って

おり、2024年度に引き続き、2025年度には小学生やその保護者たちが仁川市のソソリム小学校を訪問し、クロツラヘラサギの生息地などで交流する予定となっている。

## 2) 環境基本条例で「谷津干潟の日」「谷津干潟自然観察センター」を制定・設置し多様な教育活動を行っている～習志野市の事例

習志野市では、谷津干潟のラムサール条約登録のプロセスで、「習志野市環境基本条例」を制定した。そして、「谷津干潟の日」を制定するとともに、「谷津干潟自然観察センター」を設置した。

同センターには専任・非専任合わせて10余名の職員が配置されており、さまざまな教育プログラムを展開している。

まず、ジュニアプログラム、ユースプログラム、市民向けプログラムがある。ジュニアプログラムは主に小学生が対象で、初級、中級、上級プログラムがある。ユースプログラムは、高校生や大学生が対象で、谷津干潟で解決が求められている「アオサ」の繁茂対策についての実験やホンビノスガイなどについての調査などを行っている。いずれも食用になるものであるが、長年人が入らなかったのが異常繁殖して水質悪化や悪臭の原因にもなっている。

市民向けプログラムとしては、谷津干潟の歴史を映像とインタビューで再現した『谷津の海』の制作、上映を含め、バードウォッチングなども行っている。

さらに、渡り鳥のフライウェイのつながりで、オーストラリアのブリスベン市との姉妹湿地交流事業も行っている。

ラムサール条約は水鳥のための条約だという誤解に基づいて、元々は人が入っていた干潟であるにもかかわらず、人が入ることを禁止していたが、以上のような教育活動等の積み重ねによって、近年「環境保全型潮干狩り」を実現した。教育活動が原動力となって、観察会を含む多様なワイズユースを育て、そして干潟の保全を進めているという、一つの典型例といえる。

現在、谷津干潟の日には、近隣の市民とともに、地元にある津田沼高校生物部や東邦大学理学部の学生たち、その他、谷津干潟で実習を行っている千葉県や東京都の幾つかの大学生たちも参加して、「谷津干潟フェスティバル」を行っている。とくに注目されることは、地元の高校のクラブ活動との連携とともに、大学での正規授業の実習受け入れという形で、高等教育も支えていることである。

これらを進めるうえで、条例制定、谷津干潟の日、施設と職員、職員の自己・相互研鑽、プログラムの充実、日本湿地学会への参加、学校開催、多様な専門家たちとの交流が、力になっている。

## IV. まとめ

### 1. アンケート集計のまとめ

・市民や NGO が中心となって行うインフォーマル・エデュケーションの中で、特徴的な活動を 1 つ以上挙げた市区町村数は 28 件と少なかったが、市区町村が関わるノンフォーマル・エデュケーションの特徴的な活動を 1 つ以上挙げた市区町村は 43 件と多く、事例数では 65 件が挙げられた。

・活動を通して育つと考えられる能力については、インフォーマル・エデュケーション、ノンフォーマル・エデュケーション共に、「生命及び自然を尊重する精神」「環境の保全に寄与する態度」「湿地に関する基礎的な知識」が上位 3 つに挙げられた。

・小中学校の湿地に関わる副読本やそれに準ずる教材の作成に、ラムサール条約を担当する部局が関わっていないとの回答が約 6 割と、多くの市区町村が関わっていないことがわかった。

・副読本等の作成について「協力する予定は無い」、「わからない」と回答した理由について、一番多くの回答があったのは、「教育部局からの依頼がないから」だった。

・教員研修に「関わっている」と回答があったのは 11 件、「今後、関わることを検討中」が 2 件で、一番多い回答は「関わる予定は無い」の 35 件で半数以上だった。

・高等学校における湿地に関わる教育の事例について約 7.5 割が回答なし、ラムサール条約担当部局と大学が連携して取り組む湿地の教育活動については、8 割から回答がなかった。

・ラムサール条約を担当する部局の職員数についての回答では、正規職員数で最も多いのは 1 人で 13 件、0 人と 2 人が共に 10 件だった。非正規職員数で最も多い回答は 0 人で 45 件、1 人が 12 件だった。専門職の正規職員数で最も多いのは 0 人で 59 件、1 人と 2 人との回答が共に 3 件だった。専門職の非正規職員数で最も多い回答は 0 人で 59 件、次いで 1 人の 6 件だった。

・関連する施設の職員数では、正規・非正規共に最も多い回答は 0 人だった。

・湿地に関わる教育活動の予算の中で、学校で行う場合の予算について、回答があったのは 46 件で、予算の内訳で最も多い回答は、「ラムサール条約の担当部局では予算がない」で、他に「湿地の現場へ行くための費用やバス代」、「講師等への謝金」であった。予算額について回答があったのは、15,000 円から 1,290,000 円の間で 7 件だった。

・湿地に関わる教育活動の予算の中で、学校以外で行う場合の予算について、回答があったのは 44 件で、予算の内訳について最も多い回答は、「ラムサール条約の担当部局では予算がない」で、他に「講師等への謝金」、「配布する資料等の印刷費」が挙げられた。予算額につ

いて回答があったのは、1校あたり45,000円から、全体で3,000,000円の間で7件であった。

- ・ラムサール条約湿地を担当する部局と教育委員会との連携について、「連携がある」との回答が35%と最も多かった。

- ・湿地に関わる教育を行う際の課題について、45の市区町村から回答があり、課題の内容については、「担当部局に人材がない」、「予算がない」、「他の業務で手がいっぱい」との回答が多かった。

- ・湿地に関わる教育の実施にあたって、市区町村の制度や計画などの裏付けがあるかについて、54の市区町村から回答があり、裏付けの内容については、「ない」が最も多く、「市区町村の総合計画」と「環境基本条例などの条例」が多く挙げられた。また、制度や計画などの名称について回答があったのは、32市区町村だった。

## 2. 追加調査と分析を行う必要性

今回のアンケートの集計は単純集計のみのため、今後、クロス集計や記述内容等からの分析が必要である。

また、アンケートの記述内容には詳細が記載されていないことも多く、今後、会員市区町村の湿地教育の実態調査を実施し、事例調査を深めていきたい。

学校教育を中心とする公教育における湿地教育の推進に、どのような課題や展望があるのか、推進するための提言をとりまとめるため、湿地教育の実践例を追加で収集する必要がある。

## 3. 改訂版で提言を示す

上記の追加調査と分析を行い、2025（令和7）年11月に開催予定の市区町村長会議の前にとりまとめ、その改訂版では、学校教育を中心とする公教育における湿地教育の推進に、どのような課題や展望があるのか、推進するための提言をとりまとめる予定である。

さらに、調査結果から地方自治体が取り組むことのできる内容を、提言としてまとめることを目標としている。

## V. 参考資料

### 1. 決議 XIV.11 「Wetland education in the formal education sector (学校を中心とする公教育部門における湿地教育)」 日本語・英語



ラムサール条約第 14 回締約国会議

“人と自然のための湿地行動”

2022 年 11 月 5 日から 11 月 13 日

武漢 (中国) 及びジュネーブ (スイス)

#### 決議 XIV.11

#### 公教育部門における湿地教育

1. ラムサール条約は、その取り組みの中で教育が果たす役割をながらく認識・推進してきたことを**確認し**、そして、現在進行中の業務の一環として、公教育を含む「コミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発（以下「CEPA」という。）」関連業務の計画策定・実施・見直しを支える CEPA 監督委員会の役割をも**確認し**、
2. 普及啓発を広めるための教育やコミュニケーションの役割は、カナダのレジャイナで行われた「第 3 回締約国会議（以下「COP3」という）」で取り上げられ、COP4（モントルー・スイス）、COP5（釧路・日本）、COP6（ブリスベン・オーストラリア）と段階的な発展を遂げ、教育の役割をより正式に認識するようになり、またラムサール条約専用となる教育プログラムを志向してきたことを**想起し**、
3. COP で承認された最初の CEPA 決議は 1999 年の決議 VII.9 「アウトリーチ（普及啓発）プログラム」であり、これは、一般の人々、学校、先住民共同体、民間部門をそれぞれ別のグループと特定し、それぞれに則した働きかけが必要であるとしたことを**確認し**、
4. 一連の CEPA のプログラムにおける公教育部門に特化した手引きは最小限にとどまっております。また、学校や公教育は決議 VII.9 とそれに関連する勧告では明確に取り上げられているが、その後の CEPA プログラム(決議 VIII.31 と X.08 により承認されたもの)では、「教育部門」は利害当事者としてしか言及されていないことを**憂慮し**、現行の CEPA プログラム（決議 XII.9 により承認されたもの）において、その目標 8 は「公教育部門で利用するために」湿地教育教材の開発と配布を奨励する、とするが、追加の手引きが何も提供されていないことにも**また留意し**、
5. 環境教育は、1960 年代後半以来、人々と環境との関係性の理解と同時に、環境を理解する力（リテラシー）に焦点をあてた学際的な領域として発展してきており、そしてそれはまた、環境の持続可能性に関する対話の中で、多様性、公平性、そして包括性について考えること、さまざまなタイプ（例えば先住民の、地域的な、科学的な、など）の知識を認めること、また、持続可能な開発のための教育(ESD)や生物多様性教育のような特定の領域も含むことへと広がってきたことに**留意し**、

6. ユネスコが持続可能な開発目標(SDGs)の実施を支援するために「持続可能な開発目標のための教育」を2017年に発刊したこと、並びに国連総会がA/C.2/74/L48「『持続可能な開発のための2030年アジェンダ』の枠組みにおける持続可能な開発のための教育」を決議したことを**確認し**、
7. ユネスコが現在、新しい世界枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGsの達成に向けて」実施のために加盟国とその他の利害関係者のための手引きを提供することを目指す新たな「ESD for 2030 ロードマップ」に向け、加盟国とその他の利害関係者からの意見を募っていることを**同じく確認し**、
8. 湿地教育の中心としての機能を持ち、湿地と学校の両方で公教育部門に価値の高いサービスを提供し、湿地センターと湿地公園の地球規模の拡大を支えている締約国並びに「ウェットランド・リンク・インターナショナル(以後「WLI」という。)」に対する**感謝の意を表し**、
9. 多くの締約国が湿地教育を含むCEPAの行動計画やプログラムを有しているが、湿地の公教育をどのように効果的に推進するかについては更に検討する余地があることを**認識し**、
10. 公教育に対する責任は国によって一様ではなく、どのように学校教育を提供するか、どのようにカリキュラムを導入し、或いは義務化するかについては、締約国によって違いがありうるということを**認識し**、
11. 公教育における湿地教育は、湿地に関する非正規教育（ノンフォーマル教育）及び非公式教育（インフォーマル教育）を補完し、また、逆にそれらによって補完されて、普及啓発を更に促進することを**重ねて認識し**、
12. 公教育における環境を重視した教育は、児童生徒等に環境・保全の意識、享受、理解力、能力、動機づけ及び責任という基盤を与え、そして、児童生徒等、ユース（youth）及び教育者たちに対して、生態系全般について理解を深め、尊重し、守り手となるような価値観に変容させる手段を提供していることを**確認し**、
13. 防災・減災に限らず湿地の重要性について理解しやすくする点でも、またそれによって湿地の保護が促進されるという点でも、生態系サービスに焦点を当てた湿地教育が極めて重要であることを**更に認識し**、
14. 特に湿地での体験を通じて、教室と自然の中の両方で環境について学ぶことは、職業教育を含む生涯にわたっての学びに資することを**重ねて確認し**、

15. 人格形成期の若い世代に影響を与える機会と認識した上で、CEPA プログラムの重要な要素である公教育部門における湿地教育のための追加手引きがあれば、この要素に注目を集め得ることを意識し、そして、
16. 教育は、CEPA プログラムのその他の要素と同様に重要であること、そして要素同士の相乗作用によってラムサール条約がより効果的に実施できるようになることを確認して、

#### 締約国会議は

17. 締約国に対して、湿地とその価値の理解を更に深めるためには、公教育とその他の部門で、湿地教育の題材を積極的に取り込むことが有益と認識するよう強く要請する。
18. 締約国に対して、公教育の枠組みの中に湿地教育をよりいっそう組み込むために、また学校や教育機関での湿地教育の機会を増やすために、以下のような戦略を模索し支援していくことを奨励する。
  - i. 自国の公教育を担当する機関を特定し、適切な場合は、CEPA の国内行動計画またはその他の国家計画策定ツールに従って活動を企画調整すること。
  - ii. 湿地の題材やプログラムを既存のカリキュラムに組みこむための機会を模索するために、国内ラムサール委員会や国内湿地委員会、またはその他の同様の機関の構成員に、教育に責任を持つ政府機関を招くこと。
  - iii. 学校としても教師としても広く利用できて参加しやすい学校カリキュラムに湿地教育の題材を取り入れるようにする施策を国または地方政府レベルで採択すること。
  - iv. 学校での湿地学習の開発や実施を充実させるため、湿地センターや湿地公園との連携を築くこと。
  - v. モデル校方式や、学校連携方式、そして学校間ネットワーク方式を採用すること。
  - vi. 必要に応じて、用途指定の助成金制度や多様な実践活動を支えるため、民間部門と提携すること。
  - vii. ラムサール条約の湿地自治体認証制度のような既存のプログラムや取り組みの中から協力関係を特定し、またその協力関係を通して資源動員をすること。
  - viii. 国の CEPA フォーカルポイント（担当窓口）を通して、利害関係者間の湿地教育に関する意見交流を充実させること。
  - ix. 「世界湿地の日」を祝う行事に学校も参加することを奨励すること。

19. 締約国に対して、より効果的に学校のカリキュラムに湿地を含める上で、教師の重要な役割を認識すること、そして学校の教師、指導者、湿地センターの自然解説員など、湿地科学を教える人々の能力構築を支援することを**重ねて奨励する**。
20. 締約国に対して、公教育カリキュラムだけでなく、非正規教育また非公式教育への湿地の題材の導入に役立つであろう教育に携わる他の協力者や部門、例えばカリキュラム開発当局、大学および現役指導者、先住民族および地域社会、博物館、公民館、国内および国際的な教師の会などを考慮に入れるよう**求める**。
21. 締約国に対して、湿地を中心に活動する組織、及び先住民族と地域社会が提供する湿地に焦点を当てた伝統知を含む市民科学の取り組みを支援する機会を探求するよう**奨励する**。
22. 締約国に対して、国連開発計画（UNDP）の“Learning for Nature”や国連環境計画（UNEP）の“Earth School”など国際組織や地域組織が提供する既存のオンライン教育プラットフォームや、学校向け及びオンライン向けに再構成された良質な教材を用いた既存の教育プログラムのモデルを利用することを**更に奨励する**。
23. ラムサール条約の「国際団体パートナー (IOP)」に対して、そのプログラムを検討し、再構成して学校その他の教育の場で活用できる内容を特定するよう**促す**。
24. 締約国に対して、「ラムサール条約地域イニシアチブ」特にラムサール地域センター及び WLI（湿地センターの世界的ネットワーク）のような関連する他のプログラムやネットワークと協力しながら、ラムサールのウェブサイトを通して、またはその他の広報媒体を通して、学校教育部門のための湿地教育の優れた教材・プログラム、またはカリキュラムの事例を共有することを**求める**。
25. 締約国に対して、学校や学習機関における湿地教育の進捗状況の報告のために、適切ならば、ラムサール条約「国別報告書」を利用することを**奨励する**。
26. 事務局に対して、そのために組織された CEPA 専門家による作業小部会と協力して、湿地教育プログラムの開発と実施の進捗状況を国別報告書に基づいて分析すること、また公教育における湿地教育の主流化という目標に向けた進捗状況を、締約国会議の際に締約国に報告することを**指示する**。そして、
27. 事務局に対して、「国連教育・科学・文化機関（UNESCO）」と協調し、公教育に湿地教育を組み込むというラムサール条約の目標と「ユネスコ ESD for 2030 ロードマップ」との相乗効果を生み出すための作業をするよう**要請する**。



**COP14**  **2022**

## **14th Meeting of the Conference of the Contracting Parties to the Ramsar Convention on Wetlands**

**“Wetlands Action for People and Nature”  
Wuhan, China, and Geneva, Switzerland 5-13 November 2022**

### **Resolution XIV.11**

#### **Wetland education in the formal education sector**

1. ACKNOWLEDGING that the Convention on Wetlands has long recognized and promoted a role for education in its work; and ACKNOWLEDGING also the role of the communication, capacity building, education, participation and awareness (CEPA) Oversight Panel in supporting the planning, implementation and review of CEPA-related work, including formal education, as part of the Convention’s ongoing work;
2. RECALLING that the role of education and communication to increase public awareness was featured at the 3rd meeting of the Conference of the Contracting Parties (COP3) in Regina, Canada; with progressive steps taken at COP4 (Montreux, Switzerland), COP5 (Kushiro, Japan), and COP6 (Brisbane, Australia) to more formally recognize the role of education and to work towards a dedicated Ramsar education programme;
3. ACKNOWLEDGING that the first COP-approved CEPA resolution was Resolution VII.9, *The Outreach Programme*, in 1999, which identified the general public, schools, indigenous communities and the private sector as different groups with different communication needs;
4. CONCERNED that specific guidance regarding the formal education sector in successive CEPA Programmes has been minimal and that, while schools and formal education are clearly featured in Resolution VII.9 with related recommendations, subsequent CEPA Programmes (approved through Resolutions VIII.31 and X.8) only mention the “The Education Sector” as a stakeholder; ALSO NOTING that in the current CEPA Programme (approved through Resolution XII.9), Goal 8 encourages the development and distribution of wetland education materials “for use in the formal education sector”, but no additional guidance on suggested approaches is provided;
5. NOTING that environmental education has been evolving as an interdisciplinary field with focus on environmental literacy as well as an understanding of the relationship people have with their environment, and that it has also expanded to recognize various types of knowledge (e.g. Indigenous, local, scientific, etc.), to consider diversity, equity, and inclusion in conversations about

environmental sustainability, and to include specific focus areas such as education for sustainable development (ESD) and biodiversity education;

6. ACKNOWLEDGING that the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO) published “Education for Sustainable Development Goals” in 2017 to support the implementation of the Sustainable Development Goals (SDGs), and that the United Nations General Assembly endorsed Resolution A/C.2/74/L48 on *Education for sustainable development in the framework of the 2030 Agenda for Sustainable Development*;
7. FURTHER ACKNOWLEDGING that UNESCO is currently inviting inputs from its Member States and stakeholders towards the new ESD for 2030 roadmap, which aims to provide guidance for Member States and other stakeholders for the implementation of the new global framework “Education for Sustainable Development: Towards achieving the SDGs”;
8. EXPRESSING GRATITUDE to Contracting Parties and Wetland Link International for supporting the global expansion of wetland centres and wetland parks, which act as hubs for wetland education and contribute valuable services to the formal education sector, both at wetland sites and in the school setting;
9. RECOGNIZING that while many Contracting Parties have CEPA action plans and programmes that include wetland education, further consideration can be made on how to effectively promote wetlands in formal education;
10. RECOGNIZING that responsibility for formal education is not always uniform across national jurisdictions, and that there can be differences in how school education is delivered or how curricula are introduced or mandated in Contracting Parties;
11. ALSO RECOGNIZING that formal wetland education can complement and, in turn, be complemented by non-formal and informal wetland education, further enhancing public awareness;
12. ACKNOWLEDGING that environment-focused education in the formal school setting provides students with a foundation of environmental and conservation awareness, appreciation, literacy, skills, motivations, and responsibility, and provides a means to influence the mindset of students, youth, and educators towards the better understanding, appreciation, and stewardship of ecosystems in general;
13. FURTHER RECOGNIZING the vital importance of wetland education focused on ecosystem services in facilitating the understanding of the importance of wetlands, including but not limited to reducing disaster risk; and as such, in promoting their protection;
14. FURTHER ACKNOWLEDGING that learning about the environment both in the school setting and in nature can support life-long learning including vocational education, particularly through experiencing wetlands;

15. AWARE that further guidance on supporting wetland education in the formal education sector may redirect attention to this important component of the CEPA Programme in recognition of the opportunity to reach the younger generation in the formative years; and
16. AFFIRMING that education is equally as important as other components of the CEPA Programme and that synergy among components can facilitate a more effective implementation of the Convention;

#### THE CONFERENCE OF THE CONTRACTING PARTIES

17. URGES Contracting Parties to recognize the benefits of promoting wetland education topics in formal education and other sectors in order to encourage a greater understanding of wetlands and their values;
18. ENCOURAGES Contracting Parties to explore and support strategies to further integrate wetland education in formal education settings and to increase wetland education opportunities in their schools and learning institutions, such as:
  - i. identifying their institutions responsible for formal education and, if appropriate, coordinating actions in accordance with communication, capacity building, education, participation and awareness (CEPA) national action plans or with other national planning tools;
  - ii. inviting government authorities responsible for education to join the National Ramsar Committee, National Wetland Committee or other similar mechanisms as a member to explore opportunities to introduce wetland topics and programmes into existing curricula;
  - iii. adopting a national or sub-national level approach to introducing wetland education topics in school curricula for schooling that are widely available and accessible for schools and teachers;
  - iv. establishing partnerships with wetland centres and wetland parks to enhance the development and implementation of school-based learning;
  - v. adopting demonstration-school models, and school-to-school and network-of-schools models;
  - vi. partnering where appropriate with the private sector to support dedicated grant schemes and various practical activities;
  - vii. identifying partnerships from existing programmes and initiatives such as the Wetland City Accreditation of the Ramsar Convention and mobilizing resources through such partnerships;
  - viii. enhancing communication among the stakeholders on wetland education through CEPA National Focal Points; and
  - ix. encouraging participation of schools in the celebration of World Wetlands Day;

19. ALSO ENCOURAGES Contracting Parties to recognize the critical role of teachers in improving the effective inclusion of wetlands in school curricula and to support capacity building of educators in wetland science, including school teachers, instructors and eco-interpreters in wetland centres;
20. CALLS UPON Contracting Parties to take into account other partners and sectors in education, such as curriculum development authorities, universities and in-service trainers, Indigenous Peoples and local communities, museums, community centres, and national and international teachers' associations where appropriate, that may assist in the introduction of wetland topics in formal curricula, as well as in non-formal and informal education;
21. ENCOURAGES Contracting Parties to seek opportunities to support citizen science initiatives including traditional knowledge that are focused on wetlands and delivered by wetland-focused organizations and Indigenous Peoples and local communities;
22. FURTHER ENCOURAGES Contracting Parties to utilize existing online education platforms offered by international and regional organizations such as the United Nations Development Programme's "Learning for Nature" and the UN Environment Programme's "Earth School" and models of existing educational programmes with quality educational materials repackaged for schools and online access;
23. INVITES the International Organization Partners of the Convention to review their programmes and identify aspects that can be repackaged and used in school and other education;
24. CALLS UPON Contracting Parties to share examples of good wetland education materials, programmes or curricula for the school education sector through the Convention website or through other media in cooperation with the Ramsar Regional Initiatives, especially the Ramsar Regional Centres, and with other relevant programmes and networks such as Wetland Link International, the global network of wetland centres;
25. ENCOURAGES Contracting Parties to utilize Ramsar National Reports to report on progress regarding wetland education in schools and learning institutions, as appropriate;
26. INSTRUCTS the Secretariat to analyse the progress of development and implementation of wetland education programmes based on National Reports in cooperation with a small working group consisting of CEPA experts especially created for this purpose, and report the progress to the Contracting Parties through the COPs, towards the goal of mainstreaming wetland education in formal education; and
27. REQUESTS the Secretariat to coordinate with the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO) and work to synergize the Convention on Wetlands' goal of integrating wetland education in formal education with UNESCO's ESD for 2030 roadmap.

## 2. グループワークのための事例記入用紙における「インフォーマル・エデュケーション」「ノンフォーマル・エデュケーション」「フォーマル・エデュケーション」についての説明

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 第14回学習・交流会

### グループワークのための事例記入用紙における

#### 「インフォーマル・エデュケーション」「ノンフォーマル・エデュケーション」「フォーマル・エデュケーション」についての説明

コーディネーター 笹川孝一

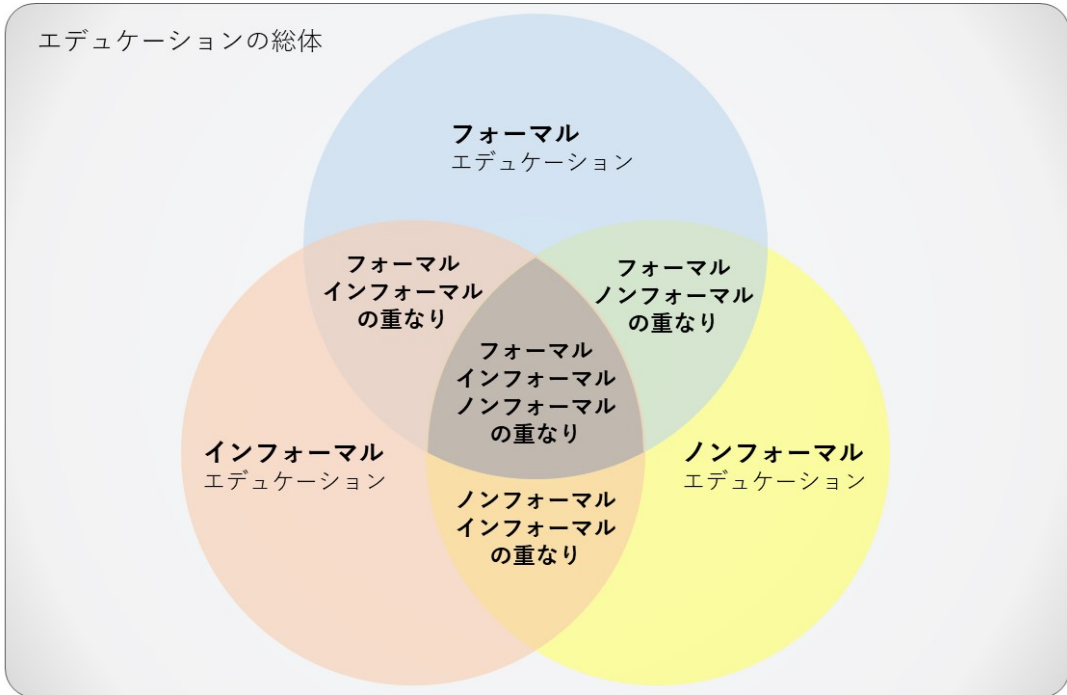
#### 1. 「インフォーマル・エデュケーション」「ノンフォーマル・エデュケーション」「フォーマル・エデュケーション」という考え方の意味

ラムサール条約第14回締約国会議（COP14）における湿地教育に関する決議では、「フォーマル・エデュケーション（Formal Education）」というコトバが使われています。

この言葉は、日本ではあまりなじみがない言葉ですが、決議で使われている言葉なので、関連の「ノンフォーマル・エデュケーション」「フォーマル・エデュケーション」と併せて、以下、説明します。

結論を言えば、次の4点が大切です。

- ・「フォーマル・エデュケーション」は、近代学校における教育活動やシステムを指す言葉。公権力が関与する「公教育（public education）」の根幹をなすものですが、公教育とイコールではありません。
- ・「インフォーマル・エデュケーション」は、広く国民・住民の間で行われている様々な教育プログラムで、近代社会以前から営々と続いてきた、教育活動の基盤を成すものです。
- ・「ノンフォーマル・エデュケーション」は、地域の教育活動をサポートする役割を果たす、地方自治体などの公権力が関与する教育プログラムですが、卒業資格、学位を付与するものではない点に、「フォーマル・エデュケーション」との違いがあります。そして、「フォーマル・エデュケーション」と一体になって、公教育を形成しています。
- ・社会全体での現実の教育活動、「生涯学習」あるいは「生涯学習体系」は、以上述べた、3つの形式の教育活動、すなわち、フォーマル、インフォーマル、ノンフォーマルの組み合わせと協力で成り立っています。



詳しい説明は、少し込み入っていますが参考にして下さい。

《参考》

① 「フォーマル・エデュケーション」は近代学校における教育を指す言葉

この言葉は革命後のフランスで、フランス国民を作るために国家が関与する「公教育制度を作る」ことを意図して、公教育学校を法制度化したことを基盤としています。それは、読み書き能力や広い視野と教養をもったフランス国民を育てるために、カリキュラム整備、継続的な授業、単位認定と卒業資格（学位）付与などを条件とするものです。

日本では、明治5（1872）年に始まり、いくつかの変革を経ながら今日まで続く学校制度です。

② 「インフォーマル・エデュケーション」は広く国民、住民の間で行われている様々な教育プログラム

近代学校制度が整う前から、人間の生活のある場所では様々な教育活動が行われてきました。家庭や地域社会、企業やNPO、財団、多様な任意団体などが行っている教育活動です。

この教育活動は、多様であり、その中から「市民の科学」「市民の芸術」などが展開し、学校（フォーマル・エデュケーション）に影響を与えてきています。ですから、教育活動という点でいえば、こちらの方が歴史も古いもので、セミナー修了書などを独自に出すところもあり、教育活動の母体ともいえるものです。

ただ、小学校卒業、中学校卒業、高校卒業…大学卒業、大学院修了などの卒業認定資格（学位など）を付与する仕組みにはなっていません。だからと言って、「フォーマルが上位でインフォーマルはとるに足らないものだ」ということではありません。

③ 「ノンフォーマル・エデュケーション」は、地域の教育活動を促進する役割を果たす

ノンフォーマル・エデュケーションという考え方は、フォーマルとインフォーマルの中間に位置するもので、歴史的には、とくにフォーマルを補完するものという側面を強

く持ってきました。

しかし、現代の日本のように学校制度が整備され、教育基本法で「生涯学習」を上位概念に据えてその下に「学校教育」や「社会教育」などを位置づけている環境においては、意味合いが変わってきました。

成熟社会という現在の「先進国」においては、法的な裏付けのある公民館（市民館）、図書館、博物館（植物園・動物園・水族館をふくむ）公共的な教育施設や、各省庁がもっている多様な教育施設、あるいは都道府県や市区町村がかかわる住民を対象とする助成制度や教育プログラムによって、「学校（フォーマル・エデュケーション）」ではできない多様な学習機会を積極的に推進するという機能が強くなっていると言えます。

したがって、ここでも「フォーマルが上位でノンフォーマルはとるに足らないものだ」ということではありません。

#### ④ 現実の教育活動、「生涯学習社会」は3つの形式のフォーマル、インフォーマル、ノンフォーマルの住み分けと協力で成り立っている

以上は、「フォーマル・エデュケーション」というものを軸とした考え方ですが、実際には、この3つの教育活動、学習活動が住み分けしながら協力し合っています。

・家族、地域、企業、NPO等々、最も物事の現場に近いところで、自由闊達に行われている教育・学習活動（インフォーマル）にはリアリティーがあり、深い知識・技能や教養を習得できる可能性があります。生涯教育・学習社会の母体です。

しかし、ここでは文字の読み書きや活用、それを使った広い知識・教養を培うことは必ずしも簡単ではありません。

・その反対に、学校（フォーマル）においては、文字の読み書きやそれを使った広い知識・技・教養を培うことができる可能性があります。また、卒業資格を付与することによって、その人がどのような学習活動を積み重ねてきたのかを示すこともできます。

しかし、学校という場は生活や社会活動の現場ではないために、リアリティーという点では弱さが発生します。そこで、「見学」「体験」「実習」などの形で、現場に行き、あるいは現場で体験したこと、見聞きしたことを「宿題」などの形で、文字・文章、絵画・写真・映画、音楽などの方法で表現して、教養の質を高めることが行われています。

つまり、学校（フォーマル）にとっては、現場（インフォーマル）での「見学」「体験」「実習」等の協力が欠かせないのです。

・そして、インフォーマルをサポートし、かつフォーラムとインフォーマルの仲立ちをするのが、ノンフォーマルです。

フォーマルが現場のリアリティーを学校に導入するためには、住民団体等が集う公民館（市民館）、図書館、博物館・植物園・動物園・水族館、ビジターセンター等の施設の見学・訪問、そこでの資料調べは、アクセスしやすい方法です。

また、学校関係者が市区町村の役所・役場の様々な担当課とコンタクトをとって、学校におけるリアリティーを増やす方策について相談に乗ってもらうこともできます。

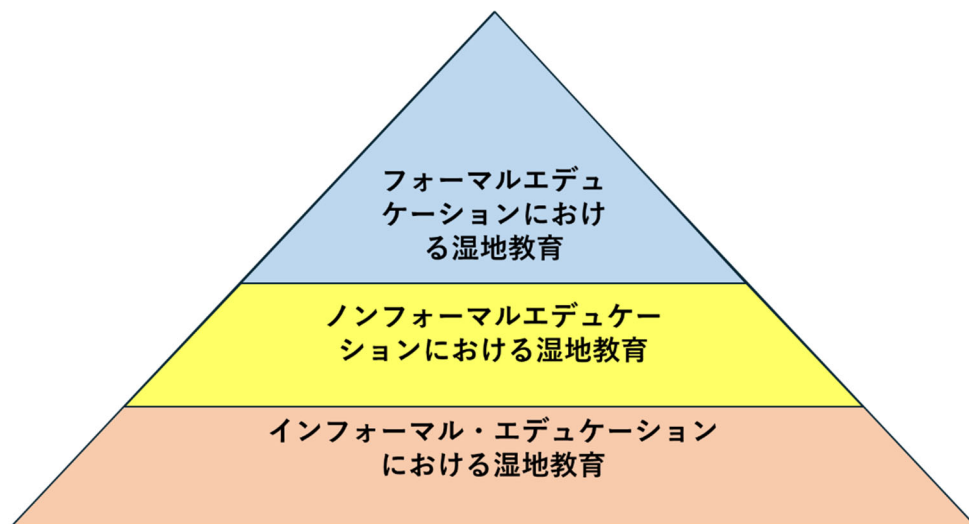
同時に、インフォーマルの活動をサポートし、ときには主催講座・セミナーを開くことによって、また、インフォーマルの活動の成果の作品化を支援することなどを通じて、生涯学習社会の基盤であるインフォーマルの拡充に貢献することができます。

## 2. 「湿地教育」の3つの構成部分～フォーマル、インフォーマル、ノンフォーマル～ では、以上のことを「湿地教育」にそくして言うと、どのようになるのでしょうか？

まず押さえておきたいことは、日本は、世界の中でも湿地に関する教育活動としての「湿地教育」wetland education が最も盛んな国の1つであるということです。そして、日本政府だけではなく、都道府県や市区町村の1つ1つが、地域の人々と協力しながら、地域の実情に合わせて、湿地教育を発展させていたということです。

ですから、「湿地教育」を盛んにする、「フォーマル・エデュケーション」における湿地教育を盛んにするということに、日本の場合には、何か新しいことを始めるという必要は必ずしもありません。これまでやってきたことを出し合い、整理して、共有することで、更なる発展のための「次の一手」を見つけ出し、共有することが大事です。自分たちの所の宿題を受け取って、また市町村会議の学習・交流会に持ち寄って共有することが大事であると言えます。

その際に、歴史的な経緯から、またこの市町村会議に集まっている多くの方々の所属が、市区町村の様々な部局の担当者であるということを踏まえたときに、インフォーマル、ノンフォーマル、フォーマルの順番で考えることが、わかりやすいかと思えます。



- ① 地域を基盤とする湿地教育（インフォーマル湿地教育）はとても豊かに展開されてきた。

河川、湖沼、水田など、陸上の水のあるところ、また、海浜などを含む多様な自然・人工湿地とそこに生きる植物・動物・人の生活を大切にする伝統が、日本にはとても豊かにあります。また、近代化によって破壊された湿地や湿地で生きるいのちを回復する取り組みも盛んです。そうしたことが、それぞれの市区町村において、人から人へ受け継がれ、NPO、民間企業、様々な団体・個人の間で共有されてきました。これは湿地教育の基盤です。

- ② 市区町村の諸施設や各部局による湿地教育（ノンフォーマル湿地教育）の事例もたくさんある。

湿地教育の取り組みには、環境課、環境生活課、産業建設課、農政課、観光課、地域振興課などの部局や、公民館、図書館、博物館、動物園・水族館、水鳥・湿地センター、ビジターセンター等の施設など、市区町村が関与しているものもたくさんあります。

そこには、直接主催しているプログラムもあり、また、助成金や施設利用機会の提供、講師派遣など、間接的にサポートしているものもあります。

これは、市区町村等の全ての部局が行っている湿地教育の推進事業です。

### ③ 学校における湿地教育（フォーマル湿地教育）も充実している。

こうした基盤の上に、文部科学省・教育委員会が管轄する国公私立学校で実施されている湿地教育があります。生活科、理科、社会科、家庭科、国語科、総合的な学習の時間等で、水や湿地・水辺、そこで生きる、人間を含めた多様な生命体や産業などについて、授業が行われています。これは、学習指導要領に定められ、それに基づく教科書や地域副読本での記述にも示されています。

これらの授業は、一方では湿地の具体的現場における体験やイメージと結びついて行われます。同時に、「水の星・地球」「水と私たちの暮らし」「水にかかわる生命と生態系」「水を生かした暮らし・産業や環境保全」など、個別の湿地を超えた「水・湿地に関する教養」を培う役割を果たします。これは、人々が「湿地」に関する総合的なマネジメントをする上での広い視野を提供するものです。

## 3. 地元に沢山あるフォーマルとの協力関係

～グループワーク準備の用紙に記入する際の参考例として～

インフォーマル（FE）、ノンフォーマル（NFE）側からのフォーマル（IFE）への協力の仕方とその事例は全国の市町村の地元に、既にたくさんあります。少なくとも、次の5つのタイプが考えられます。

### ① 地域副読本作成に対する、地元の人・関係職員等の協力

市町村会議の会員自治体の少なくないところで、「地域副読本」と呼ばれる副教材を発行しています。自治体によってそれぞれ固有の名前が付けられています。また、人口の少ない町村では、製本されている冊子体ではなく、プリントや電子媒体の所もあります。

これは、小学校3・4年生の社会科において学ぶ、地元の地域を理解するためのものです。内容は自治体により様々ですが、そこには、湿原・河川・湖沼・海岸などを含む地域の自然湿地や、上下水道や水田・ため池などの人工湿地、農業や水産業、農産物・水産物加工業、温泉（地熱性湿地）や湿地を含む自然景観を生かした観光業などの産業やそれらに携わる人々、そうした地域の歴史などが描かれています。

地域副読本を使った、これらについての教育活動は、「湿地教育」という名称では括られていないことが多いのですが、「湿地教育」としての実質を持っています。

湿地教育の実質を担う地域副読本を作成する際に、地元出身者が多いとは限らない学校教員だけでは、地元情報が十分には集まりません。そこで、それに詳しい地元の人々、市区町村の関係職員が協力することは多くあります。これは、インフォーマル、ノンフォーマルによる、フォーマルへの協力の一形態と言えるでしょう。

### ② 出前授業

こうした地域副読本を使った授業の際に「出前授業」が行われたりします。

登録湿地である琵琶湖西岸の滋賀県高島市の安曇川漁協の人が、地元の小学校に「琵琶湖の漁業」についての「出張授業」に行っています。漁業については、もちろん、漁業者の方が詳しいわけです。漁具、漁法、獲れる魚の種類、琵琶湖固有種を使った地元の名産「鮒ずし」の加工方法や食べ方、アユの上賀茂神社への奉納や全国への移出などについて説明します。こうした例は、全国各地にあります。

出前授業もまた、I F EやN F EによるF Eへの協力の一形態です。

### ③ 現場・施設見学、社会科見学

これとは逆に、学校の児童・生徒が湿地の現場・施設に来る例もたくさんあります。学年やクラスで来る場合も多くあります。またクラブ活動の一環で来る場合もあります。

そうした場所は、沖縄石垣市の名蔵アンパルや那覇市・豊見城市の漫湖、出水市のツル公園、豊岡市のコウノトリの郷公園・コウノトリ文化館、習志野市の谷津干潟自然観察センター、釧路市の細岡展望台など、たくさんあります。

そこでは、施設職員、湿原や湿原の生物に詳しい地元の人が説明し、また、可能な方法で湿地の中に入って、湿地を体感する活動が行われ、またときには隣接する道の駅などで湿地の産物やそれを買求める人々に接したりもします。

そして、これらの体験を、作文や絵、日記などの形態で記すことで意識化し、担任に提出し、場合によってはクラスの班ごとに話し合い、ポスターの制作や発表をすることもあります。

南三陸町・志津川湾や谷津干潟、尾瀬の場合には地元の高校のクラブ活動との連携があり、この場合には年度や学年を越えて、継続的に行われていることも少なくありません。

これも、ノンフォーマル、インフォーマルによるフォーマルへの協力の形です。

### ④ 現場での体験

湿地教育の現場に、児童・生徒たちが単独で行くことも多くあります。例えば、鶴岡市の大山上池・下池の自然学習交流館「ほとりあ」では、「いのち学」など上池・下池や隣接する都沢湿地に生きる、特定外来種のウシガエルやアメリカザリガニを捕獲し解剖して命の価値について学び、同時のその食べ方も学びます。

施設の大きさやプログラム実施の人数の関係で、児童・生徒は学校やクラス単位で来るというよりは、個別にやってくる人が多いようです。しかし、個別にやってきた児童・生徒が夏休みの宿題等で絵日記などを書いて学校に提出することもあるようです。

また、「ほとりあ」で学んだ児童・生徒の中から医学部の学生になった人もいます。で、いのちへの関心が、その学生を育てたといえるかもしれません。

ユネスコの食文化創造都市でもある鶴岡市の「ほとりあ」では、浮草組合という蓮や菱の収穫権を持つ組合の人々との協力関係、ウシガエルの肉やアメリカザリガニの肉、ザリガニの殻の粉末を使ってもらった地元のフランス料理店、ラーメン店などとの協力関係を創りながらプログラムを組み立ててきました。また、地元にある山形大学農学部との協力関係も持っています。

こうした取り組みも、I F E、N F EとF Eとの協力の一形態です。

## ⑤ 施設等での実習や大学などとの研究協力関係など

湿地の関係施設では、大学生たちの実習を受け入れているところもあります。

谷津干潟自然観察センターでは、法政大学など複数の大学の学生の実習を受け入れてきました。ここで学んだ学生たちは、それぞれの大学学部プログラムの単位を取得できる仕組みです。

豊岡市ではコウノトリ文化館に隣接する兵庫県立大学と協力してコウノトリの生態やコウノトリにかかわる地域社会についての研究に関する協力関係を創っています。また、職員が県立大の社会人学生として研究に携わるケースもあります。

このような、大学・大学院レベルでの連携関係としては、先の、ほとりあと山形大学農学部の協力関係、新潟大学と「Wetland City 新潟市」との協力関係、南三陸町と大正大学、共立女子大学との連携もあります。また南三陸町では、町の「ラーニングセンター」を設立し企業研修と共に大学生の研修を受け入れ、ラムサール条約登録湿地である志津川湾とそれを支える森林を含め、東日本大震災の被害とそこからの復興の地域づくりを素材としながら広く日本の大学教育（フォーマル・エデュケーション）への協力を始めています。

このようにラムサール条約登録湿地関係市区町村では、地域の自然・産業・学問・芸術を育てながら、広く日本各地の大学教育づくりにも貢献しています。

## 4. 地元でのインフォーマル、ノンフォーマル、フォーマルの協力関係が住民の学習、地元の学問・芸術、地元と日本の学校（幼稚園から大学まで）における教育を育てている

ここで挙げたものは、皆さんたちが地元で努力していることのほんの一例です。この他にももっと豊かな実践体験がある事と思います。

日本では、FE、IFE、NFEの3者の協力関係がたくさん成立していて、それはさらに進化を遂げつつあります。この協力関係の中で、学問、芸術、産業が育ち、人々と地域が育っています。それは、日本全国で共有する価値のあることですが、同時に、東アジアや世界で共有する価値のあることです。

そのことに確信をもって、2023年度の市町村会議の学習・交流会で互いに地元の事例を紹介し合い、共有し合っていきましょう。

### 3. 学校教育で〇〇教育を行うために（第15回学習・交流会での日置光久さんの言葉）

#### 子どもの資質・能力を育成する～学校教育へ入っていくために必要な視点

PSP（海洋教育パイオニアスクールプログラム）の目標は、次の通りです。

- ① 幼・小・中・高等学校での海の学び、海洋教育の普及と促進
- ② 海の学びに取り組もうとする学校や先生の活動の支援
- ③ 人と海が共生できる社会づくりに必要な資質・能力をもった人材育成の支援
- ④ 海を活用した新たな学びの開発

ここでポイントは3番目なのです。学校へ入っていくためには、子どもの資質・能力を育成するのだという、明確なターゲット、これがないとただ海が大事だからとか、海が心を癒すとか、あるいは国際問題がある、後は、地球温暖化云々だとか、そういうことだけではなくて、それをやることによって、子どもの資質・能力。これはもう学習指導要領のコアですから、この能力がちゃんと育成できるのですか、どんなものが育成できるのですか、ということを明確に示すことによって、初めてその材料として海が大事なのだなあと、二次的に海が入ってくる。海というのは材料なのですね。海を教えるのではないのです。教育では、教育の「in」「about」「for」という言い方をします。「Education in the Ocean」「Education by the Ocean」「Education for the Ocean」とかですね、海のために、海に行って、海によって、海を使って、学習指導要領にある資質・能力を育成する、教育の目標を実現するということが明確に示されているかどうか、焦点です。ただこの内容を教えてくれ、では駄目なのですね。

※詳細は『ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 第15回学習・交流事業の記録』のP11-14をご参照ください。

#### 4. 学校教育法 一部抜粋

**第二十一条** 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

#### 第四章 小学校

**第二十九条** 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

**第三十条** 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

**第三十一条** 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

#### 第五章 中学校

**第四十五条** 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

**第四十六条** 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

## **第六章 高等学校**

**第五十条** 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

**第五十一条** 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと

ラムサール条約登録湿地関係市区町村における  
湿地教育の現状と課題

2025年3月

執筆・協力：笹川孝一（法政大学）、田開寛太郎（都留文科大学）  
元岡直子・佐藤英樹・廣瀬郁恵（釧路市環境保全課）  
佐々木美貴・朴恵眞（日本国際湿地保全連合）

発行：ラムサール条約登録湿地関係市町村会議  
会長 鶴間秀典（釧路市長）

〒085-8505 北海道釧路市黒金町7丁目5番地  
釧路市市民環境部環境保全課自然保護担当  
TEL：0154-31-45940 FAX：0154-23-4651

編集：特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合  
〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町17-1 城野ビルⅡ 2階  
TEL：03-5614-2150 FAX：03-6806-4187